

邑楽町第六次総合計画

後期基本計画

～ The Sixth Comprehensive Plan of Ora Town ～
令和3年度（2021）～ 令和7年度（2025）



後期基本計画の策定にあたって



本町では、これまで平成 28 年度 (2016 年度) を初年度とする、邑楽町第六次総合計画を策定し、「やさしさと活気の調和した 夢あふれるまち“おうら”」を将来像として、また、「人口減少に対応した地域資源の活用と少子化対策の充実で元気あるまちづくり」を基本理念に、あらゆる分野で人口減少対策に努めてまいりました。

この総合計画の計画期間は、基本構想 10 年間、基本計画は前期・後期の 5 年間ごとと定めております。ここに前期基本計画期間の終了年次を迎えることから、新たに 5 年間の後期基本計画を策定いたしました。

今後も、社会経済情勢や町民ニーズの変化、多様化を的確に捉えた行政サービスを提供します。また、後期基本計画では、危機管理体制の強化や豊かな自然と都市機能が共生する持続可能なまちづくりを更に推進していけるよう努めてまいります。

結びに、本計画の策定に当たりまして、数多くの貴重なご意見・ご提言を頂きました邑楽町総合開発計画審議会委員の皆さま、外部評価委員会委員の皆さま、邑楽町議会議員の皆さま並びに町民アンケート、町民広聴会、一日子ども議会等を通じ、ご協力を頂きました全ての皆さまに心から感謝申し上げます。

令和 2 年 12 月

邑楽町長 金子正一

邑楽町第六次総合計画 後期基本計画

第1章 後期基本計画策定の趣旨	1
第2章 総合計画の構成と期間	1
第3章 後期基本計画策定方針	2
（1）前期基本計画からの継続的考え方	2
（2）後期基本計画への新たな反映要素	5
第4章 後期基本計画	13
邑楽町第六次総合計画後期基本計画体系図	14
後期基本計画でのSDGsの位置付け	15
後期基本計画施策	33
1 総合的な医療サービスの提供	34
2 健康づくりの推進	36
3 地域福祉活動の推進	38
4 高齢者福祉の推進	40
5 障がい者福祉の充実	42
6 社会保障制度の健全な運営	44
7 子育て支援の充実	46
8 ひとり親福祉の充実	48
9 消防力と救急体制の充実	50
10 防犯対策の推進	52
11 危機管理体制の整備	54
12 交通安全対策の推進	56
13 消費者の安全対策の推進	58
14 相談事業の拡充	60
15 農業の振興	62
16 工業の振興	64
17 商業の振興	66
18 良好な就労環境の整備	68
19 観光活動の活発化	70
20 計画的な土地利用の推進	72
21 交通環境の整備	74
22 緑と水辺の保全と整備	76
23 良好な住環境と市街地形成	78
24 安定した上水道の供給	80
25 温暖化防止対策の推進	82
26 快適な生活環境の創造	84
27 循環型社会の形成	86

2 8	幼児教育・保育の充実	88
2 9	質の高い学校教育の推進	90
3 0	社会教育の振興と生涯学習社会の推進	92
3 1	青少年の健全育成	94
3 2	スポーツの振興	96
3 3	文化財の保護と活用	98
3 4	芸術文化の振興	100
3 5	多文化共生・国際化の推進	102
3 6	人権の尊重・男女共同参画社会の推進	104
3 7	地域コミュニティ活動の推進	106
3 8	情報共有と町民参画の推進	108
3 9	協働のまちづくりの推進	110
4 0	ICT（情報通信技術）の推進	112
4 1	効率・効果的な行政運営の推進	114
4 2	財政運営の健全性の確保	116
4 3	広域行政の推進	118
第5章	参考資料	120
	策定体制	121
	策定経過	122
	邑楽町議会基本条例	123
	邑楽町総合開発計画審議会条例	127
	諮問書・答申書	128
	策定組織名簿	133
	注釈一覧	136
基本構想		140
	将来像	141
	基本理念	141
	将来都市構造図	142
	基本目標	144
	主要指標	144
	基本方針	145
	体系図	147
	施策の概要	148
	最重点施策・重点施策	154

第1章 後期基本計画策定の趣旨

本町では、平成28年度（2016年度）に「やさしさと活気の調和した夢あふれるまち“おうら”」を町の将来像とした邑楽町第六次総合計画を策定し、前期基本計画においてその実現に向けたまちづくりを進めてきました。

しかし、本町を取り巻く環境は、少子高齢化や人口減少の急速な進行による人口構造の変化だけでなく、大規模な自然災害や世界的な疫病などに対する町民の危機管理意識の高まりなど、ここ数年で大きく変化しています。また、地方分権の推進や東京一極集中是正の動きなど、行政に期待される役割が、ますます膨らんでいる状況です。

このような状況の中で、地域の事情や社会経済情勢の変化に的確に対応しながら、本町の地域資源を最大限に生かすとともに、町民や事業者などと手を取り合いながら、これからの時代にふさわしいまちづくりを一体的に進めていく必要があります。

そのために、町民誰もが未来に向かって夢や希望の持てる、快適で魅力あふれるまちづくりを継続して進めていくために、ここに邑楽町第六次総合計画後期基本計画を策定します。

第2章 総合計画の構成と期間

平成28年度（2016年度）から令和2年度（2020年度）までを計画期間としていた前期基本計画に引き続き、令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までを計画期間とする後期基本計画を策定します。



第3章 後期基本計画策定方針

(1) 前期基本計画からの継続的考え方

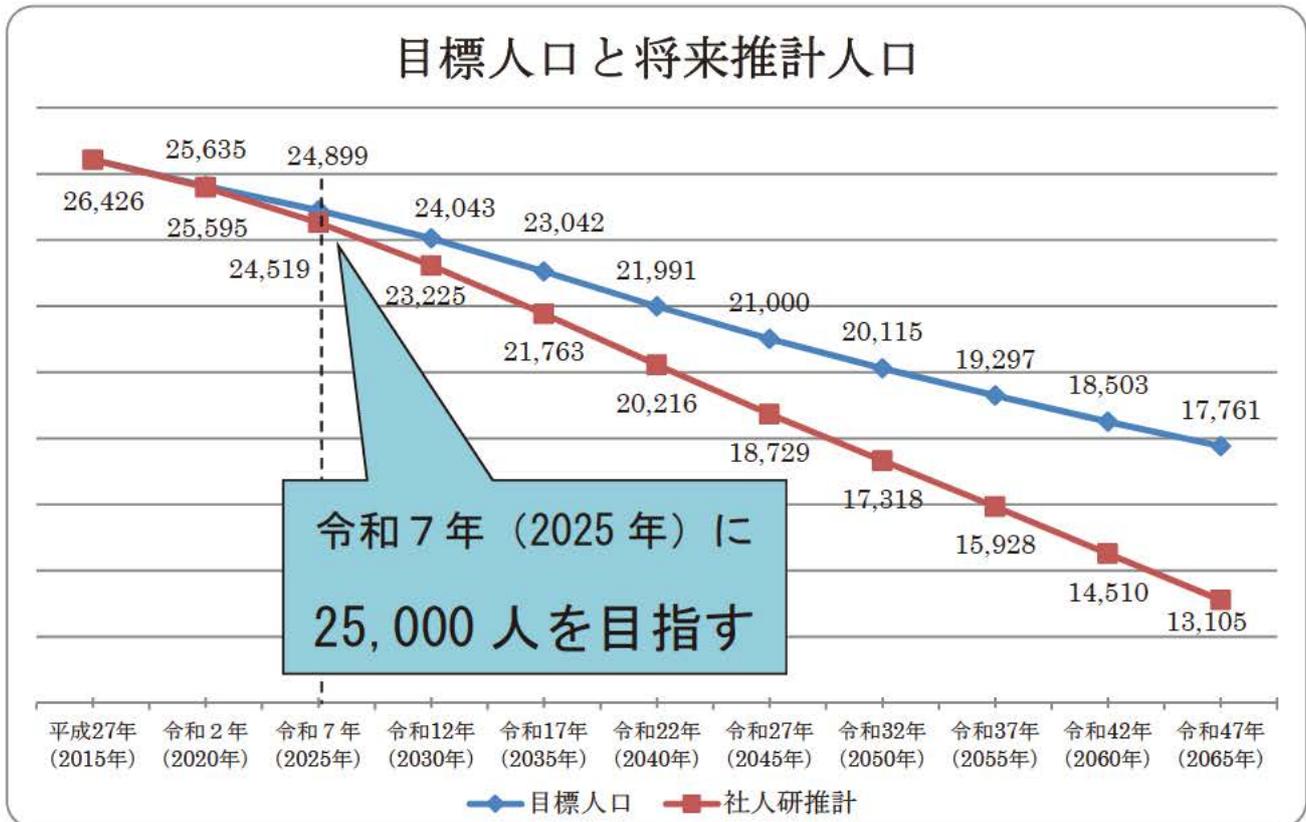
1. 基本構想

邑楽町第六次総合計画の将来像実現のため、基本構想の体系は変更せず継続して取り組んでいきます。

将来像	基本理念	基本目標	基本方針	施策
やさしさと活気の調和した夢あふれるまち“おうら”	人口減少に対応した地域資源の活用と少子化対策の充実で元気あるまちづくり	基本目標1 誰もが健やかに 安心して暮らせる まちづくり	基本方針1 地域で支え合う健康と 福祉のまち	(1)総合的な医療サービスの提供 (2)健康づくりの推進 (3)地域福祉活動の推進 (4)高齢者福祉の推進 (5)障がい者福祉の充実 (6)社会保障制度の健全な運営
			基本方針2 安心して子どもを産み育てられるまち	(7)子育て支援の充実 (8)ひとり親福祉の充実
			基本方針3 災害に強く犯罪や 事故の少ない安全なまち	(9)消防力と救急体制の充実 (10)防犯対策の推進 (11)危機管理体制の整備 (12)交通安全対策の推進 (13)消費者の安全対策の推進 (14)相談事業の拡充
		基本目標2 快適な暮らしと 魅力ある産業が あるまちづくり	基本方針4 活力ある産業を 育み働きやすいまち	(15)農業の振興 (16)工業の振興 (17)商業の振興 (18)良好な就労環境の整備 (19)観光活動の活発化
			基本方針5 快適で利便性の高い 都市基盤のまち	(20)計画的な土地利用の推進 (21)交通環境の整備 (22)緑と水辺の保全と整備 (23)良好な住環境と市街地形成 (24)安定した上水道の供給
			基本方針6 自然と人が調和し 環境にやさしいまち	(25)温暖化防止対策の推進 (26)快適な生活環境の創造 (27)循環型社会の形成
		基本目標3 豊かな心を育む 教育のまちづくり	基本方針7 子どもたちの豊かな心と 生きる力を育むまち	(28)幼児教育・保育の充実 (29)質の高い学校教育の推進
			基本方針8 町民の学ぶ意欲と 創造力を育むまち	(30)社会教育の振興と生涯学習社会の推進 (31)青少年の健全育成 (32)スポーツの振興
			基本方針9 地域の歴史・文化を守り育むまち	(33)文化財の保護と活用 (34)芸術文化の振興
		基本目標4 時代の変化に 対応し町民に 信頼される まちづくり	基本方針10 共生社会を実現するまち	(35)多文化共生・国際化の推進 (36)人権の尊重・男女共同参画社会の推進
			基本方針11 町民と歩む協働のまち	(37)地域コミュニティ活動の推進 (38)情報共有と町民参画の推進 (39)協働のまちづくりの推進
			基本方針12 信頼に応える 行財政運営のまち	(40)ICT(情報通信技術)の推進 (41)効率・効果的な行政運営の推進 (42)財政運営の健全性の確保 (43)広域行政の推進

2. 目標人口

高齢者及び子育て施策を充実させることで、基本構想で掲げた目標人口について、後期基本計画においても継続して目指します。



出典：社人研推計-国立社会保障・人口問題研究所-日本の地域別将来推計人口（平成30年（2018年）推計）

目標人口-社人研推計人口から町の施策を展開することで人口減少を抑制した場合の人口

3. 最重点施策及び重点施策

基本構想で定めた最重点施策及び重点施策を引き続き推進するとともに、基本構想の実現に向け更なる事業展開に取り組んでいきます。

最重点・重点施策		(施策番号) 基本計画の施策名
最重点 施策	子どもを産み育てやすい環境の整備	(7) 子育て支援の充実
	産業振興の推進	(15) 農業の振興 (16) 工業の振興 (17) 商業の振興
重点 施策	健康・高齢者福祉の充実	(1) 総合的な医療サービスの提供 (2) 健康づくりの推進
	災害に備えた危機管理体制の強化	(9) 消防力と救急体制の充実 (11) 危機管理体制の整備
	教育・文化の向上	(29) 質の高い学校教育の推進 (30) 社会教育の振興と生涯学習社会の推進

4. 施策のPDCA管理

前期基本計画では、毎年実施計画において事業ごとに進捗管理を行っており、基本計画においてもKPI（重要業績評価指標）を用いた施策評価を行うことで、事業の分析及び改善を毎年度行ってきました。後期基本計画では、前期基本計画での進捗管理の動向、KPIの達成率や施策評価の状況などを勘案し、施策の見直しを図るとともに、引き続きPDCA（Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善））サイクルで事業の進捗管理、分析及び改善を行ってまいります。

前期基本計画5年間のうち、これまでの3年間（平成28年度（2016年度）～平成30年度（2018年度）の施策評価結果）

基本目標	(施策番号)基本計画の施策名	平均点数
基本目標1 誰もが健やかに 安心して暮らせる まちづくり	(1)総合的な医療サービスの提供	50.6点
	(2)健康づくりの推進	73.7点
	(3)地域福祉活動の推進	70.1点
	(4)高齢者福祉の推進	78.8点
	(5)障がい者福祉の充実	52.0点
	(6)社会保障制度の健全な運営	81.1点
	(7)子育て支援の充実	85.4点
	(8)ひとり親福祉の充実	81.9点
	(9)消防力と救急体制の充実	83.3点
	(10)防犯対策の推進	87.5点
	(11)危機管理体制の整備	82.3点
	(12)交通安全対策の推進	85.4点
	(13)消費者の安全対策の推進	82.9点
	(14)相談事業の拡充	73.4点
基本目標2 快適な暮らしと 魅力ある産業があ るまちづくり	(15)農業の振興	75.5点
	(16)工業の振興	75.2点
	(17)商業の振興	42.9点
	(18)良好な就労環境の整備	68.4点
	(19)観光活動の活性化	78.4点
	(20)計画的な土地利用の推進	71.6点
	(21)交通環境の整備	72.3点
	(22)緑と水辺の保全と整備	62.2点
	(23)良好な住環境と市街地形成	60.0点
	(24)安定した上水道の供給	100点
	(25)温暖化防止対策の推進	78.0点
	(26)快適な生活環境の創造	54.2点
	(27)循環型社会の形成	78.5点
基本目標3 豊かな心を育む 教育のまちづくり	(28)幼児教育・保育の充実	88.4点
	(29)質の高い学校教育の推進	78.3点
	(30)社会教育の振興と生涯学習社会の推進	88.5点
	(31)青少年の健全育成	80.0点
	(32)スポーツの振興	87.9点
	(33)文化財の保護と活用	75.2点
基本目標4 時代の変化に 対応し町民に 信頼される まちづくり	(34)芸術文化の振興	93.3点
	(35)多文化共生・国際化の推進	64.9点
	(36)人権の尊重・男女共同参画社会の推進	77.6点
	(37)地域コミュニティ活動の推進	79.4点
	(38)情報共有と町民参画の推進	69.7点
	(39)協働のまちづくりの推進	78.8点
	(40)ICT(情報通信技術)の推進	69.2点
	(41)効率・効果的な行政運営の推進	72.1点
	(42)財政運営の健全性の確保	70.4点
	(43)広域行政の推進	78.3点

(2) 後期基本計画への新たな反映要素

1. 町民意見

後期基本計画を策定するに当たり、これまで町民広聴会や一日子ども議会、町民アンケートなどを実施し、町民からの意見や要望などを幅広く聴取してきました。

後期基本計画では、この町民意見を各施策に反映し、町民が思い描くまちづくりを目指します。

■町民広聴会

・実施概要

開催場所	開催日	対象地区	参加者	発言者	意見・要望件数
おうらこども園	令和元年（2019年） 9月25日（水）	高島地区	20名	32名	59件
長柄公民館	令和元年（2019年） 9月26日（木）	長柄地区	35名		
邑楽町役場	令和元年（2019年） 9月27日（金）	中野地区	39名		

・質問内容の内訳

(施策番号) 基本計画の施策名	件数内訳※
(2)健康づくりの推進	4
(3)地域福祉活動の推進	3
(10)防犯対策の推進	3
(16)工業の振興	3
(20)計画的な土地利用の推進	10
(23)良好な住環境と市街地形成	6
(28)幼児教育・保育の充実	4
(29)質の高い学校教育の推進	3

※3件以上の意見や要望のあったもののみ掲載。一つの意見でも複数の施策が該当する場合には、複数の基本計画施策に算入してあります。

■一日子ども議会

・実施概要

開催場所	開催日	対象者	参加者
邑楽町役場議場	令和元年（2019年） 8月2日（金）	中学生	16名

・質問内容の内訳

（施策番号）基本計画の施策名	質問件数
(2)健康づくりの推進	1
(3)地域福祉活動の推進	1
(4)高齢者福祉の推進	2
(7)子育て支援の充実	1
(11)危機管理体制の整備	3
(17)商業の振興	1
(18)良好な就労環境の整備	1
(29)質の高い学校教育の推進	1
(30)社会教育の振興と生涯学習社会の推進	1
(32)スポーツの振興	1
(34)芸術文化の振興	1
(36)人権の尊重・男女共同参画社会の推進	1
(37)地域コミュニティ活動の推進	1

■パブリックコメント

閲覧期間	令和2年（2020年）7月27日～8月26日
閲覧場所	役場企画課
対象者	次のいずれかに該当する個人又は団体 ①町内在住・在勤 ②町内に事務所・事業所がある ③その他本件に対して利害関係がある
提出方法	所定の用紙に記入し、次のいずれかの方法で提出 ①郵送 〒370-0692（住所記入不要）邑楽町役場企画課宛 ②ファクス 89-0136 ③メール plan@swan.town.ora.gunma.jp
意見	なし

■町民アンケート（一部抜粋）

・実施概要

調査期間	令和元年（2019年）8月9日～8月30日
調査対象	20歳以上、無作為2,000人
調査方法	郵送配布・回収
回収数	697（回収率34.9%）
	前回調査：845（回収率42.2%）平成26年（2014年）調査
調査委託会社	地域計画(株)

・今後町に力をいれてほしい施策（複数回答）：比率上位

項目	比率
保健医療の充実	45.9%
交通機関の充実	39.5%
地震・火災・水害などの防災対策	24.4%
社会福祉（子育て環境）の充実	22.7%
道路の整備	21.8%

・今後どのような町になることを望むか（複数回答）：比率上位

項目	比率
子どもやお年寄りを大切にする福祉のまち	65.1%
住みやすい環境が整った住宅のまち	64.6%
教育、文化、芸術の充実した文教のまち	27.0%
コミュニティ活動が活発でふれあいのあるまち	22.4%
農業を中心としたまち	18.8%

・町が他市町と比べて不足している点（自由記述を振り分け）：比率上位

（施策番号）基本計画の施策名	比率
(17) 商業の振興	29.9%
(21) 交通環境の整備	14.5%
(1) 総合的な医療サービスの提供	5.9%
(16) 工業の振興	4.3%
(10) 防犯対策の推進	3.8%
(41) 効率・効果的な行政運営の推進	3.8%

・近年どの分野のまちづくりが良くなったか（前期基本計画の取組の結果）：比率上位

項目	比率
自然と人が調和し環境にやさしいまち	56.4%
災害に強く犯罪や事故の少ない安全なまち	36.6%
地域で支え合う健康と福祉のまち	31.0%
安心して子どもを産み育てられるまち	26.7%
子どもたちの豊かな心と生きる力を育むまち	22.1%

・町が他市町と比べて誇れる点（自由記述を振り分け）：比率上位

(施策番号)基本計画の施策名	比率
(22) 緑と水辺の保全と整備	29.6%
(19) 観光活動の活発化	8.3%
(11) 危機管理体制の整備	5.9%
(41) 効率・効果的な行政運営の推進	5.9%
(26) 快適な生活環境の創造	5.2%

・町への転入者を増やすには（町民が考える転入者を増やす施策）：比率上位

項目	比率
まちの魅力や暮らしやすさの向上	52.7%
出産・育児支援の充実	40.6%
住宅支援の充実	37.9%
就労支援の充実	34.0%
結婚支援の推進	10.3%

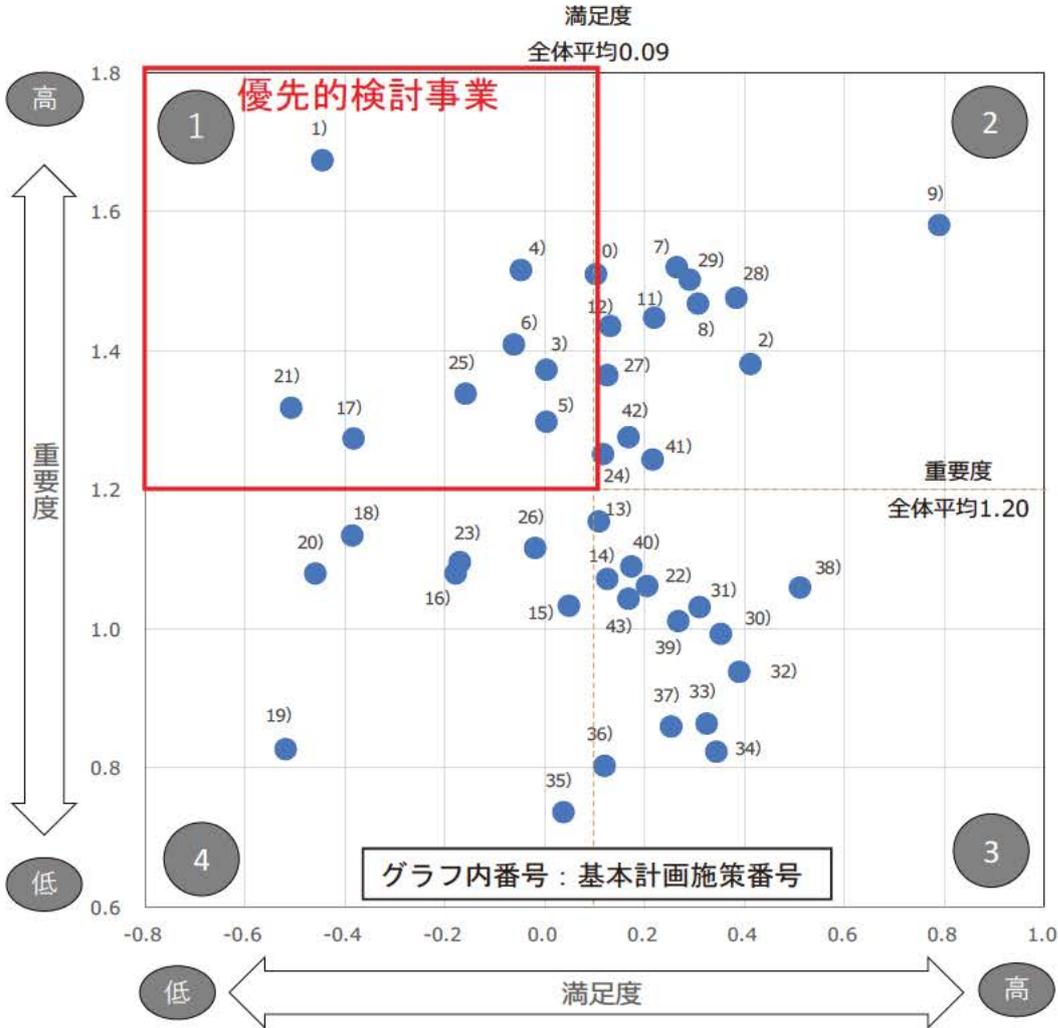
■転入者アンケート

・町に期待する施策（平成30年（2018年）2月～令和2年（2020年）3月までの計864件：回答率29.6%）（転入者が期待する施策）：比率上位

項目	比率
交通機関の充実	15.2%
道路の整備	14.5%
子育て施策の充実	11.6%
保健医療の充実	10.2%
商業の充実	9.1%

■町民アンケートにおける散布図による分析

町民アンケートにおいて、①重要度が高く、満足度が低いもの、②重要度が高く、満足度も高いもの、③重要度が低く、満足度が高いもの、④重要度が低く、満足度も低いものとなっています。優先すべき施策を検討する目安となるのが、重要度が高く満足度が低い項目になります。



■優先的検討事業

重要度が高く、満足度が低い基本計画の施策：(施策番号) 基本計画施策名	
(1) 総合的な医療サービスの提供	(6) 社会保障制度の健全な運営
(3) 地域福祉活動の推進	(17) 商業の振興
(4) 高齢者福祉の推進	(21) 交通環境の整備
(5) 障がい者福祉の充実	(25) 温暖化防止対策の推進

2. まち・ひと・しごとに特化した総合戦略との一体化

平成 27 年度（2015 年度）、人口減少社会に対応する国の地方創生の動きに合わせ、令和 42 年（2060 年）までの本町の将来推計人口を基に、本町のまち・ひと・しごとに重点を置いた施策をとりまとめた「邑楽町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略」を策定しました。後期基本計画では、この町総合戦略のまち・ひと・しごとの考えを各施策に溶け込ませ、町全体で人口減少社会に対応するまちづくりを推進していきます。



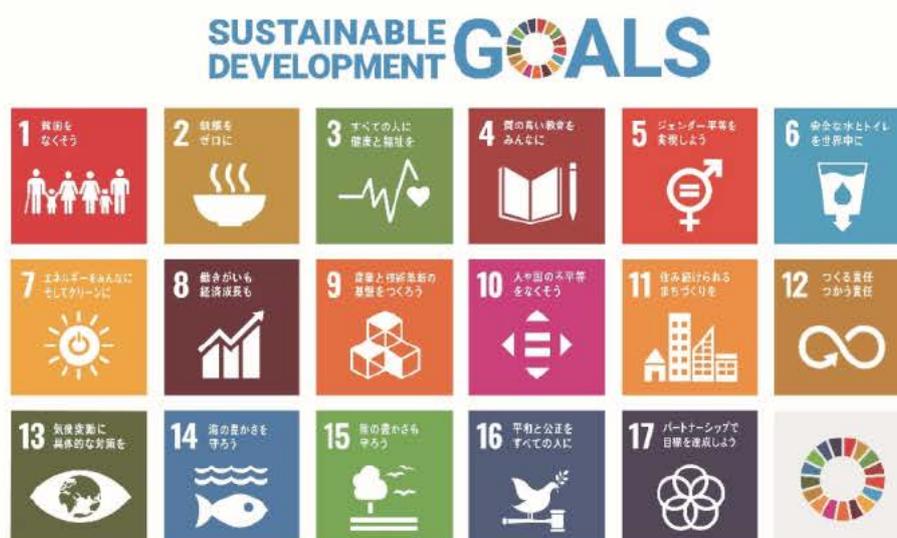
あわせて、人口ビジョンの基準である国立社会保障・人口問題研究所が発表している将来推計人口について、平成 30 年（2018 年）に新たな数値が発表されましたので、本町の数値も修正し目標人口に向けて各施策を推進していきます。

3. SDGs（持続可能な開発目標）の取組

SDGs とは、平成 27 年（2015 年）9 月の国連サミットで採択された令和 12 年（2030 年）を期限とする、先進国を含む国際社会全体の開発目標で、持続可能な世界を実現するための 17 の目標と 169 のターゲットで構成されています。

国は、SDGs の 17 の目標や 169 のターゲットに示される多様な項目の追及が、日本の各地域における諸課題の解決に貢献し、地方創生を推進するものであるとしています。

本町においても、SDGs の達成が本町の課題解決になる、また、本町の課題を解決することで SDGs に貢献できるという考えの下、総合計画の各施策と SDGs の各目標の関連付けを行い、町全体で SDGs を支援していきます。



邑楽町は、SDGs（持続可能な開発目標）を支援しています

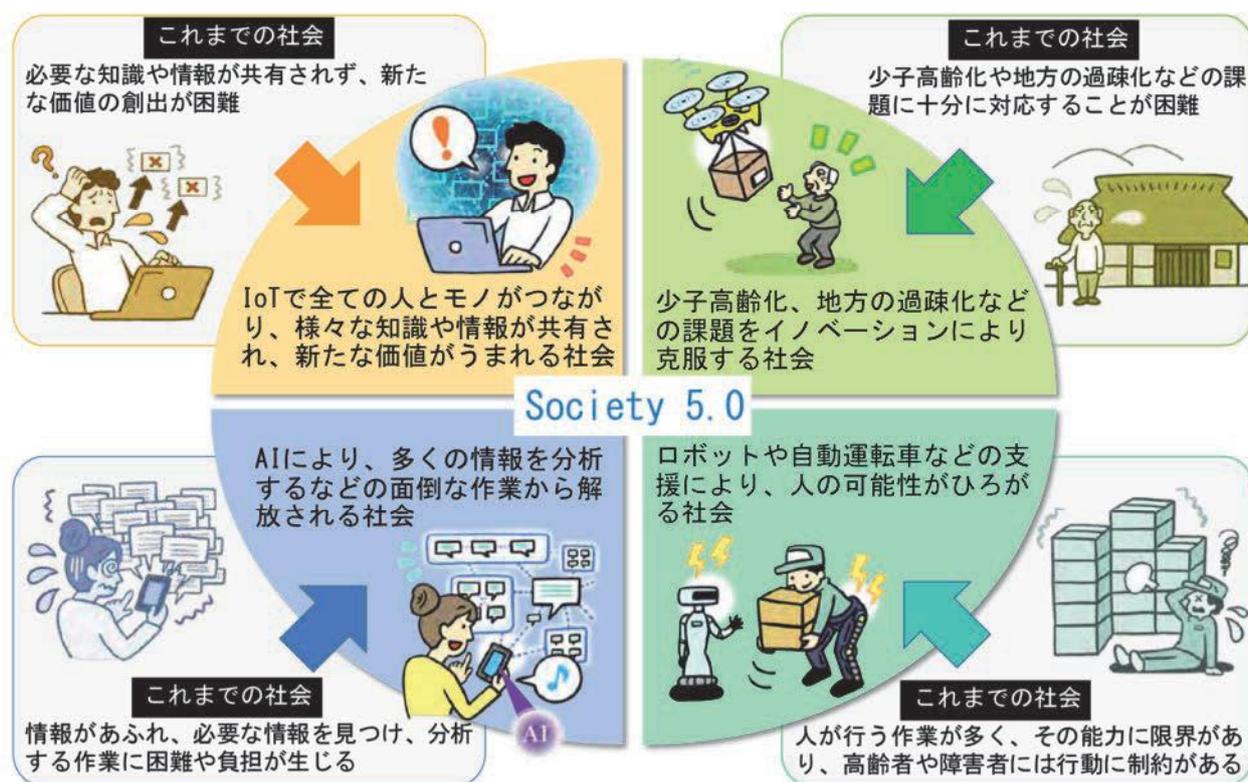
4. Society5.0（超スマート社会）の取組

Society1.0（狩猟社会）、Society2.0（農耕社会）、Society3.0（工業社会）、Society4.0（情報社会）に続く、新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画において我が国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱されました。

これまでのSociety4.0では知識や情報が共有されず、分野横断的な連携が不十分であるという問題がありました。Society5.0で実現する社会は、IoT（Internet of Things）で全ての人とモノがつながり、様々な知識や情報が共有され、今までにない新たな価値を生み出すことで、これらの課題や困難を克服します。また、AI（人工知能）により、必要な情報が必要な時に提供されるようになり、ロボットや自動走行車などの技術で、少子高齢化、地方の過疎化、貧富の格差などの課題が克服されます（内閣府ホームページより一部抜粋）。

本町においても、AIやRPA（ロボットによる業務自動化）の導入を積極的に推進することで、行政サービスの向上や業務の効率化を図っていきます。

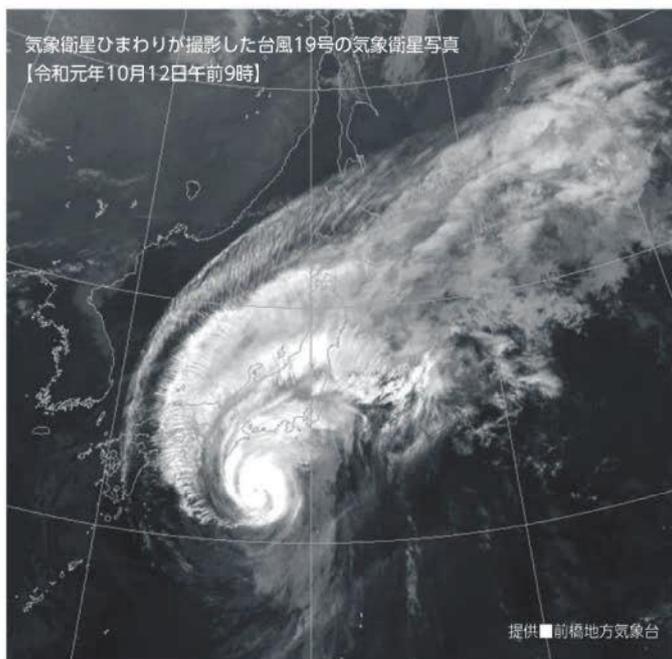
Society 5.0で実現する社会



出典：内閣府ホームページ

5. 社会情勢の変化への対応（危機管理体制の強化）

昨今の大型台風などの自然災害や新型コロナウイルス感染症などの世界的な疫病に対して、行政としての防災対策である「公助」について引き続き全庁を挙げて組織体制の整備や災害対応の強化を図っていきます。また、町民や地域で防災対策を行う「自助」及び「共助」の部分においては、啓発活動を推進するとともに、行政と一体となった防災対策に取り組みます。



令和元年10月台風19号

「数十年に一度の大雨」に災害対策本部で対応

大型で強い台風19号が強い勢力を保ったまま関東地方を北上。町でも12日昼ごろから翌未明にかけて大雨や暴風が猛威を振るいました。町内では倒木、冠水、床下浸水などの被害が発生しましたが、幸いにも人命や家屋などへの大きな被害は確認されませんでした。しかしながら、今回の経験を糧に、より一層安全安心なまちづくりを進めていかなければなりません。▼問合せ先 役場安全安心課☎47-5019

**災害対策本部を設置
情報収集を重点に**



12日午前9時に災害警戒本部を設置。警戒を続け、それまでにあった気象情報などから12日午後4時30分に災害警戒本部を災害対策本部へ移行し、対応を行いました。

**自主避難所を開設
町内に4か所**



保健センター、中央公民館、ヤングプラザ、長柄小学校を自主避難所として開設。時間経過とともに災害への不安が高まる中、29世帯78人（最多時）が自主避難をしました。

**倒木・冠水など
床下浸水が2軒**



大きな被害にならなかったものの、町内数か所での倒木や道路の冠水、床下浸水（2軒）の被害を確認しました。なお、人的被害の報告はありません。



邑楽町長 金子正一

町民の安全と安心を確保
今後検討すべき課題も

今回の台風19号により被災された方がたに、心よりお見舞い申し上げます。町内では、倒木・冠水・床下浸水の被害が発生し、町民の皆さまにも影響を及ぼしました。

防災対策の基本は「自助・共助・公助」となっています。このうち行政が行う防災対策「公助」については全庁を挙げて、万全の態勢で臨みたいと考えます。人命の保護を第一と考え、迅速に警戒本部を設置し、起こり得る状況を想定し、早めの対策を講じてまいります。加えて、自分の身は自分で守る「自助」、自分たちの地域は自分たちで守る「共助」といった地域ぐるみの防災意識の向上が被害を最小限に抑えるために重要な要素となります。

今回の災害にあっては、避難伝達もあり方など、今後検討すべき課題も多く見いだされました。町民の安全安心な暮らしを確保し、災害に強いまちづくりを進めていくために、災害対応の強化や避難体制の整備など、町民と行政が一体となって防災対策を進めてまいります。

～後期基本計画～

邑楽町第六次総合計画後期基本計画体系図

将来像	基本理念	基本目標	基本方針	施策
やさしさと活気の調和した夢あふれるまち “おうら”	人口減少に対応した地域資源の活用と少子化対策の充実で元気あるまちづくり	基本目標 1 誰もが健やかに 安心して暮らせる まちづくり	基本方針 1 地域で支え合う健康と 福祉のまち	(1)総合的な医療サービスの提供 (2)健康づくりの推進 (3)地域福祉活動の推進 (4)高齢者福祉の推進 (5)障がい者福祉の充実 (6)社会保障制度の健全な運営
			基本方針 2 安心して子どもを産み育てられるまち	(7)子育て支援の充実 (8)ひとり親福祉の充実
			基本方針 3 災害に強く犯罪や 事故の少ない安全なまち	(9)消防力と救急体制の充実 (10)防犯対策の推進 (11)危機管理体制の整備 (12)交通安全対策の推進 (13)消費者の安全対策の推進 (14)相談事業の拡充
		基本目標 2 快適な暮らしと 魅力ある産業が あるまちづくり	基本方針 4 活力ある産業を 育み働きやすいまち	(15)農業の振興 (16)工業の振興 (17)商業の振興 (18)良好な就労環境の整備 (19)観光活動の活発化
			基本方針 5 快適で利便性の高い 都市基盤のまち	(20)計画的な土地利用の推進 (21)交通環境の整備 (22)緑と水辺の保全と整備 (23)良好な住環境と市街地形成 (24)安定した上水道の供給
			基本方針 6 自然と人が調和し 環境にやさしいまち	(25)温暖化防止対策の推進 (26)快適な生活環境の創造 (27)循環型社会の形成
		基本目標 3 豊かな心を育む 教育のまちづくり	基本方針 7 子どもたちの豊かな心と 生きる力を育むまち	(28)幼児教育・保育の充実 (29)質の高い学校教育の推進
			基本方針 8 町民の学ぶ意欲と 創造力を育むまち	(30)社会教育の振興と生涯学習社会の推進 (31)青少年の健全育成 (32)スポーツの振興
			基本方針 9 地域の歴史・文化を守り育むまち	(33)文化財の保護と活用 (34)芸術文化の振興
		基本目標 4 時代の変化に 対応し町民に 信頼される まちづくり	基本方針 10 共生社会を実現するまち	(35)多文化共生・国際化の推進 (36)人権の尊重・男女共同参画社会の推進
			基本方針 11 町民と歩む協働のまち	(37)地域コミュニティ活動の推進 (38)情報共有と町民参画の推進 (39)協働のまちづくりの推進
			基本方針 12 信頼に応える 行財政運営のまち	(40)ICT（情報通信技術）の推進 (41)効率・効果的な行政運営の推進 (42)財政運営の健全性の確保 (43)広域行政の推進

後期基本計画での SDGs の位置付け

施 策	SDGsの位置付け	
	ゴール	ターゲット
(1) 総合的な医療サ ービスの提供	 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	3.1-2030年までに、世界の妊産婦の死亡率を出生10万人当たり70人未満に削減する。
		3.2-全ての国が新生児死亡率を少なくとも出生1,000件中12件以下まで減らし、5歳以下死亡率を少なくとも出生1,000件中25件以下まで減らすことを目指し、2030年までに、新生児及び5歳未満児の予防可能な死亡を根絶する。
		3.3-2030年までに、エイズ、結核、マラリア及び顧みられない熱帯病といった伝染病を根絶するとともに肝炎、水系感染症及びその他の感染症に対処する。
		3.5-薬物乱用やアルコールの有害な摂取を含む、物質乱用の防止・治療を強化する。
		3.7-2030年までに、家族計画、情報・教育及び性と生殖に関する健康の国家戦略・計画への組み入れを含む、性と生殖に関する保健サービスを全ての人々が利用できるようにする。
		3.8-全ての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）を達成する。
	 <p>5 ジェンダー平等を 実現しよう</p>	5.6-国際人口・開発会議（ICPD）の行動計画及び北京行動綱領、並びにこれらの検証会議の成果文書に従い、性と生殖に関する健康及び権利への普遍的アクセスを確保する。
(2) 健康づくりの推 進	 <p>2 飢餓を ゼロに</p>	2.2-5歳未満の子供の発育阻害や消耗性疾患について国際的に合意されたターゲットを2025年までに達成するなど、2030年までにあらゆる形態の栄養不良を解消し、若年女子、妊婦・授乳婦及び高齢者の栄養ニーズへの対処を行う。
	 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	3.4-2030年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて3分の1減少させ、精神保健及び福祉を促進する。
		3.5-薬物乱用やアルコールの有害な摂取を含む、物質乱用の防止・治療を強化する。
		3.a-全ての国々において、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の実施を適宜強化する。
		3.d-全ての国々、特に開発途上国の国家・世界規模な健康危険因子の早期警告、危険因子緩和及び危険因子管理のための能力を強化する。

(3) 地域福祉活動の 推進		1.3-各国において最低限の基準を含む適切な社会保護制度及び対策を実施し、2030年までに貧困層及び脆弱層に対し十分な保護を達成する。
		10.4-税制、賃金、社会保障政策をはじめとする政策を導入し、平等の拡大を漸進的に達成する。
(4) 高齢者福祉の推 進		1.3-各国において最低限の基準を含む適切な社会保護制度及び対策を実施し、2030年までに貧困層及び脆弱層に対し十分な保護を達成する。
		8.5-2030年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。
		17.17-さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。
(5) 障がい者福祉の 充実		1.5-2030年までに、貧困層や脆弱な状況にある人々の強靱性（レジリエンス）を構築し、気候変動に関連する極端な気象現象やその他の経済、社会、環境的ショックや災害に暴露や脆弱性を軽減する。
		4.5-2030年までに、教育におけるジェンダー格差を無くし、障害者、先住民及び脆弱な立場にある子供など、脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする。
		4.a-子供、障害及びジェンダーに配慮した教育施設を構築・改良し、全ての人々に安全で非暴力的、包摂的、効果的な学習環境を提供できるようにする。
		8.5-2030年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。
		11.5-2030年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。

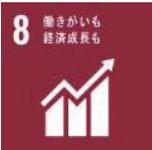
(6) 社会保障制度の 健全な運営		1. 2-2030年までに、各国定義によるあらゆる次元の貧困状態にある、全ての年齢の男性、女性、子供の割合を半減させる。
		1. 3-各国において最低限の基準を含む適切な社会保護制度及び対策を実施し、2030年までに貧困層及び脆弱層に対し十分な保護を達成する。
		4. 5-2030年までに、教育におけるジェンダー格差を無くし、障害者、先住民及び脆弱な立場にある子供など、脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする。
		10. 4-税制、賃金、社会保障政策をはじめとする政策を導入し、平等の拡大を漸進的に達成する。
(7) 子育て支援の充 実		2. 1-2030年までに、飢餓を撲滅し、全ての人々、特に貧困層及び幼児を含む脆弱な立場にある人々が一年中安全かつ栄養のある食料を十分得られるようにする。
		3. 1-2030年までに、世界の妊産婦の死亡率を出生10万人当たり70人未満に削減する。
		3. 2-全ての国が新生児死亡率を少なくとも出生1,000件中12件以下まで減らし、5歳以下死亡率を少なくとも出生1,000件中25件以下まで減らすことを目指し、2030年までに、新生児及び5歳未満児の予防可能な死亡を根絶する。
		3. 7-2030年までに、家族計画、情報・教育及び性と生殖に関する健康の国家戦略・計画への組み入れを含む、性と生殖に関する保健サービスを全ての人々が利用できるようにする。
	4. 2-2030年までに、全ての子供が男女の区別なく、質の高い乳幼児の発達・ケア及び就学前教育にアクセスすることにより、初等教育を受ける準備が整うようにする。	
		5. 6-国際人口・開発会議（ICPD）の行動計画及び北京行動綱領、並びにこれらの検証会議の成果文書に従い、性と生殖に関する健康及び権利への普遍的アクセスを確保する。

		<p>16.2-子供に対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅する。</p>
<p>(8) ひとり親福祉の 充実</p>		<p>1.2-2030年までに、各国定義によるあらゆる次元の貧困状態にある、全ての年齢の男性、女性、子供の割合を半減させる。</p> <p>1.3-各国において最低限の基準を含む適切な社会保護制度及び対策を実施し、2030年までに貧困層及び脆弱層に対し十分な保護を達成する。</p>
		<p>4.1-2030年までに、全ての子供が男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす、無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにする。</p> <p>4.3-2030年までに、全ての人が男女の区別なく、手の届く質の高い技術教育・職業教育及び大学を含む高等教育への平等なアクセスを得られるようにする。</p> <p>4.5-2030年までに、教育におけるジェンダー格差を無くし、障害者、先住民及び脆弱な立場にある子供など、脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする。</p> <p>4.a-子供、障害及びジェンダーに配慮した教育施設を構築・改良し、全ての人が安全で非暴力的、包摂的、効果的な学習環境を提供できるようにする。</p>
		<p>11.1-2030年までに、全ての人の、適切、安全かつ安価な住宅及び基本的サービスへのアクセスを確保し、スラムを改善する。</p>
		<p>3.6-2020年までに、世界の道路交通事故による死傷者を半減させる。</p>
		<p>11.5-2030年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。</p>
<p>(9) 消防力と救急体 制の充実</p>		<p>13.1-全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。</p>
		<p>17.17-さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。</p>

(10) 防犯対策の推進		1.5-2030年までに、貧困層や脆弱な状況にある人々の強靱性（レジリエンス）を構築し、気候変動に関連する極端な気象現象やその他の経済、社会、環境的ショックや災害に暴露や脆弱性を軽減する。
		16.3-国家及び国際的なレベルでの法の支配を促進し、全ての人々に司法への平等なアクセスを提供する。
		17.17-さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。
(11) 危機管理体制の整備		1.5-2030年までに、貧困層や脆弱な状況にある人々の強靱性（レジリエンス）を構築し、気候変動に関連する極端な気象現象やその他の経済、社会、環境的ショックや災害に暴露や脆弱性を軽減する。
		11.1-2030年までに、全ての人々の、適切、安全かつ安価な住宅及び基本的サービスへのアクセスを確保し、スラムを改善する。
		11.5-2030年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。
		11.b-2020年までに、包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靱さ（レジリエンス）を目指す総合的政策及び計画を導入・実施した都市及び人間居住地の件数を大幅に増加させ、仙台防災枠組2015-2030に沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う。
		13.1-全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。
13.2-気候変動対策を国別の政策、戦略及び計画に盛り込む。		
13.3-気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。		
		13.b-後発開発途上国及び小島嶼開発途上国において、女性や青年、地方及び社会的に疎外されたコミュニティに焦点を当てることを含め、気候変動関連の効果的な計画策定と管理のための能力を向上するメカニズムを推進する。

(12) 交通安全対策の 推進		1. 5-2030 年までに、貧困層や脆弱な状況にある人々の強靱性（レジリエンス）を構築し、気候変動に関連する極端な気象現象やその他の経済、社会、環境的ショックや災害に暴露や脆弱性を軽減する。
		3. 6-2020 年までに、世界の道路交通事故による死傷者を半減させる。
		17. 17-さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。
(13) 消費者の安全対 策の推進		1. 5-2030 年までに、貧困層や脆弱な状況にある人々の強靱性（レジリエンス）を構築し、気候変動に関連する極端な気象現象やその他の経済、社会、環境的ショックや災害に暴露や脆弱性を軽減する。
		4. 5-2030 年までに、教育におけるジェンダー格差を無くし、障害者、先住民及び脆弱な立場にある子供など、脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする。
		10. 2-2030 年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。
		12. 1-開発途上国の開発状況や能力を勘案しつつ、持続可能な消費と生産に関する 10 年計画枠組み（10YFP）を実施し、先進国主導の下、全ての国々が対策を講じる。
		12. 3-2030 年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。
		12. 4-2020 年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質や全ての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。
		12. 5-2030 年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。
	12. 7-国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達を促進する。	
	12. 8 2030 年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。	

		16.3-国家及び国際的なレベルでの法の支配を促進し、全ての人々に司法への平等なアクセスを提供する。
		16.10-国内法規及び国際協定に従い、情報への公共アクセスを確保し、基本的自由を保障する。
(14) 相談事業の拡充		5.1-あらゆる場所における全ての女性及び女兒に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。
		5.2-人身売買や性的、その他の種類の搾取など、全ての女性及び女兒に対する、公共・私的空間におけるあらゆる形態の暴力を排除する。
		16.1-あらゆる場所において、全ての形態の暴力及び暴力に関連する死亡率を大幅に減少させる。
		16.2-子供に対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅する。 16.3-国家及び国際的なレベルでの法の支配を促進し、全ての人々に司法への平等なアクセスを提供する。 16.10-国内法規及び国際協定に従い、情報への公共アクセスを確保し、基本的自由を保障する。
(15) 農業の振興		2.3-2030年までに、土地、その他の生産資源や、投入財、知識、金融サービス、市場及び高付加価値化や非農業雇用の機会への確実かつ平等なアクセスの確保などを通じて、女性、先住民、家族農家、牧畜民及び漁業者をはじめとする小規模食料生産者の農業生産性及び所得を倍増させる。
		2.4-2030年までに、生産性を向上させ、生産量を増やし、生態系を維持し、気候変動や極端な気象現象、干ばつ、洪水及びその他の災害に対する適応能力を向上させ、漸進的に土地と土壌の質を改善させるような、持続可能な食料生産システムを確保し、強靱（レジリエント）な農業を実践する。
		6.6-2020年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼を含む水に関連する生態系の保護・回復を行う。
		8.2-高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。
		8.9-2030年までに、雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施する。
		9.1-全ての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発する。
	9.4-2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取組を行う。	

	 <p>15 陸の豊かさも守ろう</p>	<p>15.1-2020年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。</p>
<p>(16) 工業の振興</p>	 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	<p>8.2-高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。</p> <p>8.3-生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。</p> <p>8.10-国内の金融機関の能力を強化し、全ての人々の銀行取引、保険及び金融サービスへのアクセスを促進・拡大する。</p>
	 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	<p>9.1-全ての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発する。</p> <p>9.3-特に開発途上国における小規模の製造業その他の企業の、安価な資金貸付などの金融サービスやバリューチェーン及び市場への統合へのアクセスを拡大する。</p> <p>9.5-2030年までにイノベーションを促進させることや100万人当たりの研究開発従事者数を大幅に増加させ、また官民研究開発の支出を拡大させるなど、開発途上国をはじめとする全ての国々の産業セクターにおける科学研究を促進し、技術能力を向上させる。</p>
<p>(17) 商業の振興</p>	 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	<p>8.2-高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。</p> <p>8.3-生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。</p> <p>8.10-国内の金融機関の能力を強化し、全ての人々の銀行取引、保険及び金融サービスへのアクセスを促進・拡大する。</p>
	 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	<p>9.3-特に開発途上国における小規模の製造業その他の企業の、安価な資金貸付などの金融サービスやバリューチェーン及び市場への統合へのアクセスを拡大する。</p> <p>9.5-2030年までにイノベーションを促進させることや100万人当たりの研究開発従事者数を大幅に増加させ、また官民研究開発の支出を拡大させるなど、開発途上国をはじめとする全ての国々の産業セクターにおける科学研究を促進し、技術能力を向上させる。</p>

		<p>17.17-さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。</p>
(18) 良好な就労環境 の整備		<p>4.4-2030年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。</p>
		<p>5.1-あらゆる場所における全ての女性及び女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。</p>
		<p>5.4-公共のサービス、インフラ及び社会保障政策の提供、並びに各国の状況に応じた世帯・家族内における責任分担を通じて、無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価する。</p>
		<p>5.5-政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。</p>
<p>8.5-2030年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。</p>		
<p>8.6-2020年までに、就労、就学及び職業訓練のいずれも行っていない若者の割合を大幅に減らす。</p> <p>8.8-移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。</p>		
(19) 観光活動の活発化		<p>8.9-2030年までに、雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施する。</p>
		<p>11.7-2030年までに、女性、子供、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。</p>
		<p>17.17-さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。</p>
(20) 計画的な土地利用の推進		<p>6.6-2020年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼を含む水に関連する生態系の保護・回復を行う。</p>

		<p>11.3-2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、全ての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。</p> <p>11.7-2030年までに、女性、子供、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。</p> <p>11.a-各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する。</p>
		<p>15.1-2020年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。</p> <p>15.2-2020年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。</p>
(21) 交通環境の整備		<p>9.1-全ての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発する。</p>
		<p>11.2-2030年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子供、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、全ての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。</p>
(22) 緑と水辺の保全と整備		<p>6.6-2020年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼を含む水に関連する生態系の保護・回復を行う。</p>
		<p>11.5-2030年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。</p>
		<p>12.8-2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。</p>
		<p>13.1-全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。</p>

		<p>17.17-さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。</p>
(23) 良好な住環境と市街地形成		<p>1.3-各国において最低限の基準を含む適切な社会保護制度及び対策を実施し、2030年までに貧困層及び脆弱層に対し十分な保護を達成する。</p> <p>1.5-2030年までに、貧困層や脆弱な状況にある人々の強靱性（レジリエンス）を構築し、気候変動に関連する極端な気象現象やその他の経済、社会、環境的ショックや災害に暴露や脆弱性を軽減する。</p>
		<p>11.1-2030年までに、全ての人々の、適切、安全かつ安価な住宅及び基本的サービスへのアクセスを確保し、スラムを改善する。</p> <p>11.3-2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、全ての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。</p> <p>11.5-2030年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。</p> <p>11.7-2030年までに、女性、子供、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。</p>
		<p>6.1-2030年までに、全ての人々の、安全で安価な飲料水の普遍的かつ衡平なアクセスを達成する。</p>
		<p>6.4-2030年までに、全セクターにおいて水利用の効率を大幅に改善し、淡水の持続可能な採取及び供給を確保し水不足に対処するとともに、水不足に悩む人々の数を大幅に減少させる。</p> <p>6.5-2030年までに、国境を越えた適切な協力を含む、あらゆるレベルでの統合水資源管理を実施する。</p>
		<p>17.17-さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。</p>
(25) 温暖化防止対策の推進		<p>1.5-2030年までに、貧困層や脆弱な状況にある人々の強靱性（レジリエンス）を構築し、気候変動に関連する極端な気象現象やその他の経済、社会、環境的ショックや災害に暴露や脆弱性を軽減する。</p>
		<p>4.7-2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。</p>

	 <p>7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに</p>	7.1-2030年までに、安価かつ信頼できる現代的エネルギーサービスへの普遍的アクセスを確保する。
		7.2-2030年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。
	 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	12.8-2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。
	 <p>13 気候変動に 具体的な対策を</p>	13.1-全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。
(26) 快適な生活環境 の創造	 <p>6 安全な水とトイレ を世界中に</p>	6.1-2030年までに、全ての人の、安全で安価な飲料水の普遍的かつ衡平なアクセスを達成する。
		6.2-2030年までに、全ての人の、適切かつ平等な下水施設・衛生施設へのアクセスを達成し、野外での排泄をなくす。女性及び女兒、並びに脆弱な立場にある人々のニーズに特に注意を払う。
	 <p>9 産業と技術革新の 基盤をつくろう</p>	9.4-2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取組を行う。
	 <p>11 住み続けられる まちづくりを</p>	11.6-2030年までに、大気質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。
	 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	12.4-2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質や全ての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。 12.5-2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。
(27) 循環型社会の形 成	 <p>6 安全な水とトイレ を世界中に</p>	6.2-2030年までに、全ての人の、適切かつ平等な下水施設・衛生施設へのアクセスを達成し、野外での排泄をなくす。女性及び女兒、並びに脆弱な立場にある人々のニーズに特に注意を払う。
		6.3-2030年までに、汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する。

		6. b-水と衛生に関わる分野の管理向上における地域コミュニティの参加を支援・強化する。
		9. 4-2030 年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取組を行う。
		12. 4-2020 年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質や全ての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。
		12. 5-2030 年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。
		12. 8-2030 年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。
		14. 1-2025 年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。
		17. 17-さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。
(28) 幼児教育・保育 の充実		1. 3-各国において最低限の基準を含む適切な社会保護制度及び対策を実施し、2030 年までに貧困層及び脆弱層に対し十分な保護を達成する。
		2. 1-2030 年までに、飢餓を撲滅し、全ての人々、特に貧困層及び幼児を含む脆弱な立場にある人々が一年中安全かつ栄養のある食料を十分得られるようにする。
		2. 2-5 歳未満の子供の発育阻害や消耗性疾患について国際的に合意されたターゲットを 2025 年までに達成するなど、2030 年までにあらゆる形態の栄養不良を解消し、若年女子、妊婦・授乳婦及び高齢者の栄養ニーズへの対処を行う。
		4. 2-2030 年までに、全ての子供が男女の区別なく、質の高い乳幼児の発達・ケア及び就学前教育にアクセスすることにより、初等教育を受ける準備が整うようにする。

	 <p>16 平和と公正を すべての人に</p>	<p>16.2-子供に対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅する。</p>
(29) 質の高い学校教育の推進	 <p>4 質の高い教育を みんなに</p>	<p>4.1-2030年までに、全ての子供が男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす、無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにする。</p> <p>4.3-2030年までに、全ての人が男女の区別なく、手の届く質の高い技術教育・職業教育及び大学を含む高等教育への平等なアクセスを得られるようにする。</p> <p>4.6-2030年までに、全ての若者及び大多数（男女ともに）の成人が、読み書き能力及び基本的計算能力を身に付けられるようにする。</p> <p>4.a-子供、障害及びジェンダーに配慮した教育施設を構築・改良し、全ての人が安全で非暴力的、包摂的、効果的な学習環境を提供できるようにする。</p>
(30) 社会教育の振興と生涯学習社会の推進	 <p>1 貧困を なくそう</p>	<p>1.3-各国において最低限の基準を含む適切な社会保護制度及び対策を実施し、2030年までに貧困層及び脆弱層に対し十分な保護を達成する。</p>
	 <p>4 質の高い教育を みんなに</p>	<p>4.5-2030年までに、教育におけるジェンダー格差を無くし、障害者、先住民及び脆弱な立場にある子供など、脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする。</p> <p>4.7-2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。</p>
(31) 青少年の健全育成	 <p>1 貧困を なくそう</p>	<p>1.3-各国において最低限の基準を含む適切な社会保護制度及び対策を実施し、2030年までに貧困層及び脆弱層に対し十分な保護を達成する。</p>
	 <p>4 質の高い教育を みんなに</p>	<p>4.5-2030年までに、教育におけるジェンダー格差を無くし、障害者、先住民及び脆弱な立場にある子供など、脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする。</p> <p>4.7-2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。</p>

(32) スポーツの振興		1. 3-各国において最低限の基準を含む適切な社会保護制度及び対策を実施し、2030年までに貧困層及び脆弱層に対し十分な保護を達成する。
		4. 5-2030年までに、教育におけるジェンダー格差を無くし、障害者、先住民及び脆弱な立場にある子供など、脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする。 4. 7-2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。
(33) 文化財の保護と活用		4. 5-2030年までに、教育におけるジェンダー格差を無くし、障害者、先住民及び脆弱な立場にある子供など、脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする。 4. 7-2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。
		11. 4-世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。
(34) 芸術文化の振興		4. 1-2030年までに、全ての子供が男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす、無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにする。
		4. 2-2030年までに、全ての子供が男女の区別なく、質の高い乳幼児の発達・ケア及び就学前教育にアクセスすることにより、初等教育を受ける準備が整うようにする。
		4. 7-2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。

(35) 多文化共生・国際化の推進		1. 5-2030年までに、貧困層や脆弱な状況にある人々の強靱性（レジリエンス）を構築し、気候変動に関連する極端な気象現象やその他の経済、社会、環境的ショックや災害に暴露や脆弱性を軽減する。
		4. 7-2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。
		10. 2-2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。
		17. 17-さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。
(36) 人権の尊重・男女共同参画社会の推進		1. 3-各国において最低限の基準を含む適切な社会保護制度及び対策を実施し、2030年までに貧困層及び脆弱層に対し十分な保護を達成する。
		4. 7-2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。
		5. 1-あらゆる場所における全ての女性及び女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。
		5. 5-政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。
		16. 3-国家及び国際的なレベルでの法の支配を促進し、全ての人々に司法への平等なアクセスを提供する。
		16. 10-国内法規及び国際協定に従い、情報への公共アクセスを確保し、基本的自由を保障する。

(37) 地域コミュニティ活動の推進		16. 7-あらゆるレベルにおいて、対応的、包摂的、参加型及び代表的な意思決定を確保する。
		17. 17-さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。
(38) 情報共有と町民参画の推進		10. 2-2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。
		16. 6-あらゆるレベルにおいて、有効で説明責任のある透明性の高い公共機関を発展させる。
		16. 7-あらゆるレベルにおいて、対応的、包摂的、参加型及び代表的な意思決定を確保する。
16. 10-国内法規及び国際協定に従い、情報への公共アクセスを確保し、基本的自由を保障する。		
(39) 協働のまちづくりの推進		10. 2-2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。
		16. 6-あらゆるレベルにおいて、有効で説明責任のある透明性の高い公共機関を発展させる。
		17. 17-さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。
(40) ICT（情報通信技術）の推進		4. 7-2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。

		9.1-全ての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発する。
(41) 効率・効果的な 行政運営の推進		9.1-全ての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発する。
		16.6-あらゆるレベルにおいて、有効で説明責任のある透明性の高い公共機関を発展させる。
(42) 財政運営の健全 性の確保		12.7-国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達慣行を促進する。
		16.6-あらゆるレベルにおいて、有効で説明責任のある透明性の高い公共機関を発展させる。
(43) 広域行政の推進		8.9-2030年までに、雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施する。
		9.1-全ての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発する。
		17.17-さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。

～後期基本計画施策～

1 総合的な医療サービスの提供

<p>目的</p>	<p>・町民誰もが、いつでも、どこでも、安心して適切な医療を受けられる体制を整える。</p>
<p>現状</p>	<p>1. 太田・館林医療圏では、人口 10 万人当たりの病院従事医師数が 83.6 人と県内で最も少なくなっています。特に、館林保健福祉事務所管内においては、産科や小児科専門医が少なく、出産を取り扱っている医療機関は 1 医療機関のみと不足しています。町内においては、産科や小児科専門医は 1 院もありません。</p> <p>2. 救急医療の役割分担に基づき、一次救急医療である地域の医療機関と、二次救急医療の公立館林厚生病院が患者の受入れを行っていますが、救急で対応できる診療科が限られています。他医療圏や栃木県、埼玉県などへの搬送も行われています。</p>
<p>課題</p>	<p>1. 県内の保健医療圏で医師の偏在が見られ、太田・館林医療圏での医師不足は深刻な状況となっています。特に、小児科医や産婦人科医不足は深刻で、若い世代が安心して出産できる地域医療体制の確立が急務であるとともに、患者のニーズや地域社会の要請を医療者に伝え、医療サービスに反映させる仕組みが求められています。また、診療所と病院の役割分担が必要です。予防から診察まで一貫して診られるよう、かかりつけ医を中心とした医療体制づくりと病院の適正受診を進める必要があります。</p> <p>2. 医療圏内の救急指定病院に収容できず、圏外に搬送される事例が散見されます。安定した救急医療供給体制を構築していくために、できるだけかかりつけ医に、また時間内に受診するなど適正受診が求められています。</p>

施策の方向性	(1) 地域医療体制の確立	<p>1. 子どもを安心して産み育てられるように、特に産科や小児科専門医の充実に向け関係機関に働きかけるとともに、太田記念病院の地域周産期母子医療センターに対する運営費補助を継続して実施するなど、地域全体での医療体制の充実を図ります。</p> <p>2. 町民誰もが安心して医療が受けられるように、医師会や歯科医師会、薬剤師会などの関係機関に対し、患者のニーズに対応した医療サービスが提供できるよう積極的に働きかけます。</p> <p>3. 病院と診療所がそれぞれの役割、機能を分担し連携していくことを踏まえ、身近な診療所やクリニックなどのかかりつけ医を持つことの重要性と医療機関の適正な受診について、広報紙やホームページ、健診の機会を活用し、周知に努めます。</p> <p>4. 若手医師の確保に向けた医学生修学資金貸付事業の拡充や子育て世代の女性医師等の離職防止のための保育支援などの取組について、医療圏構成市町と連携を図りつつ県に働きかけます。</p>		
	(2) 救急医療の充実	<p>1. 休日当番医制度や夜間急病診療所などの周知に努めます。</p> <p>2. 公立館林厚生病院を始めとする救急指定病院及び協力病院に対して、救急患者の受入病床の確保を働きかけるとともに、病状に応じた適正受診に向け、群馬県のこども医療電話相談（#8000）や館林地区消防組合消防本部の救急医療機関案内テレホンサービス（73-5699）などの周知に努めます。</p>		
KPI (指標)	1. 公立館林厚生病院の常勤医師数(小児科・産婦人科医合計数)	現状値	令和元年(2019年)	2人(小1・産1)
		目標値	令和7年(2025年)	5人(小3・産2)
	2. 子どものかかりつけ医を持つ保護者の割合(3歳児健診)	現状値	令和元年(2019年)	80.7%
		目標値	令和7年(2025年)	90.0%
関連計画	—		SDGs	 

2 健康づくりの推進

目的	<p>・町民一人一人が健康の大切さを自覚し、自らが進んで健康づくりに取り組み、生涯にわたって健康が維持できる町とする。</p>	
現状	<ol style="list-style-type: none"> 1. 町民一人一人が生涯にわたり、健康で豊かな生活を送るため、食生活や運動などの望ましい生活習慣づくりができるよう取り組んできましたが、依然としてがんや循環器疾患、糖尿病などの生活習慣病を発症する人は増加傾向にあります。 2. 新型コロナウイルス感染症など、新興感染症が世界的に脅威となっており、今後新たな感染症の発生も懸念されます。 3. ストレス社会における心の病等の新たな健康課題が発生しており、精神障害者手帳保持者が増加しています。 4. 健康的なからだを作るには、栄養バランスのとれた食生活は欠かせないものですが、主食・主菜・副菜をほぼ毎日食べている人は約6割にとどまっています。 	
課題	<ol style="list-style-type: none"> 1. 疾病予防や生活習慣病予防の重要性が認識されておらず、健康を維持するための生活行動への意識付けや、改善に向けた取組が求められています。 2. 各種健診（検診）の受診率が伸び悩んでいます。 3. 新型コロナウイルス感染症に対応できる備蓄が十分でなかったため、医療現場において支障が生じました。新興感染症については想定を超える事態も起こり得るため、各種マニュアルの整備等可能な限りの対策を講じておく必要があります。 4. 精神疾患を罹患した人への差別や偏見がなくなっておらず、罹患者の孤立が問題となっています。 5. 健康増進に関する普及啓発を図るため、保健推進員や食生活改善推進員が配置され活動していますが、まだまだ普及啓発には人手が足りていません。また、簡単で継続可能な運動など、健康を維持するための習慣の定着も求められています。 6. 食育の重要性の理解が進んでおらず、望ましい食習慣の形成がされていません。 	
施策の方向性	(1) 健康意識の普及啓発	<ol style="list-style-type: none"> 1. 健康意識の普及啓発のため、保健センターを拠点に健康教室の開催を推進します。 2. 広報紙やホームページなどを活用した情報提供により、健康意識の普及啓発に努めます。
	(2) 健康チェック体制の強化	<ol style="list-style-type: none"> 1. 生活習慣病予防のため、適切な生活習慣の普及啓発に努めます。また、受診率の向上を目的に、休日の検（健）診実施や医療機関での受診など各種健康相談や健康診査などを充実させるとともに、健診後の保健指導を強化します。 2. 国が推進する節目年齢の女性に対し、子宮頸がん及び乳がん検診無料クーポン券を発行し受診勧奨するなど、受診率の向上と早期発見や早期治療を目指します。 3. ヘルスワンポイント事業（健康マイレージ）を推進し、各種検（健）診受診率の向上を図るとともに、町民が自主的かつ気軽に、楽しく継続できる健康づくりを広く普及させます。

	(3) 感染症予防対策の強化	<ol style="list-style-type: none"> 1. 新生児訪問から予防接種についての啓発を繰り返し行い、保護者がワクチンについて理解し、望ましい時期に適切な間隔で接種できるよう支援します。 2. 感染症対策として消毒薬、マスク、防護服等の物資を備蓄し、有事に備えます。感染症発生時、社会的に物資が不足した場合は、感染症拡大防止のため関係機関等に提供します。また、町民に対して予防法や相談窓口などの情報を広報紙やホームページ、おうらお知らせメールなどを通じて周知します。 3. 感染症の発生に備えて館林市邑楽郡医師会や保健福祉事務所管内の市町との連携で新型インフルエンザ等行動計画に基づき、住民接種マニュアルを整備します。 		
	(4) 精神保健の充実	<ol style="list-style-type: none"> 1. 邑多福まつりやこころの健康づくり講演会などで精神保健に関する正しい知識の普及を図ります。 2. 保健福祉事務所や群馬県こころの健康センターなどの関係機関と連携しながら、家庭訪問の実施や精神保健福祉相談窓口の周知を図るなど、相談体制の整備を推進します。 3. 邑楽町自殺予防対策計画に基づき、町民への知識の普及啓発として、地域の身近な相談相手である民生委員・児童委員を始め、町内の企業や児童生徒の保護者など多くの町民に参加を呼びかけ、ゲートキーパー養成講座を開催し、幅広く人材育成に努めます。 		
	(5) 健康増進活動の充実	<ol style="list-style-type: none"> 1. 健康増進を推進する保健推進員や食生活改善推進員などの人材や自主サークルの育成、地域での活動支援を図ります。 2. 高齢者が元気に暮らせるよう、高齢者の通いの場を中心とした介護予防（フレイル対策）と生活習慣病等の発症や重症化の予防を一体的に進めるため、対象者への訪問指導を行うとともに高齢者サロンなどの活用を推進します。 		
	(6) 食育の推進	<ol style="list-style-type: none"> 1. 食に関する知識の普及啓発や食育に関連する教室などの開催により、乳幼児から高齢者までの全ての町民を対象に、適切な食習慣を基礎とした健康づくりを推進します。 		
KPI (指標)	1. ヘルスワンポイント事業のポイント交換申請者数	現状値	令和元年（2019年）	102人
		目標値	令和7年（2025年）	162人
	2. 健診受診者における高血圧有病率（140/90mmHg以上）	現状値	令和元年（2019年）	12.9%
		目標値	令和7年（2025年）	11.4%
関連計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 邑楽町自殺予防対策計画 ・ 第2次健康おうら 21（邑楽町健康増進計画・食育推進計画） ・ 邑楽町国民健康保険第2期データヘルス計画・第3期特定健康診査等実施計画 		SDGs	 

3 地域福祉活動の推進

<p>目的</p>	<p>・町民誰もが家庭や地域の中でその人らしい自立した生活を送ることができるように、地域での支え合い、助け合いの体制を整える。</p>
<p>現状</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 少子高齢化や核家族化が進み、価値観や生活様式の多様化などにより、地域における町民同士の交流やつながりの希薄化などが進んできています。 2. 邑楽町地域福祉計画策定時のアンケート調査の結果によると、地域の課題に対する関心や問題意識が居住地域や年代により温度差がある状況が伺えます。 3. 地域の活動は、行政区ごとに行われています。また、民生委員・児童委員なども併せて活動を行っています。さらには、特定の目的を持って組織されたボランティアや NPO 法人などの活動も展開されています。
<p>課題</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 要介護者や障がい者など、地域で支援が必要な町民に対し、自助、共助、公助のバランスの取れた支援体制の充実が求められています。 2. 全ての町民が当事者意識を持つとともに学んだことが行動につながり、多様な福祉の担い手となるよう、地域福祉に関する具体的な啓発や活動支援を行うことが求められています。また、福祉意識の醸成には早い時期から取り組むことが大切であり、学童期から福祉教育を充実することが求められています。 3. 地域活動において行政区ごとに活動状況の違いがあります。また、社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会、NPO 団体、ボランティア等の機関ごとに、それぞれの目的や役割がありますが、関係機関ごとの縦割りに陥ることなく、それぞれの特色や得意分野を生かしながら、情報を共有し連携を図ることが求められています。

施策の方向性	(1) 地域福祉の体制の充実	<p>1. 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、「助け合い」「支え合い」の関係及び仕組みをつくるため、町が作成する第2次邑楽町地域福祉計画と邑楽町社会福祉協議会が作成する第2次邑楽町地域福祉活動計画を一体的に推進していきます。</p> <p>2. 地域において支援を要する全ての人とその家族などからの相談に個別に対応できるように、相談窓口体制を充実させるとともに、地域包括支援センターや社会福祉協議会、民生委員・児童委員などの関係機関、関係者と連携することで、相談支援体制の構築に地域全体で取り組みます。</p>		
	(2) 福祉思想の普及啓発	<p>1. 心のバリアフリーを進めるため、講演会の開催やボランティアなどの福祉活動を進めるとともに、広報紙やホームページを活用し、人権擁護等に関する情報を提供するなど、あらゆる機会を通して地域福祉の啓発に努めます。</p> <p>2. 児童生徒の社会福祉への理解と関心を高めるとともに、普段の暮らしの中で子どもが自ら気づき、考え、主体的に行動できるきっかけをつくるために、社会福祉協力校活動助成事業を通して、町、社会福祉協議会、小中学校が連携し、福祉体験学習などを推進します。</p>		
	(3) 各種団体への支援の充実	<p>1. 持続的な地域福祉の充実のため、社会福祉協議会に対し継続して運営補助を実施します。</p> <p>2. 福祉団体や民生委員・児童委員などの連携及び協力の下、専門技術ボランティアの発掘、地域ボランティアグループの育成を図ります。</p> <p>3. 生活支援体制整備事業（邑助けネットワーク）による地域の活動に対し、財政面での支援や事業に対する協力、助言等を行います。</p>		
KPI (指標)	1. 民生委員・児童委員の研修会回数	現状値	令和元年（2019年）	2回
		目標値	令和7年（2025年）	5回
	2. 専門技術ボランティアの登録者数	現状値	令和元年（2019年）	84人
		目標値	令和7年（2025年）	99人
関連計画	・ 邑楽町地域福祉計画・ 邑楽町地域福祉活動計画		SDGs	 

4 高齢者福祉の推進

目的	<p>・高齢者が住み慣れた地域で、安心して元気に暮らし続けることのできるように、保健、福祉及び医療の環境を整える。</p>				
現状	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本町における高齢者人口(65歳以上)は、令和2年(2020年)3月末で8,274人となっており、総人口の31.5%を占めています。平成22年度(2010年度)の5,711人に比べ、2,563人の増加(高齢化率10.7%増加)を示しており、今後も増加が予測されます。 2. 邑楽町高齢者保健福祉計画に基づき、高齢者の保健福祉サービスや介護予防対策などを進めています。 3. 要介護、要支援認定者は平成31年(2019年)3月末で1,149人となっており、平成21年(2009年)3月末の786人と比べて、363人増加しています。 4. 民間を含めて高齢者福祉に寄与する町内の施設は、福祉センター寿荘のみです。 5. 高齢者が、いつまでも住み慣れた地域で安心して生活できるように、各自の状況に即した適切な支援を行えるよう、地域包括ケアシステムの構築を進めています。 				
課題	<ol style="list-style-type: none"> 1. 高齢者のニーズに応じた支援体制やサービスを考える必要があります。 2. 介護や支援を必要としない暮らしが続けられるよう、身体機能の維持や悪化を防ぐ予防活動が必要です。 3. 介護サービスなど様々な支援を必要とする人が増えていますが、高齢者を支える担い手が不足しています。 4. 福祉センター寿荘は、高齢者のコミュニケーション活動の拠点として活用されていますが、施設の老朽化が見られます。 5. 高齢者の孤立を防ぎ、安心して生活できるよう、医療や介護などの関係機関及び地域の関係者による見守り体制や支援体制の整備が必要です。 				
施策の方向性	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="225 1326 384 1675">(1) 総合的な 高齢者福祉 対策の 推進</td> <td data-bbox="389 1326 1455 1675"> <ol style="list-style-type: none"> 1. 高齢者のニーズを把握し、策定した邑楽町高齢者保健福祉計画に基づき、保健、医療、福祉及び介護に係る関係機関等と連携し、協力しながら継続して各種施策の推進に取り組みます。また、今後も変化する社会環境に柔軟に対応するため、3年ごとに計画の見直しを行います。 2. 高齢者の社会参加を促進するため、安心して生活できる福祉タクシー制度の拡充を推進します。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="225 1682 384 2016">(2) 介護予防 の推進</td> <td data-bbox="389 1682 1455 2016"> <ol style="list-style-type: none"> 1. 介護予防を目的とした町歌を活用した筋力体操等の周知や、民間企業と協力して教室を開催するなど、継続した予防活動につなげられるよう働きかけていきます。 2. 運動や口腔機能の向上など、高齢者の身体機能の維持に必要な情報提供のため、地域からの求めに応じふれあいサロンの開催に合わせ講師派遣等を行います。 </td> </tr> </table>	(1) 総合的な 高齢者福祉 対策の 推進	<ol style="list-style-type: none"> 1. 高齢者のニーズを把握し、策定した邑楽町高齢者保健福祉計画に基づき、保健、医療、福祉及び介護に係る関係機関等と連携し、協力しながら継続して各種施策の推進に取り組みます。また、今後も変化する社会環境に柔軟に対応するため、3年ごとに計画の見直しを行います。 2. 高齢者の社会参加を促進するため、安心して生活できる福祉タクシー制度の拡充を推進します。 	(2) 介護予防 の推進	<ol style="list-style-type: none"> 1. 介護予防を目的とした町歌を活用した筋力体操等の周知や、民間企業と協力して教室を開催するなど、継続した予防活動につなげられるよう働きかけていきます。 2. 運動や口腔機能の向上など、高齢者の身体機能の維持に必要な情報提供のため、地域からの求めに応じふれあいサロンの開催に合わせ講師派遣等を行います。
(1) 総合的な 高齢者福祉 対策の 推進	<ol style="list-style-type: none"> 1. 高齢者のニーズを把握し、策定した邑楽町高齢者保健福祉計画に基づき、保健、医療、福祉及び介護に係る関係機関等と連携し、協力しながら継続して各種施策の推進に取り組みます。また、今後も変化する社会環境に柔軟に対応するため、3年ごとに計画の見直しを行います。 2. 高齢者の社会参加を促進するため、安心して生活できる福祉タクシー制度の拡充を推進します。 				
(2) 介護予防 の推進	<ol style="list-style-type: none"> 1. 介護予防を目的とした町歌を活用した筋力体操等の周知や、民間企業と協力して教室を開催するなど、継続した予防活動につなげられるよう働きかけていきます。 2. 運動や口腔機能の向上など、高齢者の身体機能の維持に必要な情報提供のため、地域からの求めに応じふれあいサロンの開催に合わせ講師派遣等を行います。 				

	(3) 生きがい 対策の推 進	<p>1. 地域での交流を深め、高齢者の生きがいや健康づくりを推進するため、老人クラブの運営が継続的に行えるよう、クラブ活動を支援します。</p> <p>2. 高齢者の社会参加及び社会貢献活動を通じて、介護予防と生きがいづくりを促進するため、介護予防ボランティア事業（はばたけポイント）の周知を図ります。</p> <p>3. 働く意欲のある高齢者のニーズに対応した就労機会を提供できるよう、高齢者活力センターの運営事業を引き続き行います。</p> <p>4. 地域での居場所づくりを進めるために、ふれあいサロンでの、高齢者同士や地域との交流の場の充実を図ります。</p>		
	(4) 高齢者福 祉施設の 維持	<p>1. 高齢者の生きがい活動や、コミュニケーションの拠点として活用できるよう、福祉センター寿荘の適切な維持管理を図ります。</p>		
	(5) 地域支援 事業の充 実	<p>1. 地域包括支援センターにおいて、高齢者に関する総合的な相談や支援、権利擁護、介護予防などを適切に行うとともに、民間事業者等の関係機関と連携して高齢者の見守りや生活支援の体制を強化し、住み慣れた地域で自分らしい暮らしができるよう支援します。</p> <p>2. ひとり暮らし高齢者等への緊急通報装置の貸出しによる緊急通報体制の整備や安否確認を兼ねた配食サービスなど、在宅で受けられる福祉サービスの充実を図ります。</p> <p>3. 幅広い世代の町民を対象とした認知症サポーターの養成等、認知症の正しい理解の普及を行います。また、GPS（位置情報探索装置）の貸出しや、医療、介護等の関係機関と連携を図り、認知症の人とその家族の状況に応じた支援に努めます。</p> <p>4. 医療や介護などの関係機関及び地域の関係者が連携して行う地域ケア会議や、在宅医療・介護連携推進事業を進め、高齢者の生活を支える地域包括ケアシステムの基礎づくりを行います。</p> <p>5. 生活支援体制の整備を進め、地域で助け合う邑助けネットワークの活動を支援し、支え合い、助け合う地域づくりを推進します。</p>		
K P I (指 標)	1. 認知症サポーター養成者数	現状値	令和元年（2019年）	1,166人
		目標値	令和7年（2025年）	1,588人
	2. 介護予防ボランティア登録者数	現状値	令和元年（2019年）	39人
		目標値	令和7年（2025年）	50人
関 連 計 画	・ 邑楽町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画		SDGs	  

5 障がい者福祉の充実

目的	<p>・障がいのある人が、地域の中で安心して自立した生活を送り、社会活動に参加できる環境を整える。</p>	
現状	<p>1. 平成25年（2013年）に改正された障害者総合支援法では、障害の範囲が広範囲になり、障害の特性に応じ、サービスの選択の幅が広がりました。</p> <p>2. 本町の障害者手帳所持者数は、近年微増傾向にあります。身体障害、知的障害、精神障害等の障害の特性により、日常での生活課題が多岐にわたっています。</p> <p>3. 本町ではこれまでサービスの量的供給についてうたっていた第5期邑楽町障害福祉計画と、共生社会に向けての体制づくりについてうたっていた第4期邑楽町障がい者福祉計画を令和2年度（2020年度）の新たな計画で一体化します。これにより計画期間の統一を図り問題点を可視化し、各種障害者政策における自助共助の体制づくりを進めています。</p>	
課題	<p>1. 障がい者が住み慣れた地域社会で健やかに安心して生活が送れるように、障がい者やその家族が必要としているサービスを適切に把握し、提供できるような体制づくりが必要です。</p> <p>2. 障害特性に応じたサービス提供の体制は構築されていますが、十分とは言えません。引き続き関係機関と連携してその対応に当たっていく必要があります。</p> <p>3. 障がい者やその家族が必要とする情報について、漏れのない提供が求められています。</p> <p>4. 各種団体との連携によるボランティア活動の支援が必要とされています。</p> <p>5. 核家族化の進行や障がい者を扶養する保護者の高齢化及び障がい者自身の高齢化や障害の重度化などが見られる中で、町民の障がい者への正しい理解を深め、障がい者を地域で支えることが求められています。</p>	
施策の方向性	<p>(1) 保健・福祉・医療体制の充実</p>	<p>1. 障がいと疑われる人に対して、早期に対応するため、専門的知識を持った保健師等の配置など、保健、福祉、医療の連携が図れるよう、体制を充実させます。障害が発見された場合、早期に医療機関につなぎ障害の重症化を防ぐよう、適切な連携を図ります。</p> <p>2. 重度心身障がい者（児）などへの医療費支給を充実させ、健康管理の向上を図ります。</p>
	<p>(2) 福祉サービスの充実</p>	<p>1. 障がい者やその家族などからの相談に個別に対応できるように、相談窓口体制を充実させるとともに、相談支援事業者や基幹相談支援センターなどの関係機関と連携することで、障害者相談支援体制の構築に地域全体で取り組みます。</p> <p>2. 発達障害等に関する知識を有する専門員を就学前の子どもやその親が集まる施設などへ派遣し、障害の早期発見、早期対応に努めます。</p> <p>3. 障がい者の在宅生活を支援するために、訪問介護、生活サポート等の事業の充実と、福祉タクシー制度の拡充を推進します。</p>

	(3) 広報活動の推進	<p>1. 広報紙やホームページ、町公式Twitter（ツイッター）、パンフレットなどを活用し、障がい者やその家族が必要とする情報の提供に努めます。</p> <p>2. 災害情報や避難に関する情報等が確実に伝わるように、障害特性に配慮した情報の伝達に努めるとともに、既存の福祉避難所の機能充実を図り避難生活を送る障がい者への支援体制を拡充します。</p>		
	(4) ボランティア活動の支援	<p>1. 社会福祉協議会との連携により、ボランティア体験機会の場を提供し、各種団体の育成と活動支援を推進します。</p> <p>2. 朗読サービスや手話通訳のボランティア育成に努め、地域で障がい者を支えられる共生社会を目指します。</p>		
	(5) 社会参加の促進	<p>1. 障がい者の自立を支援できる地域とするために、学校や地域において障がい者福祉の教育や障がい児との相互交流による思いやりの心を育む教育を推進します。</p> <p>2. ハローワークや保健福祉事務所などの関係機関と連携し、障がい者の就労を支援します。また、県で実施している職業能力開発に関する事業や障がい者就職面接会への参加促進を図ります。</p> <p>3. 障がい者の健康増進と自立促進のため、障がい者向けのスポーツ教室やスポーツ大会の充実、スポーツ大会への選手派遣を推進します。</p> <p>4. 障がい児が社会で自立するための療育や生活能力向上のための訓練、放課後等の居場所提供などのサービスを適切に利用できるようにサービス事業者との連携を図ります。</p>		
KPI (指標)	1. 手話通訳ボランティアの登録者数	現状値	令和元年（2019年）	11人
		目標値	令和7年（2025年）	13人
	2. 相談支援事業利用者数	現状値	令和元年（2019年）	186人
		目標値	令和7年（2025年）	210人
関連計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 邑楽町障害福祉計画 ・ 邑楽町障害児福祉計画 ・ 邑楽町障がい者福祉計画 	SDGs		

6 社会保障制度の健全な運営

目的	<p>・社会保障制度を健全かつ適正に運用し、町民誰もが生涯、安心して自立した生活を維持できる環境を整える。</p>	
現状	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国民健康保険には、町民の医療の確保と健康保持への貢献が求められていますが、加入者の高齢化や医療の高度化などにより、国民健康保険の財政運営は厳しい状況です。 2. 高齢化が進む中で、老後の生活を支える国民年金の果たす役割はますます重要になっていますが、年金制度への不信感や制度の趣旨が十分に理解されず、未加入者や未納者が増加しつつあります。 3. 生活保護被保護者数については、県平均より低く横ばいで推移しています。 4. 平均寿命が延びる一方、高齢者の加齢に伴う筋肉量の減少、運動機能や免疫機能の低下、慢性的な疾患で要介護となる高齢者が増加しています。また、超高齢社会で医療を必要とする高齢者の増加により、高齢者医療費が増大しています。 5. 超高齢社会を迎え、介護を必要としている高齢者が、介護保険制度により住み慣れた地域で安心した生活を送ることができるように支援しています。 	
課題	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国民健康保険では、資格の適正化、国民健康保険税の適正な課税と徴収、町の健康課題に即した保健事業の継続的な展開が課題です。 2. 国民年金については、老後などの生活の安定のため、年金制度の広報や啓発に努める必要があります。 3. 最低限度の生活を維持することが難しい生活困窮者に対して、個々の事例に応じた柔軟な対応が必要です。 4. 高齢者の健康寿命を延ばし、平均寿命との差を縮めることで、高齢者の医療費増大に歯止めをかける必要があります。 5. 介護保険制度については、今後も介護需要が見込まれる中で、事業所介護職員の人材確保が必要です。また、申請者を公正に認定するとともに、利用者が真に必要なサービスを受けられるようにする必要があります。 	
施策の方向性	(1) 国民健康保険の健全な運用	<ol style="list-style-type: none"> 1. 加入者へ特定健診の毎年受診を勧奨し、生活習慣病への移行を阻止することで町民の健康寿命延伸を目指します。 2. 町民の健康意識の啓発を図るとともに、健診結果や医療費の詳細な分析を踏まえ、町の健康課題に即した疾病・介護予防に直結する効果的な保健事業を、庁内連携により継続して行っていきます。 3. 国民健康保険税の適正な課税に努め、未納者の実態を分析し、具体的な徴収計画を立て収納率向上を図ります。
	(2) 国民年金相談窓口の充実	<ol style="list-style-type: none"> 1. 町民の適切な年金受給権の確保を促進するため、年金制度の普及啓発を図り、未加入者の減少に努めます。また、加入者の経済状況に応じたきめ細やかな相談ができるよう、相談体制の充実を図ります。

	(3) 生活困窮者の自立へ向けた支援の充実	1. 生活に困窮する町民が健康で文化的な生活を送れるよう、民生委員・児童委員や社会福祉協議会、県との連携の下に実態の把握に努め、その困窮度に応じて必要な保護を行います。さらに、生活や就労の相談、助言及び指導をすることで自立を支援します。		
	(4) 後期高齢者医療保険制度の適正な運営	1. 疾病予防や重症化予防に対する意識の向上に努めるとともに、身近な場所で健康づくりに参加できる環境を整えていきます。 2. 加齢とともに心身の活力が低下する高齢者に対して、早く気づき正しく介入するなどの保健指導を、介護予防と一体的に充実させ、必要に応じて介護サービスや適切な医療を受けられる体制づくりを進めます。 3. 後期高齢者医療保険料について、一人一人に即した対応で、収納率向上を図ります。		
	(5) 介護保険制度の適正な運営	1. 介護保険制度の適切な利用を促すため、高齢者やその家族が必要としているサービスの情報提供に努めます。 2. 介護申請に対して公正な認定を行うため、認定調査票の精査、調査員への助言を通して認定調査の均一化を図ります。 3. 利用者に対して真に必要なサービスが提供されるよう、事業者に対する助言及び指導を行います。また、実地指導等を通して、事業者の法令遵守や不正防止の体制整備について指導及び監督を行います。		
KPI (指標)	1. 国民健康保険税収納率	現状値	令和元年(2019年)	93.3%
		目標値	令和7年(2025年)	95.0%
	2. 特定健診受診者のうち生活習慣病に移行しやすいメタボリック症候群の割合	現状値	平成30年(2018年)	32.1%
		目標値	令和7年(2025年)	30.0%
関連計画	・ 邑楽町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	SDGs		

7 子育て支援の充実

<p>目的</p>	<p>・家庭及び地域において、安心して子どもを産み育てることのできる環境を整える。</p>	
<p>現状</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本町においても少子化は進んでおり、平成30年（2018年）の合計特殊出生率は1.04と全国平均の1.42を下回っています。また、子育て世帯では核家族化が進行し、就業者の年齢層の広がりとともに、近親者による支援が受けられない家庭が増加傾向にあります。就労形態の多様化や勤務時間の変則化等も進んでいます。 2. 本町では、妊産婦の健康診査の助成や両親学級の開催により、安心して出産や育児ができるよう支援しています。また、産後ケア事業や新生児の全戸訪問、乳幼児健診や相談等で、育児不安の軽減に努めています。 3. 町内には、公立幼稚園2園、公立保育園2園、私立保育園1園、公立認定こども園が1園あります。社会情勢や家族構成の変化により、保育利用が増加傾向にあります。幼稚園では、就労する保護者への対応として、降園後と長期休業中の一時預かり保育を実施しています。認定こども園では、教育と保育を一体化した運営を行っています。 4. 令和元年（2019年）10月から、幼児教育・保育の無償化が始まりました。それに伴い、町では3歳以上児の保護者に対する経済的支援のため幼稚園、保育園、認定こども園における給食費の無償化を実施しています。また、3歳未満児に対しては保育料の多子軽減事業を行っています。 5. 公立児童館が4館、民営の学童保育所が2か所あり、就労する保護者が安心して預けられる場所を提供しています。 	
<p>課題</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 全国的に急激な少子化が進む中、出生数の低迷を改善するため、不妊症や不育症に悩む夫婦への治療費助成など、医療、福祉分野と連携しつつ、経済的負担軽減など安心して出産や子育てができる支援とその体制づくりを一層整備する必要があります。また、疾病や発達障害に直面した乳幼児の保護者への相談体制を充実させることが必要です。 2. 子ども・子育て支援新制度による未就学児の一体的な対応により、多様化する保育ニーズに適切に対応できる体制を地域ぐるみで築いていく必要があります。 3. 保育要望の高い未就学児世代の就学後の居場所の確保と、学童保育所の充実が求められています。 4. 子育て世代の勤務形態が多様化する中で、保育所や学童保育所の開所時間以外の預かり先の確保が求められています。 	
<p>施策の方向性</p>	<p>(1) 安心して 出産できる 支援の 充実</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 子育て世代包括支援センターを軸に、妊娠、出産、子育てに関する各種の相談に応じ、必要な情報提供やきめ細かな相談支援などを行います。また、関係機関と連携しながら、母子保健や子育て支援を含む包括的なサービスを切れ目なく提供していきます。 2. 経済的な不安が出産の抑制につながらないように不妊治療費等の助成、妊産婦健診の受診券の発行、第1子から支給される出産祝金や子どもの医療費支給など経済的負担の軽減を図ります。

	(2) 子育て環境の充実	<p>1. 家庭や地域社会と、幼稚園、保育園、認定こども園が相互連携を強め、延長保育、一時保育、障害児保育、学童保育等、多様な保育のニーズに対応できるように努めます。</p> <p>2. 幼稚園教諭、保育士、保育教諭の増員及び適正配置に努めるとともに、教育・保育の質をより高めるため、研修の充実を図ります。</p> <p>3. 保護者の経済的負担軽減のため、3歳以上児への幼稚園、保育園、認定こども園における給食費の無償化や、3歳未満児に対する多子軽減事業を今後も継続して実施します。あわせて、小中学校の給食費についても多子軽減事業を実施します。</p>		
	(3) 放課後児童クラブの充実	<p>1. 邑楽町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に基づき、明るく衛生的で安全安心な居場所を提供し、心身ともに健やかに育つ環境整備に努めます。</p> <p>2. 町内の民間学童保育所利用者については、今後もニーズを把握するとともに、継続して保育料の多子軽減を実施することにより、保護者の経済的負担軽減を図ります。</p>		
	(4) 地域ぐるみの子育て支援の推進	<p>1. 地域とのふれあい、交流、体験の場や育児に関する情報の提供、子育てサークルの育成等、地域で子育てを支え合う環境づくりを支援します。</p> <p>2. ファミリー・サポート・センターの利活用について周知活動を強化し、会員数の確保と町民への浸透を図ります。</p> <p>3. 児童委員による児童、妊産婦の生活の把握に努め、相談、援助や児童委員向け研修会の開催などを推進します。</p> <p>4. 児童相談所や保健福祉事務所など関係機関と協力し、児童虐待の防止のため、「心のケア」を可能とする体制整備に努めます。</p>		
KPI (指標)	1. 子育てに関する支援プランの作成割合	現状値	令和2年(2020年)	新規
		目標値	令和7年(2025年)	98%
	2. ファミリー・サポート・センターまかせて会員数	現状値	令和元年(2019年)	15人
		目標値	令和7年(2025年)	33人
関連計画	・第2期邑楽町子ども・子育て支援事業計画	SDGs	    	

8 ひとり親福祉の充実

<p>目的</p>	<p>・ひとり親家庭等が自立して、安定した生活を送ることができる環境を整える。</p>	
<p>現状</p>	<p>1. 全国的に家族構成が多様化し、ひとり親家庭等は増加傾向にあり、経済面や養育面で問題が生じています。</p> <p>2. 平成30年(2018年)に発表された国民生活基礎調査では、平均的な所得の半分を下回る世帯で暮らす18歳未満の子どもの割合を示す「子どもの貧困率」は改善傾向にありますが、依然として、ひとり親家庭等では経済的に困窮しているものと考えられます。</p> <p>3. 平成27年(2015年)に発表された厚生労働省の資料によれば、全世帯平均の大学進学率は53.7%なのに対し、ひとり親家庭では23.9%にとどまっています。</p>	
<p>課題</p>	<p>1. ひとり親家庭等の生活を安定させるため、就業の支援を図る必要があり、引き続き保育所の入所や公営住宅の入居について優先的に配慮する必要があります。</p> <p>2. ひとり親家庭等は、経済的に困窮している状況が多く見られ、負担の軽減を図る必要があります。</p> <p>3. ひとり親家庭等の全ての子どもが、経済的な理由にかかわらず希望を持って成長していけるよう、県及び関係機関と連携し、教育の機会均等を図る必要があります。</p> <p>4. ひとり親が抱える様々な問題に対して、精神面での支援を充実させるため、民生委員・児童委員等関係者との連携により、情報共有や相談の強化を図る必要があります。また、ひとり親家庭等の児童生徒が安心して相談することのできる体制を整える必要があります。</p>	
<p>施策の方向性</p>	<p>(1) 就業支援の充実</p>	<p>1. ひとり親家庭等の保護者の就労による自立を促進するため、県母子寡婦福祉協議会が運営する母子家庭等就業・自立支援センター事業と連携し、相談や助言、情報提供などに努めます。</p> <p>2. 就労又は求職活動を支援するため、ひとり親家庭等が保育所の入所申込みをした際に優先的に調整します。</p> <p>3. 保護者の就労等により、家庭に保護者がいない子どもたちが安全で安心な放課後を過ごすため、引き続き学童保育所の利用促進を図っていきます。</p>

	(2) 生活支援 の充実	<p>1. ひとり親家庭等の健康維持を図るため、母子・父子家庭福祉医療費支給事業の普及啓発を図り、利用を促進します。</p> <p>2. ひとり親家庭等の児童がその置かれている環境にかかわらず、安心して進学できるように、入学進学支度金の支給を行います。</p> <p>3. 学童保育所利用に際しては、ひとり親家庭等の保護者負担を軽減するための助成を行います。</p> <p>4. 公営住宅への入居を希望するひとり親世帯には、特例(優遇)制度による優遇抽選を行います。</p>		
	(3) 学習の支 援	<p>1. 県や教育支援を実施しているNPO法人などと連携し、学習の場を提供するとともに利用を促進します。</p>		
	(4) 相談体制 の充実	<p>1. ひとり親家庭等の精神的な負担の軽減を図るため、育児、就労、経済的問題等幅広い分野にわたる相談に適切に対応できるよう民生委員・児童委員などと連携し、情報の共有に努めます。あわせて、児童生徒からの相談にも応じられるよう、学校や関係機関と連携し共有に努めます。</p>		
K P I (指 標)	1. 児童扶養手当受給者のうち、 就労などにより自立した受給 者数(支給停止となった人のう ち、世帯収入の増加により支給 停止となった件数(子どもの就 労等含む))	現状値	令和元年(2019年)	4件
		目標値	令和7年(2025年)	4件
	2. 福祉医療費受給者(母子父子 等資格)のうち所得税課税対象 者の割合	現状値	令和元年(2019年)	34.8%
		目標値	令和7年(2025年)	37.8%
関 連 計 画	<p>・第2期邑楽町子ども・子育て支援事業計画</p>		<p>S D G s</p>	 <p>1 貧困をなくそう</p> <p>4 質の高い教育をみんなに</p> <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>

9 消防力と救急体制の充実

目的	<ul style="list-style-type: none"> ・町民の生命及び財産を守るために、消防、救急及び救助の体制を整える。
現状	<ol style="list-style-type: none"> 1. 消防及び救急体制は、常備消防の1市4町で構成する館林地区消防組合（邑楽消防署）と、非常備消防の3分団12班で構成する邑楽消防団が担っています。 2. 消防力の低下を防ぐため、消防団員充足率100%（定員121名）を維持しています。 3. 建物火災とその他火災（枯草火災等）の件数はほぼ同じ割合で、合計して年間約10件前後の横ばい傾向で推移しています。 4. 救急出動件数全体では増加傾向にあり、ひとり暮らしの高齢者の増加、真夏の気温上昇等、社会構造や環境の変化が主な要因となっています。 5. 救命率向上のため、救命講習の更なる普及を進めています。
課題	<ol style="list-style-type: none"> 1. 多様な災害に対して的確に対応するため、消防設備、車両、装備等の計画的な更新や消防救急体制の一層の強化を進めていく必要があります。また、社会情勢の変化等により、新規団員の確保が困難なことや町内在勤団員が減少している現状から、消防団基盤の弱体化が懸念されています。このため、新規団員勧誘や継続へ向けての施策の実施、組織体制の効率化等を検討する必要があります。 2. 消防法の改正により、住宅用火災警報器の設置が義務付けられていますが、普及率の向上及び普及率の把握方法が課題となっています。 3. 高齢化の進行等により、救急出動の増加が今後も見込まれることから、救命救急処置の高度化が求められています。また、救急車の適正利用に対する啓発を更に進める必要があります。さらに、救命率の向上を図るため、AEDの操作方法を含む普通救命講習や応急手当講習等の救命講習を実施し、町民の救護能力の一層の向上を図る必要があります。
施策の方向性	<p>(1) 消防力の充実・強化</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 邑楽消防署と連携し、以下の施策を進めます。 <ul style="list-style-type: none"> ・効率的な消防活動ができるよう、消防職員及び消防団員への各種訓練、研修等を実施し、専門知識、技術の習得、情報収集能力の強化を進めることにより、総合的な消防体制の充実、強化を図ります。 ・火災を始めとした多様な災害に対応するため、常備消防（消防署）及び非常備消防（消防団）の消防施設や資機材について、計画的な更新及び整備を図ります。 ・地域防災の要となる消防団活動の重要性についての啓発を進めるとともに、町内事業所等関係機関との協力体制の構築や消防団員の確保に努めます。また、消防団詰所や資機材の整備、充実を計画的に進めることで消防団が活動しやすい環境の整備に努めます。 ・常備消防、非常備消防、自主防災組織間の協働により、地域の防災力強化を図ります。

	(2) 火災予防 の推進	1. 邑楽消防署等の関係機関と連携し、春及び秋に実施の火災予防運動、広報活動等を通して、町民への火災予防に対する啓発を行うとともに、防火安全対策について指導を行います。また、住宅用火災警報器の設置や維持について、邑楽町総合防災訓練や地域での防災訓練、出前講座等の機会や広報紙などを有効活用し、町民に対する普及促進を図るとともに、普及率の把握方法についても、救命講習参加者へのアンケート実施など有効な方法を検討し把握に努めます。		
	(3) 救急・救助 体制の整備	1. 邑楽消防署と連携し、緊急車両、資機材等の計画的な更新を進めるとともに、ドクターヘリとの連携を強化し、救急救助体制の充実や救命率の向上に努めます。 2. 邑楽消防署と連携し、町民に対する AED の操作方法を含む普通救命講習、応急手当講習等の救命講習を実施し、初期救護体制の充実を図ります。 3. 重症患者などの緊急搬送に迅速に対応できる体制を維持するため、邑楽消防署及び近隣市町も含めた各医療機関との連携を強化するとともに、救急車の適正利用について町民への啓発を図ります。		
K P I (指 標)	1. 消防団員充足率	現状値	令和元年 (2019 年)	100%
		目標値	令和 7 年 (2025 年)	100%
	2. 救命講習受講者数	現状値	令和元年 (2019 年)	2,800 人
		目標値	令和 7 年 (2025 年)	4,600 人
関連計画	—	SDGs	   	

10 防犯対策の推進

<p>目的</p>	<p>・町民の生命及び財産を守り、安全で安心して暮らせる地域社会とするために、犯罪及び非行を防止する体制及び環境を整える。</p>	
<p>現状</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本町の刑法犯認知件数は直近5年間を見ると、減少傾向にあったものが再び増加に転じ始めており、さらに犯罪は社会環境の変化を敏感に捉え、複雑化・多様化しています。本町に限らず近年の傾向としては、窃盗等の従来型の犯罪に加え、社会的に弱い立場にある子どもや女性が被害に遭う犯罪や、IT機器を駆使した犯罪等が増加しています。 2. 特殊詐欺の手口は日々複雑化かつ巧妙化しており、被害は高齢者に多く見られるものの、比較的若い世代が被害に遭う事例も見受けられます。 3. 防犯チラシの配布等による広報活動や職員による防犯パトロールを行うとともに、関係団体、地域と連携したやまびこ（あいさつ）運動や見守り活動を通して、犯罪の予防と青少年の非行防止に努めています。 4. 防犯対策として必要な箇所への適切な防犯灯の設置を進めるとともに、高齢者の特殊詐欺被害を防止するため、電話機等の対策機器導入に対する補助制度を実施しています。 	
<p>課題</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 犯罪のない安全で安心して暮らせる町を目指して、最新の犯罪事情や防犯情報を収集及び提供する体制を整えることで、町民の防犯意識の高揚を図るとともに、地域ぐるみの防犯活動を推進する必要があります。 2. 特殊詐欺等巧妙化している犯罪に対して、より迅速な情報提供が必要となっています。 3. 犯罪抑止を目的として、関係団体と協力した防犯活動や広報活動の推進が引き続き求められています。 4. 防犯灯の基数増等により、行政区の電気料負担増が懸念されています。 	
<p>施策の方向性</p>	<p>(1) 防犯意識の啓発</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地域の防犯力を高めるため、防犯講座や広報活動の充実により町民の防犯に対する当事者意識を醸成し、自主的な防犯活動の推進を図ります。 2. 警察、防犯協会、学校、行政区等の関係機関、団体との連携を強化し、犯罪や防犯に関する情報収集及び提供を行うことで、町民の防犯意識の高揚に努めます。

	(2) 防犯体制 の充実	<p>1. 邑楽町安全安心まちづくり推進条例に基づき、町民、企業と協働の上、一体となった防犯体制の整備に努めます。</p> <p>2. 地域で発生した犯罪状況や防犯情報を、おうらお知らせメールや町公式 Twitter (ツイッター) などの活用により、町民に情報提供することで再犯防止や犯罪抑止に努めます。</p> <p>3. 子ども、高齢者、女性等の社会的に弱い立場の町民を犯罪から守るため、警察及び関係機関と連携し、防犯に関する講習、指導等を推進します。また、日常生活において地域での見守り活動等を支援し、犯罪被害の未然防止に努めます。</p> <p>4. 警察 OB を庁舎警備員として雇用し、庁舎警備や公共施設、町内の巡回等を実施します。</p> <p>5. 特殊詐欺対策機器等購入費補助制度の一層の周知を図り、対象となる多くの町民に制度を活用してもらうことで、特殊詐欺被害の未然防止を図ります。</p>		
	(3) 防犯活動 の推進	<p>1. 犯罪抑止のため、警察、行政区等の関係団体の協力を得て、日常的なパトロール等の防犯活動を実施します。</p> <p>2. 毎月 16 日の県民防犯の日を重点日として、やまびこ運動やパトロール活動を積極的に推進します。</p> <p>3. 児童生徒の登下校時の安全を確保するため、地域や PTA と協力して防犯パトロール、通学路における子どもの保護活動を推進します。</p> <p>4. 警察、学校、消費生活センター等の関係機関との連携を強め、情報収集の強化及び収集した情報の積極的な発信に努めます。</p> <p>5. 警察等の関係機関が実施する、県民防犯の日を中心とする広報活動や歳末特別警戒などの各種施策に協力し、防犯活動の活性化を図ります。</p>		
	(4) 犯罪や非 行を防止 する環境 整備の推 進	<p>1. 暗所等の危険箇所解消のため、行政区からの要望等を参考に、適切な防犯灯の設置や維持管理を進めるとともに、行政区への電気料補助について、基数増を勘案した見直しを検討します。</p> <p>2. 公園や学校周辺への防犯カメラの設置等、犯罪や非行を未然に防止する環境づくりを進めます。</p>		
K P I (指 標)	1. 特殊詐欺対策機器等購入費補助金利用者数	現状値	令和元年 (2019 年)	12 人
		目標値	令和 7 年 (2025 年)	62 人
	2. 防犯灯設置基数	現状値	令和元年 (2019 年)	1,996 基
		目標値	令和 7 年 (2025 年)	2,146 基
関連計画	—		SDGs	  

1 1 危機管理体制の整備

目的	<p>・台風、豪雨、地震等の災害から町民の生命及び財産を守るため、災害予防及び被害抑制を図り、発災時に迅速かつ的確に対応できる体制を整える。</p>		
現状	<ol style="list-style-type: none"> 1. 急激な気候変動等を原因とする大規模災害が多発しており、その性質も多様化している中、町民の生命や財産が脅かされる可能性が高まっています。それらに備えるため、避難生活等の拠点となる公共施設の耐震化を推進してきました。一方、住宅については、昭和 56 年（1981 年）の改正以前の旧建築基準法に基づいた建物も多く、地震による被害発生が懸念されます。 2. 災害時に避難所となる町内各小中学校へ防災倉庫を設置し、食料や生活用品の備蓄を進めています。 3. 風水害、震災等の災害対応の基本となる邑楽町地域防災計画を策定し、計画的な危機管理対策の推進を図っています。また、河川の氾濫や堤防の決壊による洪水予測範囲や、避難所及び避難場所を図示した防災マップ（ハザードマップ）を作成し、全戸配布及び町ホームページへの掲載により町民への周知に努めています。 		
課題	<ol style="list-style-type: none"> 1. 防災に対する啓発や各家庭での防災対策の充実により、自助の力を高めるとともに、自主防災組織の育成などにより、地域の共助の体制も強化する必要があります。また、減災の考え方の下、災害に見舞われた際でも安定したライフライン維持のため、施設の耐震化を図ることが必要です。あわせて、民間住宅の耐震化等の推進への継続した支援が必要です。 2. 災害時における情報伝達手段の一つである防災行政無線について、一部の地域で音声不明瞭である等の問題を解消する施策が求められています。また、災害の発生に備えて、避難所となる公共施設の整備や必要物資の備蓄、避難及び救援対策などを総合的に実施する必要があります。さらに、避難時に支援が必要な人に対し、安否確認や誘導などを行う体制の整備が求められています。 3. 国土強靱化基本法に基づく、国土強靱化地域計画を策定し、災害に強いまちづくりを進めることが強く求められています。また、国民保護法による武力攻撃事態やテロ対策などを含めた、総合的な防災体制の構築を進める必要があります。 		
施策の方向性	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="225 1503 384 2004">(1) 地域の防災力の向上</td> <td data-bbox="384 1503 1471 2004"> <ol style="list-style-type: none"> 1. 町民の防災意識や知識の向上を図るため、防災に関する出前講座等の啓発活動を推進します。 2. 地震や風水害を想定した総合防災訓練の計画的な実施に努めます。 3. 町民自らが出火防止、初期消火、被災者の救護等を組織的に行い、大規模災害に対応できるよう自主防災組織の強化に努めます。 4. 昭和 56 年（1981 年）5 月 31 日の建築基準法改正以前に着工した戸建て又は併用住宅について、安全性の確保についての啓発を進めるとともに、耐震診断や改修に対する支援を促進し、耐震性・耐火性の向上を図ります。 </td> </tr> </table>	(1) 地域の防災力の向上	<ol style="list-style-type: none"> 1. 町民の防災意識や知識の向上を図るため、防災に関する出前講座等の啓発活動を推進します。 2. 地震や風水害を想定した総合防災訓練の計画的な実施に努めます。 3. 町民自らが出火防止、初期消火、被災者の救護等を組織的に行い、大規模災害に対応できるよう自主防災組織の強化に努めます。 4. 昭和 56 年（1981 年）5 月 31 日の建築基準法改正以前に着工した戸建て又は併用住宅について、安全性の確保についての啓発を進めるとともに、耐震診断や改修に対する支援を促進し、耐震性・耐火性の向上を図ります。
(1) 地域の防災力の向上	<ol style="list-style-type: none"> 1. 町民の防災意識や知識の向上を図るため、防災に関する出前講座等の啓発活動を推進します。 2. 地震や風水害を想定した総合防災訓練の計画的な実施に努めます。 3. 町民自らが出火防止、初期消火、被災者の救護等を組織的に行い、大規模災害に対応できるよう自主防災組織の強化に努めます。 4. 昭和 56 年（1981 年）5 月 31 日の建築基準法改正以前に着工した戸建て又は併用住宅について、安全性の確保についての啓発を進めるとともに、耐震診断や改修に対する支援を促進し、耐震性・耐火性の向上を図ります。 		

	(2) 災害応急体制の整備	<p>1. 災害の発生が懸念される際には、県、消防署等の関係機関と連携の上、早期の情報収集に努めるとともに、収集した情報を分析し、勧告等の避難情報の発令に活用します。また町民に対しては、分析した情報を複数の媒体を介して、迅速な提供を図ります。</p> <p>2. 周辺市町等関係機関との連絡や相互の応援体制、民間団体との災害協定の締結等の協力体制、ボランティアの受入れ体制等の連携、応援、支援体制の整備に努めます。</p> <p>3. 災害時の緊急輸送、救助、避難所の設置運営、医療、保健活動体制の整備を進めるとともに、食糧、生活必需品、応急的な住宅等の確保に努めます。</p> <p>4. 避難時や避難所生活における高齢者、障がい者、妊婦、乳幼児、子ども等の要配慮者対策の充実を図ります。</p> <p>5. 学校、公共施設等の避難所に指定されている施設管理者との連携を進め、被災時の迅速な対応を図ります。</p>		
	(3) 防災関連計画の策定	<p>1. 河川の氾濫や堤防の決壊による洪水予測範囲を図示した防災マップ（ハザードマップ）について、出前講座、広報紙等を有効活用することで町民への一層の周知を図るとともに、おうらお知らせメール、テレビのdボタン等複数の手段による避難情報の配信や、国、県、通信事業者等が提供する河川の水位情報、ライブカメラ情報等、減災に役立つ情報発信を推進します。</p> <p>2. 国土強靱化基本法に基づく国土強靱化地域計画を策定し、災害に強いまちづくりを推進します。</p> <p>3. 邑楽町地域防災計画を必要に応じて随時見直し、町民への周知を図ります。</p> <p>4. 武力攻撃事態、テロ等への対応を定めた国民保護法の施行を受け、国民保護計画についての検討を県と連携して推進します。</p>		
KPI (指標)	1. 行政区におけるマイタイムライン作成率	現状値	令和元年（2019年）	0%
		目標値	令和7年（2025年）	44.1%
	2. 防災行政無線戸別受信機配備世帯数	現状値	令和元年（2019年）	0世帯
		目標値	令和7年（2025年）	300世帯
関連計画	・ 邑楽町地域防災計画		S D G s	  

12 交通安全対策の推進

目的	<p>・交通事故から町民の尊い命を守るため、人々が安全な環境で安全な行動をする社会を実現する。</p>
現状	<p>1. 交通事故件数は減少傾向にはあるものの、依然として 100 件台で推移しており、町民の交通安全への関心は高まっています。</p> <p>2. 自転車利用者が加害者となる事故も増加傾向にあるほか、登下校時の児童生徒や散歩中の未就学児が巻き込まれる交通事故が発生しています。また、近年、全国各地で高齢者が自動車の操作を誤り、事故につながるケースが多発しています。このことを受けて令和 2 年（2020 年）4 月から自動車誤発進防止装置設置費補助事業を開始しました。</p> <p>3. 通学路を中心に、学校、PTA、行政区等の協力を得て、危険箇所や安全対策が必要な箇所を把握し、警察、教育委員会、道路管理者等の関係機関が連携し、安全な交通環境の整備を進めています。</p>
課題	<p>1. 交通事故のない社会を目指し、大泉警察署、大泉交通安全協会等の関係機関及び交通安全指導員等の交通安全団体と連携し、引き続き交通安全意識の高揚を図っていく必要があります。特に、交通弱者といわれる子どもや高齢者に対し、交通安全教室や街頭指導などの交通安全教育を推進することが求められています。</p> <p>2. 自転車に関する交通違反罰則規定の強化に伴い、自転車利用者に対する交通事故防止や交通ルール遵守を啓発するため、交通安全教育及び交通安全思想の普及活動を強化する必要があります。また、高齢者の自動車誤操作による事故が社会問題となっており、自動車の誤発進等を抑制する装置の導入に対する支援が継続して必要です。</p> <p>3. 未就学児や児童生徒の安全確保のため、通学路に重点を置き、交通安全施設の適正な整備、維持を推進する必要があります。また、PTA による旗振り当番、地域による見守り活動など、地域ぐるみの継続的な取組が求められています。</p>
施策の方向性	<p>(1) 交通安全意識の高揚</p> <p>1. 交通安全に関するポスター、チラシ、広報紙等を利用し、町民に対して交通安全への意識とマナーの向上を呼び掛けます。</p> <p>2. 四半期ごとの交通安全運動期間を中心として、交通指導車による巡回指導等の広報活動を推進します。</p> <p>3. 高齢者が関係する事故が多発していることから、高齢者自身の交通安全意識の向上とともに、それ以外の世代に対しても、交通弱者への配慮を啓発するための交通安全教育を推進します。</p> <p>4. 飲酒運転の根絶を目指し、チラシ等の啓発物の回覧、町内飲食店への飲酒運転根絶運動の実施等、飲酒運転を許さない環境づくりの定着化に向け、継続的な啓発活動を推進します。</p>

	(2) 交通安全対策の強化	<p>1. 幼児から高齢者まで、全ての世代における交通安全意識の普及及び高揚を図るため、警察や交通安全関係団体と連携し、交通安全教室等を継続的に開催するとともに、あらゆる機会を通じて積極的に交通安全運動を推進します。</p> <p>2. 自転車に関与する事故を防止し、自転車の安全な利用促進を図るため、小学生に対する自転車教室を継続的に実施します。また、通学で利用する割合の高い中学生や高校生に対しても、交通ルールの遵守、マナー向上の啓発を推進します。</p> <p>3. PTA による旗振り当番等地域ぐるみの活動を支援し、通学路の交通安全対策強化に努めます。</p> <p>4. 交通安全指導員については、通学路における子どもへの交通指導や誘導、交通教室への協力等、町の交通安全実現に向け果たす役割が大きいことから、適切な人員確保に努めるとともに、その資質向上を図るための講習会、研修等を実施します。</p> <p>5. 70 歳以上の高齢者を対象に自動車誤発進防止装置設置費補助制度を継続し、広報紙等への掲載や高齢者団体へのチラシ配布などを通して制度を周知することで、装置の導入を促進し、高齢者の自動車誤操作による事故の減少に努めます。</p>		
	(3) 安全な交通環境の整備	<p>1. 安全性の高い交通環境整備のため、警察及び道路管理者と連携の上、事故の発生状況を踏まえて、交通安全施設の適切な設置、維持を推進する等、交通事故の起こりにくい環境づくりを目指します。</p> <p>2. 学校や行政区等の関係団体からの要望を参考に、警察、教育委員会、道路管理者等の関係機関と連携して通学路安全対策推進会議を開催し、定期的に通学路の安全点検を実施することで、道路の危険箇所の改良を図るとともに、適切な交通規制による交通環境の改善に努めます。</p>		
KPI (指標)	1. 交通事故による年間の 24 時間以内死者数	現状値	令和元年 (2019 年)	1 人
		目標値	令和 7 年 (2025 年)	0 人
	2. 自動車誤発進防止装置設置費補助金利用者数	現状値	令和 2 年 (2020 年)	新設
		目標値	令和 7 年 (2025 年)	10 人
関連計画	<ul style="list-style-type: none"> 第 11 次 邑楽町交通安全計画 邑楽町通学路交通安全プログラム 		SDGs	  

13 消費者の安全対策の推進

<p>目的</p>	<p>・町民の利益を守ること、安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる町とする。</p>
<p>現状</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 社会の変化に伴い、消費者トラブルも多様化しています。消費生活センターでは、最新の事例に基づいて消費者への助言や事業者との交渉、啓発活動、注意喚起を行い消費者被害の回復や未然防止に努めています。 2. 令和2年（2020年）3月末現在、町内の高齢化率は31.5%と年々上昇しています。高齢者はお金、健康、孤独の3つの大きな不安を持っているといわれています。悪質業者は言葉巧みにこれらの不安をあおり、年金や貯蓄などの大切な財産を狙っています。高齢者は自宅にすることが多いため、電話勧誘販売や訪問販売による被害に遭いやすいのも特徴です。 3. 多くの町民がオンラインショップやSNS等のサービスを利用し、電子マネー、暗号資産（仮想通貨）等、キャッシュレス化による決済手段の利便性も高まっています。その一方で、インターネットの利用に伴うトラブルも増加しています。 4. 平成30年（2018年）6月、成年年齢を20歳から18歳に引き下げる内容とする改正民法が成立しました。令和4年（2022年）4月に法律が施行されると、18歳、19歳の者は民法による未成年者契約取消権が行使できなくなります。 5. 様々な商品が市場に出回り、外観だけではその商品の品質、性能、取扱方法等を識別することが難しくなっています。現在、繊維製品（38品目）、合成樹脂加工品（8品目）、電気機械器具（17品目）、雑貨工業品（30品目）が、家庭用品品質表示法の対象品目となっています。
<p>課題</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 高度情報通信社会の進展や取引形態の多様化により、契約形態や当事者間の利害関係、適用法令など複雑で極めて高度な相談が近年増加傾向にあります。各事案に即応した適正、迅速な対応と、各業界団体の専門機関や弁護士などとの連携による相談体制の更なる強化が必要です。また、相談件数に占める契約当事者が60歳以上の高齢者の割合が高く、訪問販売トラブルや架空請求などが増加しています。未然防止の観点から高齢者向けの出前講座や悪質業者の手口等の情報提供が必要です。さらに、邑助けネットワークと連携した見守り体制の強化が求められています。 2. 成年年齢の引下げに対しては、若年者の消費者被害を未然に防止する施策が必要です。18歳未満の未成年に対しては、小中学生からインターネットを利用できる環境が整っている状況を踏まえ、学校などと連携しながら利用者の情報リテラシー（活用能力）強化のための消費者教育を実施する必要があります。また、多重債務を抱えている人に対して、弁護士会、司法書士会等と連携した借金の整理や生活困窮者自立支援法に基づく支援の推進、ギャンブル依存症対策等、生活再建に向けた取組が引き続き必要です。 3. 一般消費者が製品の不適切な品質表示により、不測の損失を被ることのないよう、家庭用品の品質に関する適正表示が事業者に求められています。

施策の方向性	(1) 消費者トラブルの未然防止と早期救済	<p>1. 消費生活相談の内容が複雑化・高度化する中、消費者トラブルの未然防止と迅速な解決を図るため、消費生活相談員のスキルアップ研修の充実、法律相談（弁護士・司法書士）を始めとした専門家との連携を図るなど、相談体制の強化に努めます。</p> <p>2. 事業者と比べて情報や専門知識、交渉力が不十分な消費者には、契約関係の明確化、合理的なサービスや商品の選択ができるよう助言やアドバイスをし、必要に応じてあっせん（事業者との間に入って妥当な解決に向けて交渉する）を行うことで問題の早期解決を図ります。</p> <p>3. 高齢者の消費者被害を未然に防止するため、邑助けネットワークとの連携強化による情報の共有化や啓発グッズ、資料の提供など、見守り活動の充実を図ります。</p>		
	(2) 消費者の自立への支援	<p>1. 消費者被害の未然防止のため、老人クラブや自治会、公民館等の各種団体からの依頼に応じて出前講座を開催し、各年齢層に合わせた身近なトラブルや消費者被害の状況など、最新の情報を提供します。</p> <p>2. 成年年齢引下げに伴う消費者トラブルの未然防止のため、小中学生やその保護者等を対象に、教育委員会と連携して、年齢に応じた消費者教育を行います。</p> <p>3. 消費生活に必要な制度や情報を様々な媒体を通じて提供し、各業界団体の専門機関や弁護士等の専門家の支援が必要な場合には、適切な機関の情報を提供します。</p>		
	(3) 消費者の安全・安心の確保	<p>1. 一般消費者が製品の不適切な品質表示により、被害を被らないよう家庭用品品質表示法及び消費生活用製品安全法に基づき、販売店などへの立入検査を実施し、適正表示がされているか調査します。</p>		
KPI (指標)	1. 消費生活に関する啓発活動の回数	現状値	令和元年（2019年）	7回
		目標値	令和7年（2025年）	17回
	2. 出前講座の回数	現状値	令和元年（2019年）	10回
		目標値	令和7年（2025年）	20回
関連計画	—	SDGs	    	

14 相談事業の拡充

目的	<p>・町民の生活上の様々な不安、悩み等について不安解消及び問題解決が図れる環境を整える。</p>	
現状	<p>1. 社会情勢や生活環境の変化に伴い、町民の抱える問題は、遺産相続、離婚、近隣トラブルなど多岐にわたり、相談内容も複合的な問題が増えています。</p> <p>2. 町民の生活上の様々な悩みや不安に対応していくため、弁護士による法律相談を毎月1回開催し、町民の日常生活におけるあらゆる相談を受けています。また、離婚やDVなど女性のための相談として、大泉町、千代田町との3町合同で女性弁護士による法律相談も毎月1回行っています。</p>	
課題	<p>1. 今後も多様化する生活上の諸問題に対応するため、適切な助言や援助を行い、問題解決が図られるよう、相談事業の拡充が望まれます。</p> <p>2. 多岐にわたる相談に、迅速かつ適切に対応できるよう、各関係機関との連携を図ることが必要です。</p> <p>3. 身近な行政相談・法律相談の窓口として気軽に利用できる体制を整えるとともに、制度や仕組みを周知することが必要です。</p>	
施策の方向性	<p>(1) 法律相談事業の推進</p>	<p>1. 弁護士による法律相談については、相談時間や回数などの実施方法を検討し、町民がより利用しやすいよう相談体制の整備を図ります。</p>

	(2) 住民相談事業の推進	<p>1. 行政相談、人権相談、その他各種相談事業とも緊密な連携をとることで、適切な情報提供を図ります。</p> <p>2. 関係機関との連携を図り、複雑な相談にも対応できるよう努めます。</p> <p>3. 町民がより安心して相談できるよう、相談スペースの充実や待ち時間の短縮など、相談体制の整備を図ります。</p> <p>4. 町民の不安や町政への要望などに適切に対応できるよう、相談職員の教育や研修への参加を推進します。</p>		
	(3) 相談事業の周知	<p>1. 相談事業の推進のため、窓口での掲示や広報紙、ホームページ、おうらお知らせメール、町公式 Twitter (ツイッター) を活用し、定例相談事業の周知を図ります。</p>		
KPI (指標)	1. 法律相談利用者数	現状値	令和元年 (2019 年)	74 人
		目標値	令和 7 年 (2025 年)	96 人
	2. 女性のための法律相談利用者数	現状値	令和元年 (2019 年)	17 人
		目標値	令和 7 年 (2025 年)	36 人
関連計画	—		SDGs	 

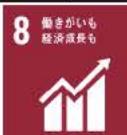
15 農業の振興

目的	<ul style="list-style-type: none"> ・農業の持つ多面的機能の保全及び活用を進め、産業として自立できる農業経営の安定を確立する。 		
現状	<ol style="list-style-type: none"> 1. 農業は本町の伝統的な産業であり、県内の穀倉地帯の一角を担ってきました。しかし、高齢化に伴う離農、農畜産物の価格の低迷などによる経営環境の悪化により新規就農者が伸び悩んでおり、農家人口が減少しています。 2. 農業経営基盤強化促進法に基づく群馬県の基本方針を軸に、効率的・安定的な農業経営の目標等を示した基本構想を定め、農業経営の改善を支援するとともに、担い手として認定農業者への移行に取り組んでいます。 3. 近年、野生鳥獣による農作物被害が町内でも頻発しています。また、家畜伝染病発生への懸念と併せ、農業経営の不安定要因となっています。 4. 多くの農家が1次産業として農産物を生産、出荷するのみです。 5. 経営耕地面積が農家要件（50a）に達しない小規模農家も多く存在しています。 6. 農村環境では、土地改良が実施されていないほ場が残されており、農道や用排水路も一部未整備のままです。 		
課題	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地域の農業経営環境の実情に即して、担い手の育成や新規就農者の確保が必要です。 2. 野生鳥獣による農作物被害は広域にわたるため、農家個々の対応では限界があります。また、家畜伝染病が発生した場合は、全頭殺処分など経営への影響が甚大となるため、予防を含めた対策が必要です。 3. 市場出荷の農畜産物は市場価格に収益を左右されやすいため、農畜産物の高付加価値化及び6次産業化を推進し、経営の安定を図ることが求められています。 4. 小規模農家については、市場の求める規模の農産物を出荷することができないため、販路が十分に確立されていません。 5. 土地改良未実施地区では、高齢化等により用排水路の維持管理が行き届いておらず、また農業機械の大型化に対応できていません。 		
施策の方向性	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="225 1563 384 2020">(1) 担い手の確保・育成</td> <td data-bbox="384 1563 1471 2020"> <ol style="list-style-type: none"> 1. 認定農業者等の確保や再認定を推進するとともに、農業経営の法人化など、地域の実情に応じた経営体の育成を図ります。 2. 青年、女性、定年退職者等、新たな担い手の確保及び育成に向けて、県、近隣市町、邑楽館林農業協同組合等の関係機関と連携しながら、青年就農者営農支援交付金や邑楽町指定野菜等生産推進事業などを活用し、支援に取り組みます。 </td> </tr> </table>	(1) 担い手の確保・育成	<ol style="list-style-type: none"> 1. 認定農業者等の確保や再認定を推進するとともに、農業経営の法人化など、地域の実情に応じた経営体の育成を図ります。 2. 青年、女性、定年退職者等、新たな担い手の確保及び育成に向けて、県、近隣市町、邑楽館林農業協同組合等の関係機関と連携しながら、青年就農者営農支援交付金や邑楽町指定野菜等生産推進事業などを活用し、支援に取り組みます。
(1) 担い手の確保・育成	<ol style="list-style-type: none"> 1. 認定農業者等の確保や再認定を推進するとともに、農業経営の法人化など、地域の実情に応じた経営体の育成を図ります。 2. 青年、女性、定年退職者等、新たな担い手の確保及び育成に向けて、県、近隣市町、邑楽館林農業協同組合等の関係機関と連携しながら、青年就農者営農支援交付金や邑楽町指定野菜等生産推進事業などを活用し、支援に取り組みます。 		

	(2) 持続可能な農業経営の確立	<ol style="list-style-type: none"> 1. 農業経営の安定のため、利子補給などの措置がある低金利な制度融資の活用を促進します。 2. 農業経営規模の拡大や農用地の集団化を目的とした人・農地プランに基づき、農地中間管理機構の事業を活用することで、農業の生産性向上を図ります。 3. 農産物の安定供給を図るため、邑楽猟友会及び（一社）全国有害鳥獣駆除隊の協力を仰ぎ、有害鳥獣被害の防止対策を行います。 4. 畜産業の経営の安定を図るため、生産環境の整備などを支援します。また、県と連携して家畜伝染病などの発生予防と防疫体制を強化します。 		
	(3) 農作物の高付加価値化と6次産業化の推進	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本町を代表する指定・推奨野菜の生産者や新規就農者などの農業用機械の導入やパイプハウス整備などの支援を行うとともに、安定的で高品質な農産物の周年供給体制の確立を推進します。 2. 邑楽町農畜産物処理加工施設（あいあいセンター）の設備改善を促進し、地域資源を活用した加工や販売など、邑楽町農畜産物処理加工施設利用組合に加入している女性農業者の活動を支援し、地元農産物の高付加価値化及び6次産業化を推進し、販売促進を図ります。 3. 邑楽南地区地区計画地内で計画されている農産物直売所の開設に伴い、施設園芸などを邑楽館林農業協同組合などの関係機関と連携して推進します。 		
	(4) 地産地消やグリーンツーリズムの推進	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地元農産物を学校給食や飲食店などで積極的に使用してもらい、地産地消を推進します。 2. 県外のイベントや、邑楽町地産地消協議会と連携した町内イベントを活用して、地元農産物のより一層のPRを図ります。 3. 近隣市町や邑楽館林農業協同組合などの関係機関と連携し、体験農業及び市民農園を通して、グリーンツーリズムを推進します。 		
	(5) 農村環境の保全と改善	<ol style="list-style-type: none"> 1. 農業の生産性の向上を図るため、地域の状況に応じ、農道の拡幅や用排水路の整備を実施し、また、大区画化ほ場整備や農業用施設の維持及び長寿命化への支援を行います。 2. 快適で安全な農村環境の中で生活できるように、集落道路や集落排水などの生活環境基盤の整備を図ります。また、ほ場整備完了地区と集落を連結する農業用道路の整備を推進します。 3. 農業・農村の有する多面的機能の維持及び発揮を図るため、多面的機能支払交付金事業を活用し、農村地域に居住する町民の幅広い活動を支援し、農村コミュニティの充実に努めます。 		
KPI (指標)	1. 担い手への農地の集積率	現状値	令和元年（2019年）	51.6%
		目標値	令和7年（2025年）	65.0%
	2. 「指定・推奨野菜」栽培に向けた申請件数	現状値	令和元年（2019年）	73人
		目標値	令和7年（2025年）	85人
関連計画	<ul style="list-style-type: none"> ・人・農地プラン ・農業経営基盤強化促進法に関わる基本構想 	SDGs	    	

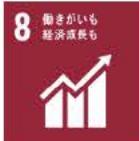
16 工業の振興

目的	<p>・地域経済の安定及び雇用を確保するため、経営強化された企業及び優良な新企業が立地した町とする。</p>	
現状	<ol style="list-style-type: none"> 平成30年度（2018年度）に町内の全事業所に実施したアンケート調査（回答率21.2%）結果により町に求める必要な施策として「人材確保・育成」が31.7%と最多でした。 町に期待することについて「国や県、町の各種情報提供」が24.0%と最多であり、次いで「資金の補助・助成」が21.7%でした。 近年、製造業全体の事業所数は減少しており、事業承継については「後継者は決まっておらず、候補もいないが事業を継続したい」が17.9%と最多でした。 現在、産業競争力強化法に基づき、創業支援等事業計画を策定し、認定市町村として相談窓口を設けています。 東京圏から東武鉄道や東北自動車道、関越自動車道、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）等の交通網でつながり、自然と調和しながらも平坦な地形と安価な地価から企業が進出しやすい立地条件にあります。 	
課題	<ol style="list-style-type: none"> 中小企業は、労働条件や退職後の保障が十分ではなく、技術者や後継者の確保が課題となっており、雇用の不安定要因となっています。また、事業の継続や発展につながる知識及び経験も不足し、経営の安定や発展の障害となっています。 中小企業は、融資を受ける上で、保証料や利子が負担となっています。 町内企業の事業展開の相乗効果を高めるため、企業間連携や異業種間連携によるイノベーションを支援する取組が求められています。また、創業支援の更なるPRと施策の拡充が求められています。 町内の工業専用地域においては、未利用地が無い状況であるにもかかわらず、企業からの引き合いや、既存敷地の狭小と老朽化により移転先の土地が必要な企業があります。そのため新規又は移転のための新たな工業専用地域の創出が必要とされています。 	
施策の方向性	<p>(1) 中小企業の雇用確保の推進</p>	<ol style="list-style-type: none"> 商工会と連携し、町内で求人希望する中小企業の情報を一元化し、町外の大学や高校、専門学校へ情報提供し、雇用の確保につなげます。 中小企業退職金共済制度に加入している事業主に対して助成を行い、安定した雇用に資する支援を行います。

	(2) 中小企業の経営安定の推進	<p>1. 小規模事業者支援法に基づく、販路拡大や雇用の確保、生産性向上を目的とした経営発達支援計画を商工会と連携して策定し、計画に基づく支援を推進します。</p> <p>2. 経営安定、設備投資等中小企業の資金繰りに応需するため、制度融資を拡充します。</p>		
	(3) 企業イノベーションの支援	<p>1. 平成30年度(2018年度)から開催している企業情報交換会については、交流したい異業種などの調査をアンケート形式で行い、参加者のニーズに合った異業種間の交流を促進することで、新規事業や新分野への事業展開につなげます。</p> <p>2. 新技術開発や新製品開発、新規事業や新分野への参入など、企業のイノベーションを支援する施策に積極的に取り組みます。</p> <p>3. 今後も創業支援等事業計画に基づき、相談窓口の強化や商工会と緊密な情報共有を行い、制度融資や補助金などを利用した創業支援に特化した施策を促進します。</p>		
	(4) 企業誘致の推進	<p>1. 新産業団地の造成に向けては、造成に係るコストや誘致する企業の業種など、将来にわたる採算性を多角的に検討し、県と連携しながら都市計画区域区分の変更に向けた編入手続を始め、産業基盤の強化を図ります。</p> <p>2. 工業専用地域外にある工場については、事業拡大について必要がある場合には、新たな工業専用地域内への集約移転を図る上で、民間開発事業者との情報共有のほか、都市計画区域区分の変更の方向性も併せて検討します。</p> <p>3. 企業誘致は、地域雇用の創出や移住定住の促進だけでなく、経済的波及効果も期待できることから、邑楽町企業立地奨励金交付要綱に基づき、進出する企業を支援します。</p>		
KPI (指標)	1. 製造品出荷額	現状値	令和元年(2019年)	2,605億円
		目標値	令和7年(2025年)	2,850億円
	2. 邑楽町ぐんま新技術・新製品開発推進補助金による売上高等の経済効果	現状値	令和元年(2019年)	新規
		目標値	令和7年(2025年)	500万円
関連計画	<ul style="list-style-type: none"> 創業支援等事業計画 邑楽町都市計画マスタープラン 		SDGs	 8 働きがいも経済成長も  9 産業と技術革新の基盤をつくろう

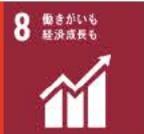
17 商業の振興

目的	<p>・町民の生活を支えるとともに、本町のにぎわいを創出するため、町民のニーズに応えられる商店、訪れたい商店が立地する町とする。</p>
現状	<ol style="list-style-type: none"> 1. 家族経営を行っている個人商店が点在しており、商店街は形成されていない状況です。一方で、コンビニエンスストアやドラッグストアなどの業態が店舗数を伸ばしています。平成30年度（2018年度）に町内の全事業所に実施したアンケート調査（回答率21.2%）結果より事業承継については「後継者は決まっておらず、候補もいないが事業は継続したい」が17.9%と最多でした。 2. 本県は自家用車の保有率が高く、被服、家具、装身具等の購入は町外へ出向く傾向にあり、町内購買力の町外流出が加速しています。町内における消費傾向としては生鮮、惣菜及び加工食品の購入が約50%を占めており、スーパー、コンビニエンスストアでの購入が増加しています。一方で、多様化する消費者ニーズによりインターネット販売での購入も増加しており、個人店での購入額は低下しています。 3. 本町における高齢者人口（65歳以上）は、令和2年（2020年）3月末で8,274人となっており、総人口の31.5%を占めています。更なる高齢化社会の進行により、車に乗れない高齢者は、買い物などが一層困難となります。
課題	<ol style="list-style-type: none"> 1. 少子高齢化が急速に進む中で、経営者の高齢化や後継者不足で廃業する商店が増加傾向にあります。また家族経営を行っている個人店が多く、その多くは店舗併用住宅であり、外部の者を後継者として招き入れることに抵抗のある経営者も多く、事業承継の問題解決が求められています。 2. 地域に密着した商業は、生活利便性の向上や地域の活性化に欠くことのできないものであるため、経営基盤の強化を図るとともに、魅力ある商品開発やプロモーションなど、時代の流れにあった商店づくりが求められています。また、創業支援制度の更なるPRと施策の拡充が求められています。 3. 高齢者などを中心に食料品の購入や飲食に不便や苦勞を感じる人（買い物弱者）が今後増加する懸念があり、「食料品アクセス問題」が社会的な課題になっています。

施策の方向性	(1) 中小企業の経営安定の推進	<p>1. 小規模事業者支援法に基づく、販路拡大や生産性向上、事業承継を目的とした経営発達支援計画を商工会と連携して策定し、計画に基づく支援を推進します。</p> <p>2. 経営安定、設備投資等中小企業の資金繰りに応需するため、制度融資を拡充します。</p> <p>3. 住宅リフォーム補助金制度事業により消費を促進し、町内建築関連業者が行う事業の振興を継続していきます。</p>		
	(2) 商店のイノベーションの支援	<p>1. 新商品開発推進補助金などを利用して、地域活性化に資する商品やサービス開発の支援をすることで、農業や製造業などの異業種との連携を促進させ、新たなイノベーションを生むための支援を強化します。</p> <p>2. 飲食店に観光施策の一環である「邑楽日和プロジェクト」に参画してもらい、町外からの誘客促進のための魅力ある商品販売など、事業者自らが良質なサービスを消費者に提供できるよう支援します。</p> <p>3. 今後も創業支援等事業計画に基づき、相談窓口の強化や商工会と緊密な情報共有を行い、制度融資や補助金などを利用した創業支援に特化した施策を促進します。</p>		
	(3) 買い物弱者対策	<p>1. 自動車などを利用できない高齢者等に新たな買物手段を提供するため、社会福祉協議会や商工会などの関係機関と連携し、支援に向けての体制づくりを行います。また、新たに事業を開始又は業態改革を行う事業者が、事業に参入できるよう創業支援策と組み合わせた支援を行います。</p> <p>2. 邑助けネットワークなどの地域の支え合い活動と連携し、共助の体制を構築します。</p>		
KPI (指標)	1. 町制度融資に係る設備投資額 (商業関係)	現状値	令和元年 (2019年)	6,758千円
		目標値	令和7年 (2025年)	12,000千円
	2. 新商品やサービスに係る売上高 (商業) の経済効果	現状値	令和元年 (2019年)	新規
		目標値	令和7年 (2025年)	1,000万円
関連計画	・創業支援等事業計画		SDGs	  

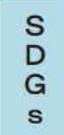
18 良好な就労環境の整備

<p>目的</p>	<p>・働く意欲のある全ての人の雇用が安定するように、就業機会が確保され、勤労者の福祉が充実した町とする。</p>
<p>現状</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 働く世代の価値観や生活様式は多様化しており、働き方改革によるワーク・ライフ・バランスの観点からも、多様な働き方を実現できることが理想とされる社会の中で、就職希望者と採用側の企業とが雇用条件などで必ずしもマッチングしておらず、初職にもかかわらず短期間で離職につながっています。 2. 核家族の増加に伴い育児の問題から共働きができない世帯や、出産を機に退職してしまい以前のキャリアを生かせず希望の職種で働けない女性なども存在します。一方で、一人親世帯の育児と仕事の両立や、現役世代による介護と仕事の両立など、現代社会の抱える問題が浮き彫りになっています。 3. 価値観も多様化する中で、SNSなどの情報伝達ツールの飛躍的な普及とも相まって、働く世代の余暇の過ごし方なども多様化しています。
<p>課題</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 人材不足に悩む事業者への雇用の確保が求められています。一方で、離職後に正規雇用として就けない若者も潜在的に多数いることから、若者の就労支援も求められています。また、「職住近接」は企業にも勤労者にもメリットがあり、町にとっても税収の確保につながることから、定住してもらうための住宅購入に関連する支援を行う施策が求められています。 2. 就労希望者や勤労者が、育児や介護などと仕事の両立ができるよう、ワーク・ライフ・バランスを推進する事業所を認証する「群馬県いきいきGカンパニー」制度のPR及び認証を促進させる必要があります。 3. 生活様式や働き方が多様化する中で、ワーク・ライフ・バランスの観点からも、勤労者福祉の充実を図る施策が求められています。

施策の方向性	(1) 就労機会の確保と勤労者の住宅支援	<p>1. 商工会と連携し、町内で求人希望する中小企業の情報を一元化し、町外の大学や高校、専門学校へ情報提供し、就労機会の確保につなげます。</p> <p>2. 本町への定住につなげるため、企業にも勤労者にもメリットのある「職住近接」を促進するため、「勤労者住宅資金融資」などの貸付利率の見直しも含め制度を見直し、勤労者の支援制度の拡充を図ります。</p>		
	(2) 働き方の支援	<p>1. 県と協調して、育児、介護と仕事の両立、職場における女性の活躍推進、従業員のワーク・ライフ・バランスの推進などに取り組む事業所を認証する、「群馬県いきいきGカンパニー」制度のPR、認証推進を支援します。</p> <p>2. ぐんま若者サポートステーションや高島公民館で実施されている「青年キャリア相談」事業と連携し、若者のキャリアアップを中心とした就労支援を行います。</p>		
	(3) 勤労者の福祉の充実	<p>1. 企業の法定外福利厚生サービスに対する支援として、邑楽町労使教育委員会と連携して、若い勤労者の参加を促進するためのレクリエーション事業などの充実を図り、勤労者の福祉向上に努めます。</p> <p>2. 邑楽町労使教育委員会と連携して、ワーク・ライフ・バランスや働き方に関連するセミナーなどを開催し、最新の情報提供や啓発に努めます。</p>		
KPI (指標)	1. 群馬県いきいきGカンパニー認証事業所数	現状値	令和元年(2019年)	12社
		目標値	令和7年(2025年)	27社
	2. 中小企業退職金共済事業加入者数	現状値	令和元年(2019年)	511人
		目標値	令和7年(2025年)	560人
関連計画	—		SDGs	  

19 観光活動の活発化

<p>目的</p>	<p>・観光産業を育成するため、魅力的な観光拠点があり、地域資源を生かした体験型観光、イベント等が開催される町とする。</p>	
<p>現状</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 東北自動車道館林 IC や北関東自動車道太田桐生 IC により都心からの本町へのアクセスは約 90 分です。鉄道は、東武鉄道小泉線が町の中央を東西に通っており、本中野駅、篠塚駅の 2 駅があります。また、本町の北部に隣接した場所には、東武鉄道伊勢崎線の多々良駅があり、通勤や通学の重要な交通手段になっています。 2. 桜や藤が咲き誇る多々良沼公園のほか、町の中央に位置する邑楽町シンボルタワー未来 MiRAi、白鳥の飛来する多々良沼（ガバ沼）などの観光資源があり、歴史的に由緒ある神社仏閣なども多数存在しています。 3. 邑楽町農畜産物処理加工施設（あいあいセンター）では、年間約 7 万人の集客があり、地元農畜産物を販売するだけでなく、邑楽町地産地消協議会と連携して、米、そば、白菜、ニガウリ、キャベツ等の町特産物を県外及び町内でのイベントで PR しています。 4. 夏のおうら祭り（8 月開催）や秋の産業祭（11 月開催）、冬の光のページェント HiKARi MiRAi（11 月中旬～翌年 1 月末）の開催が町外からの交流人口の増加に寄与しています。また、中央公民館で開催されている各種イベントなどについても交流人口の増加につながっています。 	
<p>課題</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. イベントなどに来町した町外者が、周遊せず観光消費に結びついていません。また、体験型や参加型の観光事業や、イベントなどでの交流人口の増加、邑楽の食の PR など各種施策の連携が求められています。 2. 事業者が主体的に観光の活性化を推進できるよう、町民自らイベントを立ち上げたり、飲食店であれば町の農産物を使用した新メニューを開発したりする機運を醸成していくことが必要です。また、体験農業など農をテーマとした観光資源の活用が不足しています。 3. 広域的な観光エリアの魅力を一層向上させることで、本町への誘客促進につながる利点もあります。そのためにも周辺市町と PR イベントや物産展などを通して連携を深めることが必要です。 4. 首都圏からの誘客を促進するためにも、大規模イベントの開催や誘致、町内の魅力ある観光素材の知名度アップなどが求められています。 	
<p>施策の方向性</p>	<p>(1) 魅力ある観光地域づくりの推進</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 対象客層や観光地域づくりのコンセプトを明確化した上で、地域資源を改めて洗い出し、観光素材としての魅力向上につながる施策「邑楽日和プロジェクト」を推進します。 2. 白鳥飛来地である県立多々良沼公園などの観光資源を活用し、来町した観光客などの町内滞留時間の延長や観光消費額の増大に結び付く施策を展開します。

	(2) 物産振興 と食の魅 力向上	<p>1. 全国町村会主催の物産展「町イチ！村イチ！」への参加など、全国に向けた 邑楽町産品の認知度向上とブランド化の推進による物産振興を図り、食の魅力 の更なる向上に取り組みます。</p> <p>2. 用途を拡大した新商品開発推進補助金の活用により、町の名物や特産物づく りに取り組む事業者を支援します。</p> <p>3. 邑楽南地区地区計画地内で計画されている農産物直売所の開設に伴い、邑楽 館林農業協同組合と連携し、周辺の農地を活用した体験農業など、観光資源の 開発を推進します。</p>				
	(3) 地域の垣 根を越え た連携	<p>1. 東毛地域と隣接する栃木県、茨城県及び埼玉県の市町と連携した4県境界地 域交流促進意見交換会に積極的に参画し、新コンテンツの開発に取り組みま す。</p> <p>2. 県や県観光物産国際協会と連携して、広域観光コースやツアーパッケージな どの企画を推進します。</p> <p>3. 邑楽館林都市農村交流協議会と連携してグリーンツーリズムなど、「農」に特 化した広域観光コースのツアー造成を積極的に進めていきます。</p>				
	(4) 町外から の誘客促 進	<p>1. シンボルタワーや中央公民館、おうら中央多目的広場などで開催されるイベ ント等を更に充実させ、リピーター客を増やし、将来にわたっての誘客増加に つなげます。</p> <p>2. 旅行会社と連携し、全国に向けた認知度の向上を進めるとともに、リピータ ーの増加やSNSなどによる高評価の拡散を狙います。</p> <p>3. 観光パンフレットの新たな改訂を行い、知られていない本町の情報を更に取り 込み1冊読むだけで来訪したくなる企画を掲載した、総合観光ガイドブック 「邑楽日和シーズン2」を作成します。</p> <p>4. 県と連携し、映画やテレビなどのロケを積極的に誘致するとともに、県のア ンテナショップぐんまちゃん家などを活用し、本町ならではの魅力ある物産な どを町外に広く発信します。</p> <p>5. 観光大使による本町の魅力発信やマスメディアを使ったPRを推進します。</p>				
K P I (指 標)	1. 観光入込客数	現状値	令和元年(2019年)	124,402人		
		目標値	令和7年(2025年)	135,000人		
	2. シンボルタワー入場者数	現状値	令和元年(2019年)	15,133人		
		目標値	令和7年(2025年)	17,500人		
関連計画	・ 邑楽町建物系公共施設個別施設計画					

20 計画的な土地利用の推進

<p>目的</p>	<p>・自然及び暮らしやすい環境が調和した、秩序ある計画的な土地利用及び市街地整備がなされている町とする。</p>
<p>現状</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本町の土地利用の状況は、平成 28 年度（2016 年度）都市計画基礎調査によると町域面積の約 50%を農地が占めており、住宅用地としては約 24%となっています。特に山林は、平成 22 年（2010 年）からの 5 年間において約 30%減少しており、主な転用用途は、太陽光発電施設用地や資材置場等が挙げられ、周辺住民から環境変化への懸念の声が寄せられています。 2. 市街化区域においては、邑楽町立地適正化計画に基づく施設誘導が図られているものの、市街化調整区域における日常利便施設の立地が乏しく、現状の土地利用の開発規制では町民が求める施設の立地が厳しい状況にあります。 3. 優良農地の保全として、町農業振興地域整備計画の見直しを行い、平成 30 年（2018 年）7 月に約 51.4ha（410 筆）の農地を農業振興地域農用地（青地）編入を行いました。また、耕作放棄地は農地パトロール及び地権者への意向調査の取組を行った結果、令和元年度（2019 年度）末で 8.2ha となっており、過去 5 年間において約 35%減少しています。 4. 市街地整備事業として、鶉地区において平成 10 年（1998 年）に事業認可を受け、土地区画整理事業が進められています。
<p>課題</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 人口減少が進む中、効率的な都市運営を行うために、無秩序な市街地の拡大を抑制し、生活に必要な機能を集約したコンパクトなまちづくりに対する土地利用の推進が必要となっています。また、町の豊かな自然環境の保全と生活利便性の高い居住環境の整備を図り、都市開発と農業振興が調和したまちづくりを検討する必要があるため、土地利用の規制及び誘導方策、まちづくり事業の検討には町民と行政の協働体制を構築する必要があります。 2. 町の中心拠点として役場周辺の行政機能の集約は完了しましたが、都市計画的な位置付けが不十分となっているため、今後も都市機能を維持するための位置付けが必要です。また、鶉土地区画整理事業の早期完了や新規工業用地拡大、商業用地の配置など、都市的土地利用の推進を継続的に検討していく必要があります。 3. 優良な農地の保全を図りつつ、自然的土地利用の条件が整わない農地については、まちづくりの方向性に合わせた見直しをしていく必要があります。また、平地林や河川などの貴重な自然環境の保全については、有効な保全方法を検討する必要があります。 4. 土地区画整理事業を行っていない市街化区域内の都市基盤整備について、良好な住宅環境を創出するためにも新たな事業展開を検討する必要があります。

施策の方向性	(1) 秩序ある土地利用の規制と誘導	<p>1. 邑楽町都市計画マスタープラン、邑楽町立地適正化計画に基づき、計画的かつ総合的な土地利用の展開を促進し、町内において、まちのまとまりが衰退しないように適切な土地利用の規制や誘導などを促進します。</p> <p>2. 都市計画法、国土利用計画法、邑楽町環境保全条例、邑楽町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例、邑楽町土地開発事業指導要綱等に基づき、無秩序な開発などを防止し、周辺環境に配慮した開発の誘導を図ります。</p>		
	(2) 都市的土地利用の促進	<p>1. 邑楽町都市計画マスタープラン及び邑楽町立地適正化計画に基づいた、市街地における都市機能の集積や市街地整備などを推進し、コンパクトな市街地形成を図るための施策の推進を図ります。</p> <p>2. 活力あるまちづくりと雇用創出のため、産業施策と連携し工業用途の拡大について県と協議を進め、促進を図ります。</p> <p>3. 町民の日常生活の利便性向上や、町の観光や交流拠点形成に資する、幹線道路沿道への商業施設の配置について、都市計画法の地区計画制度を活用した施策の展開を図ります。</p>		
	(3) 自然的土地利用の保全	<p>1. 市街化調整区域における農地や平地林の自然的土地利用については、引き続き保全に努めつつ、邑楽農業振興地域整備計画の見直しに基づく農業振興については、まちづくり全体との調和を図ります。</p> <p>2. 孫兵衛川や多々良川などの河川整備については、県レッドデータブックにある貴重な動植物の保護対策を図り、県と協力し推進します。</p> <p>3. 耕作放棄地等については、農地中間管理機構との連携によるマッチング等を推進し、減少を図ります。</p>		
	(4) 市街地整備事業、面整備事業の推進	<p>1. 鶉土地区画整理事業は、区画割や道路計画等、適宜見直しを行いながら計画的な面整備を進めるとともに、都市計画道路鶉中央線の整備を進めます。</p> <p>2. 市街化区域内の効率的な土地利用の実現のために、市街地整備事業（地域し尿処理施設を公共下水道に接続統合する）などの実施を図ります。また、市街化調整区域内においては、既存集落の「まちのまとまり」を維持するために、地区計画内を中心とした道路幅員の確保や排水路設置など、暮らしやすい環境整備を検討します。</p>		
KPI (指標)	1. 都市機能誘導区域内の都市機能誘導施設	現状値	令和元年（2019年）	9施設
		目標値	令和7年（2025年）	9施設
	2. 鶉土地区画整理事業の進捗率	現状値	令和元年（2019年）	41%
		目標値	令和7年（2025年）	67%
関連計画	<ul style="list-style-type: none"> 邑楽町都市計画マスタープラン 邑楽町立地適正化計画 邑楽農業振興地域整備計画 	SDGs	  	

21 交通環境の整備

<p>目的</p>	<p>・交通の利便性向上及び産業の活性化のため、町全体に機能的かつ安全な道路網を整える。また、誰もが不自由なく移動できるように、公共交通が利用しやすい環境を整える。</p>	
<p>現状</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本町には、東西方向に国道2路線（122号、354号）、南北方向に県道2路線（主要地方道足利邑楽行田線、一般県道赤岩足利線）が通り、県内外への広域連携軸路線として機能し、本町道路網の骨格を形成しています。 2. 鉄道は、東武鉄道小泉線が町の中央を東西に通っており、本中野駅、篠塚駅の2駅があります。また、本町の北部に隣接した館林市には、東武鉄道伊勢崎線の多々良駅が設置されており、通勤や通学の重要な交通手段になっています。 3. 公共バスは、主に町南部方面を経由して、おうら病院、公立館林厚生病院、館林駅等を結ぶ館林・邑楽・千代田線と、主に町北部方面を経由して、イオンモール太田、太田駅、太田記念病院等を結ぶ邑楽～太田線の2路線があります。両路線は、平成30年度（2018年度）から邑楽町役場で結節しており、どちらも高齢者や子どもなどの日常生活の移動手段として利用されています。 4. 館林・邑楽・千代田線は、館林都市圏（館林市、板倉町、明和町、千代田町及び邑楽町）構成市町で共同運行しています。一方、邑楽～太田線は町単独路線として運行しています。館林都市圏では、館林市外四町地域公共交通会議にて両路線を含む広域での公共交通ネットワークを形成すべく、館林都市圏地域公共交通計画の策定に取り組んでいます。 	
<p>課題</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 南北の広域連携軸の強化を図るため、主要地方道足利邑楽行田線の早期整備の働きかけを継続する必要があります。 2. 町道は、町民の生活基盤となるため、今後も一定の事業量を確保しながら幹線道路及び生活道路の整備を推進する必要があります。 3. 都市計画道路は、今後の人口減少社会を見据えた未整備路線の必要性を検討しながら、計画の見直しをする必要があります。 4. 鉄道は、日中の発着頻度が1時間程度の時間帯があり、また、篠塚駅が無人駅となっているなど、サービスの維持、向上が求められます。また、駅前ロータリーの整備を含むアクセス道路の整備などが求められています。 5. 公共バスは、2路線が結節されましたが、広域での公共交通ネットワークの形成を目指す館林都市圏地域公共交通計画に基づき、町内の結節点、経路等を見直しを図る必要があります。 6. 館林都市圏では、人口減少及び少子高齢化が地域全体で進展しており、公共交通においても広域で一体的な対策を講じる必要があります。 	
<p>施策の方向性</p>	<p>(1) 広域幹線道路の整備</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国道122号については、未整備区間の早期整備を県へ要望します。 2. 主要地方道足利邑楽行田線については、光善寺字前通地内、邑楽町役場入口、中野上宿の交差点改良を始めとした未整備区間の早期整備を県へ要望します。

	(2) 町道の整備・維持管理	<p>1. 各地域を結ぶ幹線的な町道は、誰でも安心して通行できる歩行空間の確保を図るため、歩道整備を中心に改良を進めます。また、公共交通の利用促進を図るため、駅へのアクセス性を向上させる道路整備の検討を行います。</p> <p>2. 生活道路全般については、必要な幅員の確保、隅切りや線形の改良、舗装の推進などに努めます。</p> <p>3. 町道の補修については、邑楽町舗装維持修繕計画（長寿命化計画）及び邑楽町橋梁長寿命化修繕計画に基づき計画的な維持補修に努めます。</p> <p>4. 町道の舗装補修、街路樹管理等、適正な維持管理を行い、道路環境の改善を図ります。</p>		
	(3) 戦略的な道路整備の推進	<p>1. 邑楽町都市計画マスタープランで位置付けられている幹線道路のうち、「町の核」の形成を図る上で必要な道路について、調査、検討、協議を推進し、熟度の高まりに応じて整備構想及び整備計画を検討します。</p> <p>2. 必要に応じて都市計画道路や幹線道路などについては、現状に応じた計画変更の検討を行います。</p> <p>3. 社会状況により必要性が変化しつつある路線については、現状を踏まえた計画変更や廃止の検討を行います。</p> <p>4. (仮称) 両毛中央幹線（利根川新橋）の実現に向け関係機関に働きかけを行います。</p>		
	(4) 鉄道交通の推進	<p>1. 東武鉄道小泉線の運行間隔の短縮と特急りょうもう号との利便的な接続に向けて、東武鉄道整備促進期成同盟会の構成市町とともに東武鉄道（株）へ要望活動を継続して実施します。</p> <p>2. 東武鉄道の利用促進に向けて、東武鉄道整備促進期成同盟会の構成市町とともに啓発活動を継続して実施します。</p>		
	(5) 公共バスの推進	<p>1. 公共バスの維持を図るため、運行事業者への支援を継続して行います。</p> <p>2. バス車内へのポスター展示、バスの乗り方教室等を行うことで、公共バスの利用促進を図ります。</p> <p>3. 広域での公共交通ネットワークの形成を目指す館林都市圏地域公共交通計画に基づき、町内路線についても、結節点、経路等の改善を図ります。</p>		
	(6) 新たな公共交通ネットワークの構築	<p>1. 館林都市圏地域公共交通計画に基づき、まとまりのあるまちづくりと一体となった持続可能な新たな公共交通ネットワークの形成を図ります。</p> <p>2. 地域住民、民間ボランティア団体等の互助による輸送だけでなく、民間企業が行う工場への送迎バス、タクシー等を活用し、地域全体で新たな移動手段の確保を目指します。</p>		
KPI (指標)	1. 国県道を含めた町内道路の改良率	現状値	令和元年（2019年）	60.85%
		目標値	令和7年（2025年）	61.35%
	2. 公共バス利用者数	現状値	令和元年（2019年）	23,002人
		目標値	令和7年（2025年）	24,200人
関連計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 館林都市圏地域公共交通計画 ・ 邑楽町都市計画マスタープラン・ 邑楽町立地適正化計画 ・ 邑楽町舗装維持修繕計画（長寿命化計画）・ 邑楽町橋梁長寿命化修繕計画 		SDGs	 9 産業と技術革新の基盤をつくろう  11 住み続けられるまちづくりを

22 緑と水辺の保全と整備

目的	<p>・緑と水辺の保全及び整備により、心安らぐ魅力ある空間があり、美しい自然と触れ合える町とする。</p>	
現状	<p>1. 本町には、広大な水面と芝生が広がる多々良沼公園、大黒保安林を始めとした町内に多く残る平地林、孫兵衛川や多々良川を始めとする河川など、田園地帯の中に「水と緑」が織り成す美しい自然環境が存在します。</p> <p>2. 本町には、6つの一級河川（孫兵衛川、多々良川、新堀川、逆川、藤川、矢場川）が流れており、町内延長合計約 33 kmのうち、約 22 kmが改修済みです。また、都市計画公園は計画面積約 23.77haのうち、約 22.71haが供用されています。</p>	
課題	<p>1. 公園については、自然と親しめる身近な場としての役割を果たすとともに、地震などの災害時に町民の避難や救援活動の拠点となることから、計画的な整備や維持管理を図る必要があります。</p> <p>2. 都市化の進展によって失われつつある自然環境を次世代に引き継いでいくことが必要です。特に平地林については、急速に減少しており、その対策が重要な課題です。</p> <p>3. 邑楽・館林圏域河川整備計画（変更）に位置付けられている新堀川及び逆川の改修については、農地の湛水被害を改善するべく、早期の事業完了を県に働きかけていく必要があります。</p> <p>4. 魅力的な自然景観を後世に継承し、自然と市街地の景観が調和した美しいまちづくりが必要です。</p>	
施策の方向性	<p>(1) 公園の整備推進</p>	<p>1. 石打地区の近隣公園である松本公園は、自然と触れ合い、スポーツが楽しめ、四季折々の花や木を鑑賞できる公園として、未整備区域の約 1 ha の整備を推進します。また、鶉土地区画整理事業地内には整備の進捗に合わせて、街区に居住する町民が親しめる街区公園の整備を推進します。</p> <p>2. おうら中央多目的広場については、レクリエーション機能の強化を図ります。</p> <p>3. 公園や緑地の維持管理を適切に推進し、安全性や快適性及び避難場所の確保を図るとともに、地域ボランティア団体等の協力や協働のまちづくり事業の推進により、きめ細やかな維持管理に努めます。</p>

	(2) 緑・自然環境の保全	<p>1. 自然環境と共生した潤いのある生活圏の創造と、かけがえのない本町の財産である農地、河川、平地林等の維持や保全に努めるとともに、平地林については公益的な活用を検討します。</p> <p>2. 自然環境の保全に関する正しい理解や知識の普及啓発を図るため、町民が自然と触れ合い、学ぶ機会を提供するとともに、自然環境に関する情報の整理や活用に努めます。</p> <p>3. 町民団体と連携し、自然体験プログラム、レクリエーションプログラムの実施等による平地林の効果的活用及び保全を図ります。</p>		
	(3) 河川の整備促進	<p>1. 矢場川については国へ、多々良川、孫兵衛川、新堀川、逆川については県へ、早期事業の完了を要望します。また、上矢場に架かる橋梁などの整備が必要であるため、未整備橋梁の管理者である足利市と事業実施に向けた協議を推進します。</p> <p>2. 藤川については改修済みですが、残された旧河川部については町移管に向け、必要な整備を県に要望します。</p>		
	(4) 自然景観の整備	<p>1. 貴重な景観資源である多々良沼公園、大黒保安林などの平地林を本町のシンボルとなる景観と捉え、引き続き景観保全に努めます。</p>		
KPI (指標)	1. 都市計画公園供用率	現状値	令和元年(2019年)	95.5%
		目標値	令和7年(2025年)	100%
	2. 一級河川改修率	現状値	令和元年(2019年)	66.6%
		目標値	令和7年(2025年)	70.0%
関連計画	—	SDGs	    	

23 良好な住環境と市街地形成

目的	<ul style="list-style-type: none"> ・良質な住宅の供給及び良好な住環境の整備を進め、誰もが安心して快適に暮らせる町とする。 				
現状	<ol style="list-style-type: none"> 1. 良好な住環境整備と既存宅地の改善を目的に進めている鶉土地区画整理事業は、事業区域の 39.7ha のうち、令和元年度（2019 年度）末時点で 18.75ha（47.2%）の整備が完了しました。整備済みの一部区域では、宅地の利用増進により人口の増加も見られます。引き続き、令和 12 年度（2030 年度）までの施行期間内の早期完了を目指して整備を進めています。 2. 市街化区域において、土地区画整理事業が実施された箇所は新中野地区のみです。 3. 町営住宅は 3 団地あり、建替えが済んだものは 1 団地のみで、ほか 2 団地の耐震性は確保されているものの、耐用年数を超過しています。 4. 地震災害に対応するための邑楽町耐震改修促進計画等に基づき、公共施設や民間住宅の安全性、機能性を高める施策を進めています。 5. 市街化調整区域においては、既存宅地以外では分家住宅や大規模指定既存集落制度などの、人的要件による住宅立地に制限されています。 6. 町全域において、空き家が増加傾向にあり、平成 30 年度（2018 年度）末の現地調査結果では、空き家件数が 335 件となっています。 				
課題	<ol style="list-style-type: none"> 1. 長期化している鶉土地区画整理事業は、人口減少及び少子高齢化など社会情勢の変化や事業の進捗状況を踏まえ、柔軟な市街地整備手法への転換など、早期完了に向けた手法を再検討する必要があります。 2. 市街化区域において、都市基盤整備が立ち遅れた区域が残っており、住環境の改善のための道路などの整備が求められています。 3. 町営住宅では、建物の老朽化や居住面積の狭さなど、現在の居住ニーズに合わない住宅が残っており、集約を含めた建替えが必要です。 4. 民間住宅においては、住宅の設備等が耐用年数を迎えた住宅が多くなっています。また耐震性に問題がある住宅が多く存在しており、耐震性の向上が求められています。 5. 市街化調整区域における人口が市街化区域より多い本町においては、市街化調整区域のまちなまとまりを維持するためにも、新たな施策による住宅立地の促進が求められています。 6. 本町の空き家数は増加傾向にあり、良好な住環境を確保するための施策の展開が求められています。 				
施策の方向性	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="225 1523 387 1753">(1) 土地区画整理事業の推進</td> <td data-bbox="391 1523 1471 1753"> <ol style="list-style-type: none"> 1. 鶉土地区画整理事業の早期完了に向けて計画的な面整備を進めるとともに、公的な宅地の供給を促進するため保留地の早期処分に努めます。また、事業の長期化に対しては、仮換地計画の見直しを行うなど、地域の合意が得られる適切な整備方針を検討します。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="225 1758 387 2029">(2) 快適な市街地の形成</td> <td data-bbox="391 1758 1471 2029"> <ol style="list-style-type: none"> 1. 都市政策の企画立案のため、土地利用現況や建物現況及び都市施設・市街地整備状況などについて調査し、町の現況及び動向を把握する都市計画基礎調査を 5 年ごとに実施します。 2. 良好な市街地整備を促進するために、邑楽町立地適正化計画に基づく都市機能誘導施設の維持及び集約を図ります。 3. 良好な住環境を整備するため、狭あいな道路（幅員 4m 未満）の拡幅を推進します。 </td> </tr> </table>	(1) 土地区画整理事業の推進	<ol style="list-style-type: none"> 1. 鶉土地区画整理事業の早期完了に向けて計画的な面整備を進めるとともに、公的な宅地の供給を促進するため保留地の早期処分に努めます。また、事業の長期化に対しては、仮換地計画の見直しを行うなど、地域の合意が得られる適切な整備方針を検討します。 	(2) 快適な市街地の形成	<ol style="list-style-type: none"> 1. 都市政策の企画立案のため、土地利用現況や建物現況及び都市施設・市街地整備状況などについて調査し、町の現況及び動向を把握する都市計画基礎調査を 5 年ごとに実施します。 2. 良好な市街地整備を促進するために、邑楽町立地適正化計画に基づく都市機能誘導施設の維持及び集約を図ります。 3. 良好な住環境を整備するため、狭あいな道路（幅員 4m 未満）の拡幅を推進します。
(1) 土地区画整理事業の推進	<ol style="list-style-type: none"> 1. 鶉土地区画整理事業の早期完了に向けて計画的な面整備を進めるとともに、公的な宅地の供給を促進するため保留地の早期処分に努めます。また、事業の長期化に対しては、仮換地計画の見直しを行うなど、地域の合意が得られる適切な整備方針を検討します。 				
(2) 快適な市街地の形成	<ol style="list-style-type: none"> 1. 都市政策の企画立案のため、土地利用現況や建物現況及び都市施設・市街地整備状況などについて調査し、町の現況及び動向を把握する都市計画基礎調査を 5 年ごとに実施します。 2. 良好な市街地整備を促進するために、邑楽町立地適正化計画に基づく都市機能誘導施設の維持及び集約を図ります。 3. 良好な住環境を整備するため、狭あいな道路（幅員 4m 未満）の拡幅を推進します。 				

	(3) 町営住宅 の整備	<p>1. 邑楽町町営住宅長寿命化計画に基づき、既存の町営住宅の適切な修繕に努めつつ、老朽化した団地については、社会情勢を考慮した建替えについて具体的な時期や規模を検討し、建替えを行います。</p> <p>2. 既存の住宅の空き室について、適切な維持管理ができるよう入居者の集約を図ります。また、空き室となった棟については適宜除却を実施し、維持管理のコスト低減を図ります。</p> <p>3. 単身入居の高齢者などが安心して生活できるように、日常での安否確認が行える体制や仕組みづくりを検討します。</p> <p>4. 定住を促進するため、ホームページで町営住宅の紹介を行います。</p>		
	(4) 民間の住 宅への支 援	<p>1. 民間住宅建設及び良好な住宅維持の促進のために、邑楽町勤労者住宅資金融資促進条例や邑楽町住宅リフォーム補助金要綱による、住宅支援施策の利用普及の促進を図ります。</p> <p>2. 旧耐震で建設された住宅（昭和56年（1981年）5月31日以前に着工した一戸建て住宅又は併用住宅）について、地震災害に対する安全性の確保を図るため、耐震診断や耐震改修の支援を継続して実施します。</p>		
	(5) 既存集落 における 住環境の 整備	<p>1. 邑楽町都市計画マスタープラン及び邑楽町立地適正化計画による、市街地における居住誘導区域内への誘導と合わせ、既存集落における「まちなまとまり」を維持するための、都市計画法に基づく地区計画制度の活用を図ります。</p> <p>2. 県外での移住相談会及び移住ツアーの開催、東京圏からの移住者に対し県と連携し移住支援金を支給するなど、関係人口、移住定住人口の増加に向けた取組を行います。</p>		
	(6) 空き家の 発生抑制 と適切な 管理の促 進	<p>1. 邑楽町空家等対策計画に基づき、空き家になる事前の取組と適切な管理の重要性を周知啓発していきます。また、空家バンクを創設するなどの手法により、空き家情報の発信を行い、流通と利活用の促進を図ります。</p> <p>2. 管理が不適切で老朽化が進行した空き家については、適切な管理あるいは除却の助言及び指導を行い、保安上著しく危険な空き家は、特定空家に認定し、命令・代執行の措置を講じます。</p> <p>3. 空き家に関する総合窓口を設置するとともに、多様な内容に対応できる庁内体制を整備します。また、空き家に関わる関係機関と連携及び協力できる体制の構築に努めます。</p>		
K P I (指 標)	1. 居住誘導区域内の人口密度	現状値	令和元年（2019年）	36人/ha
		目標値	令和7年（2025年）	36人/ha
	2. 地区計画内の人口	現状値	令和元年（2019年）	1,225人
		目標値	令和7年（2025年）	1,290人
関 連 計 画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 邑楽町都市計画マスタープラン・邑楽町立地適正化計画 ・ 邑楽町耐震改修促進計画・邑楽町町営住宅長寿命化計画 ・ 邑楽町空家等対策計画 		S D G s	 

24 安定した上水道の供給

目的	・ 広域水道事業を推進し、持続可能な水道による安定した水の供給を実現する。
現 状	<ol style="list-style-type: none">1. 上水道事業は、重要なライフラインとして安定的な供給を維持するとともに、施設の更新などの維持管理を進めてきました。2. 平成 28 年（2016 年）4 月から、管理体制の効率化や運営基盤を強化する方策として、群馬東部に位置する太田市、館林市、みどり市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町及び邑楽町の 3 市 5 町で群馬東部水道企業団を設立し、業務の引継ぎがされました。
課 題	<ol style="list-style-type: none">1. 安全安心な水道水の安定供給体制を維持していくため、群馬東部水道企業団と連携が必要です。

施策の方向性	<p>(1) 群馬東部水道企業団との連携</p> <p>1. 上水道事業は群馬東部水道企業団へ移行しましたが、安定した水道水の供給がされるよう連携を図っていきます。</p>			
KPI (指標)	※平成 28 年 (2016 年) 4 月 1 日から上水道事業は群馬東部水道企業団に移行したため、目標値を設定していません。	現状値	令和元年 (2019 年)	-
		目標値	令和 7 年 (2025 年)	-
	—	現状値	令和元年 (2019 年)	-
		目標値	令和 7 年 (2025 年)	-
関連計画	—		SDGs	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="background-color: #0070C0; color: white; padding: 5px; text-align: center;"> 6 安全な水とトイレを世界中に  </div> <div style="background-color: #002060; color: white; padding: 5px; text-align: center;"> 17 パートナシップで目標を達成しよう  </div> </div>

25 温暖化防止対策の推進

目的	<ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化防止対策に対する町民の意識啓発を図り、温室効果ガス排出量の削減に関し自らが取り組む町とする。
現状	<ol style="list-style-type: none"> 近年の地球温暖化による気温上昇や異常気象の増加は、私たちの生活に深刻な影響を与えています。 平成 27 年 (2015 年) パリで開催された国連気象変動枠組条約第 21 回締約国会議 (COP21) では、全ての国が参加する公平で実効的な新たな国際枠組みである「パリ協定」が採択され、地球規模での温暖化対策がより一層進められています。 我が国では、令和 12 年度 (2030 年度) に向けて温室効果ガスの排出量を 26%削減 (平成 25 年度 (2013 年度) 比) するという目標を掲げており、特に家庭及び業務部門においては約 4 割という削減が必要とされています。 本町では、地球温暖化防止対策として、主に可燃ごみの減量化や住宅用太陽光発電システム設置の促進に取り組んでいます。
課題	<ol style="list-style-type: none"> 環境問題への関心を高めるためには、幼少期からの環境に関する学習機会の提供が必要です。また、生涯を通じて継続的に学び続けられるよう適切な支援も求められています。 温室効果ガスの排出量を抑制し、低炭素社会を実現するためには、省エネルギー対策、リサイクルの推進によるごみの減量化等、エネルギーの利用効率の向上が課題となっています。 情報があふれている中で、正しい知識や最新の知見を適切に町民に提供する必要があります。 温暖化防止対策の効果を上げるためには、町民一人一人の行動変容が求められていますが、まだ町全体の取組とはなっていません。
施策の方向性	<p>(1) 環境教育・環境学習の推進</p> <ol style="list-style-type: none"> 環境問題に対する意識を高めていくために、小中学校における環境保全学習を支援し、リサイクル活動等を通して循環型社会の形成の重要性について認識が深まるような活動を支援します。 町民の誰もが環境に関心を持って、積極的な取組が行えるように、出前講座の普及啓発など環境学習の推進を図ります。
	<p>(2) 環境負荷軽減の推進</p> <ol style="list-style-type: none"> 町民や事業者に対し省資源、省エネルギー、グリーン購入等温室効果ガスの排出量抑制を働きかけます。 住宅用太陽光発電システム設置に係る補助を継続して行い、温室効果ガス削減への取組を推進します。

	(3) 環境情報提供の充実	<p>1. ぐんま5つのゼロ宣言の実現に向けた情報提供や取組を推進します。また、事業者が温室効果ガスを持続的に削減する取組である群馬県環境GS（グンマスタンダード）認定制度の普及を図ります。</p> <p>2. 国や県の地球温暖化防止活動推進センター及び群馬県地球温暖化防止活動推進員を活用した環境保全の情報や広報活動の充実を図ります。</p>		
	(4) 地域環境に配慮した行動の普及・促進	<p>1. 日常生活や事業活動において、地球温暖化防止対策のための国民運動「COOL CHOICE（クールチョイス＝賢い選択）」を推進し、次の手段によって地球環境に配慮したライフスタイルの選択の普及促進を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クールビズの啓発 ・低炭素型製品への買換え ・エコドライブの推進 ・スマートムーブ（公共交通及び自転車等多様な交通手段を賢く利用）の推進 ・リサイクルなどによる可燃ごみの減量化 ・マイバック、エコバックの推進 		
KPI (指標)	1. 家庭系可燃ごみの排出量	現状値	令和元年（2019年）	6,482 t
		目標値	令和7年（2025年）	6,026 t
	2. 住宅用太陽光発電システム設置費補助金申請数（累計）	現状値	令和元年（2019年）	638 件
		目標値	令和7年（2025年）	800 件
関連計画	—	SDGs	    	

26 快適な生活環境の創造

目的	<p>・日常生活及び産業活動からの公害の発生を防止し、快適で美しい生活環境及び自然環境が守られる町とする。</p>	
現状	<p>1. 町内の一部には、ごみのポイ捨てや不法投棄がみられ、生活環境への影響が懸念されています。また、所有者の管理不全による草木の繁茂や野焼きによる煙害及び住宅密集地の近くの工場からの騒音等の苦情が寄せられています。</p> <p>2. 生活様式の多様化に伴い、近隣騒音等の都市・生活型公害が表面化してきています。</p> <p>3. 国及び県の公害関係法令に加え、町内企業と公害防止協定を結び、公害に対する対策を講じています。また、各行政区、町民団体等が中心となって、道路及び河川の環境美化活動を実施しています。</p>	
課題	<p>1. 町民の環境意識の向上を図るとともに、廃棄物の適切な処理を啓発する必要があります。</p> <p>2. ポイ捨て及び不法投棄の防止のため、監視体制の強化及び発生抑制対策を更に推進する必要があります。</p> <p>3. 工場等からの早朝、深夜の作業による騒音等への対応が求められます。また、所有者の管理不全による草木の繁茂や野焼きによる煙害など多くの苦情が寄せられています。</p> <p>4. 近年問題となっている光化学オキシダントによる二次汚染物質及び PM2.5 に代表される微粒子状物質等の大気汚染について、事業者への啓発及び町民への情報提供を行い、適切な対応をしていくことが求められます。</p>	
施策の方向性	(1) 環境美化運動の推進	<p>1. 自主的な環境美化活動を進める団体などの支援を図るとともに、環境美化意識の高揚に努めます。また、飼い犬のふん害対策として犬を飼う人のマナーの向上に向けた啓発を行います。</p>
	(2) 不法投棄対策の推進	<p>1. ごみステーションへの不適切排出や私有地等への不法投棄がされないよう、適切な土地管理などについての土地所有者への周知に努めていきます。</p> <p>2. 不法投棄された廃棄物の状況を正確に把握するとともに、不法投棄の監視及び取締りの強化を図ります。</p>

	(3) 都市・生活型公害対策の推進	<p>1. 大気汚染の防止に向けた公共交通機関の充実、水質汚染の防止のための下水道の接続、単独浄化槽から合併浄化槽への転換等、公害対策の施策を総合的に推進します。</p> <p>2. 草木の繁茂や野焼きによる煙害に対しては、所有者又は管理者に対し適切な管理を要請するなど迅速な対応を行います。</p> <p>3. 町民の環境保全に対する意識啓発のための広報活動の充実を図ります。</p>		
	(4) 産業型公害対策の推進	<p>1. 公害苦情に迅速に対応するため、東部環境事務所や邑楽消防署との連携を強化していきます。</p> <p>2. 公害防止対策が遅れている工場及び事業所に対して、県の公害防止施設整備資金融資制度の活用を促し、公害防止に対する理解と協力を求めます。</p> <p>3. 公害の未然防止のため、新規の進出企業との間で公害防止協定を締結するとともに、既存企業との協定締結も推進します。</p> <p>4. 光化学オキシダント注意報、PM2.5 注意報等が発令された場合には、おうらお知らせメールにより迅速に周知するほか、幼稚園、保育園、認定こども園、小学校及び中学校に連絡し、子どもへの被害防止に努めます。</p> <p>5. 公害防止協定に基づく調査及び水質汚濁防止法の基準に基づく工場排水の調査を引き続き実施していきます。</p>		
KPI (指標)	1. 環境に関する苦情処理件数	現状値	令和元年 (2019年)	88件
		目標値	令和7年 (2025年)	68件
	2. 不法投棄認知件数	現状値	令和元年 (2019年)	新規
		目標値	令和7年 (2025年)	20件
関連計画	—	SDGs	   	

27 循環型社会の形成

目的	<p>・環境への負荷を軽減するため、限りある資源の消費抑制及び有効利用を推進する町とする。</p>	
現状	<p>1. 公共下水道事業については東毛流域下水道(西邑楽処理区)関連邑楽町公共下水道事業計画に基づき、令和元年度(2019年度)末現在、全体計画区域661haのうち、事業計画区域162haが整備され供用されています。(整備率24.5%)</p> <p>2. 可燃ごみは、大泉町、千代田町及び邑楽町の3町で構成する大泉町外二町環境衛生施設組合が管理運営している大泉町外二町清掃センターで焼却処理をしていますが、施設の老朽化に伴い、太田市、大泉町、千代田町及び邑楽町の4市町で構成する太田市外三町広域清掃組合において、令和3年(2021年)4月の稼動に向けて新たな焼却施設クリーンプラザを太田市に建設しています。</p> <p>3. 不燃及び資源ごみの処理は、太田市外三町広域清掃組合がリサイクルプラザで処理を行っています。</p>	
課題	<p>1. 公共下水道事業の計画的な整備を進める一方、費用対効果及び地域特性を考慮した整備方法及び区域の見直しが必要です。あわせて、事業継続の観点から、経営基盤の強化、改善が求められています。また、新中野及び明野地区の地域し尿処理施設及び管渠(かんきょ)は、適宜補修工事等で長寿命化を進めつつ、適切な維持管理や効率的な修繕を図る必要があります。さらに、施設の維持管理費の削減に向けて公共下水道への接続統合についても検討する必要があります。</p> <p>2. 公共下水道事業計画区域外は河川水質保全のため、合併処理浄化槽設置の推進が必要です。</p> <p>3. 家庭からの資源ごみの分別収集の継続、ごみの減量と再資源化を一層推進していく必要があります。</p> <p>4. 事業系一般廃棄物の適正な処理の指導及び啓発を一層推進していく必要があります。</p> <p>5. 公共下水道事業計画区域外の地域では、し尿及び浄化槽汚泥の適正な処理が求められています。</p>	
施策の方向性	<p>(1) 公共下水道事業の推進・強化</p>	<p>1. 将来人口推移、費用対効果の高い区域等を把握し、全体計画の見直しを行います。また、事業計画区域の整備については、継続的に推進するとともに、下水道未接続者の加入促進を図ります。</p> <p>2. 事業継続に当たり、効率的な運営と施設の適切な管理を実現するため、地方公営企業法の適用を進めます。</p> <p>3. 地域し尿処理施設の老朽化については、計画的な補修工事及び長寿命化の整備を図るとともに、公共下水道への接続統合を検討していきます。また、劣化度が高い管渠(かんきょ)に対しては、経済性を考慮し整備及び更新を図ります。</p>

	(2) 公共下水道事業計画区域外の排水処理の推進	<ol style="list-style-type: none"> 生活排水浄化を促進するため、合併処理浄化槽の設置に対する補助金を交付します。 合併処理浄化槽処理水の放流先確保と、集落の雨水排水処理のための排水路整備を図ります。 			
	(3) ごみの減量と資源化の推進	<ol style="list-style-type: none"> ごみの減量と資源の有効利用のため、4R運動（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）を基本とし、リフューズ、リデュースを優先して推進するとともに、リユース、リサイクルによる資源化を推進していきます。また、リサイクル活動の情報提供、資源ごみの分別収集、集団回収等地域の取組を徹底することにより、資源化率の向上に努めます。 可燃ごみの中で多くの割合を占める台所ごみに対応するため、継続して電気式生ごみ処理機及びコンポスターの購入補助により、生ごみの堆肥化による自家処理を推進します。 資源リサイクルの推進、環境教育の充実のため、出前講座やリサイクルプラザの施設見学などを通じて意識向上を図ります。 			
	(4) ごみ処理の適正化	<ol style="list-style-type: none"> 一般廃棄物収集を効果的に行うため、収集車、作業員、収集場所等を適正に配置し、収集回数の合理化を図ります。 太田市、千代田町、大泉町及び邑楽町の4市町で、新たな焼却施設クリーンプラザを令和3年（2021年）4月の稼働に向けて建設しています。また、指定ごみ袋の導入や自己搬入の有料化など、4市町によるごみ処理手数料の適正化を検討していきます。 			
	(5) し尿等の適正処理の推進	<ol style="list-style-type: none"> し尿及び浄化槽汚泥の処理については、大泉町に委託し、大泉町衛生センターで適正な処理に努めます。また、施設の計画的な補修整備については、大泉町に協力し促進します。 し尿処理許可業者に対し衛生的・効率的な収集についての指導に努めます。また、収集車に脱臭装置を取り付けるなどの取組を推進します。 			
KPI (指標)	1. 汚水処理人口普及率	現状値	令和元年（2019年）	59.8%	
		目標値	令和7年（2025年）	65.0%	
	2. ごみの資源化率	現状値	令和元年（2019年）	10.2%	
		目標値	令和7年（2025年）	15.0%	
関連計画	<ul style="list-style-type: none"> 東毛流域下水道（西邑楽処理区）関連邑楽町公共下水道事業計画 邑楽町一般廃棄物処理基本計画 	SDGs			

28 幼児教育・保育の充実

<p>目的</p>	<p>・心身ともに健康かつ主体的に活動できる園児を育成していく教育・保育環境を整える。</p>
<p>現状</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 町内には、公立幼稚園2園、公立保育園2園、私立保育園1園、公立認定こども園が1園あります。各園では、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえ教育・保育を行っています。また、公立園においては、町の教育保育行政方針に沿った保育活動を行っています。 2. 園児の健康と安全確保のために、施設の温度や換気など環境の適切な保持や施設内外の安全点検に努めています。また、定期的に避難訓練を実施しています。 3. 幼児期は、基本的な生活習慣を身に付けさせるだけでなく、同世代との集団生活を通じて信頼感や自立心、協同性などを育む人間形成の基礎が培われる時期であり、障害に対する正しい理解を深めるとともに、一人一人に寄り添う教育・保育を行っています。 4. 令和2年(2020年)に第2期邑楽町子ども・子育て支援事業計画を策定し、未就学児に対して一体的な幼児教育・保育が行われるよう、幼稚園、保育園、認定こども園で合同の研修を行うほか、家庭、地域社会、小学校との交流活動を実施することで連携強化に努めています。
<p>課題</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 各園では、豊かな心を持ち夢に向かって明るく元気に生きる子どもの育成を目指しており、一人一人の園児が社会生活に必要な経験を得られる多様な保育活動を、組織的かつ計画的に整えていく必要があります。特に近年、自然体験の重要性が指摘されており、幼少期から自ら進んで考え、最後まで粘り強く物事に取り組む態度などの非認知能力を高めることが求められています。そのためには、子どもたちの興味や関心を生かした学びの芽が育まれるような支援の在り方を教育者、保育者が整えられるように研さんする必要があります。また、健康面では子どもたちの朝食の欠食や偏食が見られ、幼児期からの食育の重要性が指摘されています。 2. 経年劣化とともに設備の老朽化が進み、園児の健康と安全確保のための適切な維持管理に努める必要があります。 3. 子どもの園生活において、特別に支援を要する園児の増加がみられ、支援員の配置が必要となっています。また、早い段階から教育者、保育者と保護者の相互理解と相互協力が必要とされます。 4. 第2期邑楽町子ども・子育て支援事業計画の基本理念でもある、子どもが育つ親が育つ地域が育つ邑楽町の実現に向け、幼稚園、保育園及び認定こども園だけでなく、地域ぐるみで園児の教育・保育支援を行う必要があります。

施策の方向性	(1) 教育・保育内容と体制の充実	<p>1. 未就学児に対して、教育・保育を通して、生きる力の基礎となる知識や思考力などの資質・能力が身につくようにします。</p> <p>2. 教育・保育内容の改善及び充実のため、自然体験や協同体験などの充実に向け、教育課程及び保育計画の見直しを推進します。</p> <p>3. 指導方法の改善及び充実のため、園内研修や合同研修の充実に努めます。</p> <p>4. 職員の適切な配置を図るとともに、職種による知識を十分活用し、園児の発達の支援をしていきます。また、相談体制の充実も図っていきます。</p> <p>5. 未就園の幼児に対する幼稚園、認定こども園での園開放などを継続して実施することにより保護者支援の充実を図ります。</p> <p>6. 学校給食センターや保健センターなどの関係機関と連携しながら食育を推進します。</p>		
	(2) 健康・安全管理の充実	<p>1. 園児の健康と安全を確保するため、衛生環境の向上、園内外での事故や犯罪防止のための管理徹底と設備の充実に努めます。</p> <p>2. 給食の適温管理などの衛生管理の一層の向上により、食中毒の防止を図るなど安全な給食の提供に努めます。</p>		
	(3) 障がいのある子どもへの支援の充実	<p>1. 園児の発達障害などに対しては、引き続き専門家による定期的な施設巡回指導等による早期発見に努め、保護者の理解を得ながら、保健センターや医療機関との連携の下に早期支援に努めます。</p> <p>2. 障がいのある園児に対しては、支援員を配置し、一人一人の状況に応じたきめ細かい支援の充実を図ります。</p> <p>3. 共生社会形成につながるインクルーシブ教育の充実に努めます。</p>		
	(4) 家庭・地域・小学校との連携強化	<p>1. 親子が共に学びあう機会を拡大するため、一緒に参加する体験型教室の開催などを推進します。</p> <p>2. 地域が一体となった幼児教育を推進するため、家庭、地域社会、小学校との間で連携を強化します。特に、小学校との連携強化のため、相互参観や意見交換などを継続して推進します。</p> <p>3. 学校評価や学校評議員制度を活用し、幼稚園経営の改善や職員の資質向上を図ります。</p>		
KPI (指標)	1. 学校評価調査における、園児が「幼稚園・認定こども園に行くのを楽しみにしている」と回答した保護者の割合（幼稚園・認定こども園平均）	現状値	令和元年（2019年）	60%
		目標値	令和7年（2025年）	70%
	2. 園の運営に関する調査における現在の保育園に満足している保護者の割合	現状値	令和元年（2019年）	63%
		目標値	令和7年（2025年）	70%
関連計画	<ul style="list-style-type: none"> 第2期邑楽町子ども・子育て支援事業計画 教育保育行政方針（おうら生き生きプラン） 	SDGs		

29 質の高い学校教育の推進

目的	<p>・児童生徒の誰もが確かな学力、健康な心身及び豊かな心を育むことのできる教育環境を整える。</p>
現状	<ol style="list-style-type: none"> 1. 今日子どもたちを取り巻く社会環境は、少子化による児童生徒数の減少や国際化の進展、絶え間ない技術革新により、予測が困難な時代になっています。 2. 学校では、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開しています。 3. 食材の地場産品利用に関しては、米は認定農業者協議会を通じて100%町内産を使用、野菜はあいあいセンターを通じて町内産を使用していますが比較的少量に留まっています。小中学校においては、センター方式でご飯、パン、牛乳などを除くおかずについて、全て一括調理、配送をしています。 4. 学校施設の多くは、建設から30年以上経過し、施設や付帯設備の老朽化が進んでいます。 5. 次代を担う児童生徒にとって、全ての学習の基盤となる情報活用能力を身に付けさせるために、ICT（情報通信技術）環境の充実が求められています。
課題	<ol style="list-style-type: none"> 1. 社会に開かれた教育課程を実現するために、各学校の特色を生かしたカリキュラムマネジメントの充実が必要です。 2. いじめや不登校の未然防止と早期発見・早期対応のため、児童生徒の実態を把握し、個に応じた必要な支援や豊かな人間性の育成を充実していくことが必要です。また、障害のあるなしにかかわらず、相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育むインクルーシブ教育の推進が求められています。 3. 地場産食材の使用については農産物を中心に進んでいるものの、年間を通じた安定的な確保は難しい状況です。また、学校給食において偏食や残量の多さが見られますが、これらの解決には家庭や地域と連携した食育の充実が必要です。 4. 児童生徒が安全で快適な環境の中で学習できるよう、引き続き学校の施設や付帯設備の老朽化対策を計画的に進める必要があります。 5. 児童生徒の情報活用能力の育成を図るため、ICT（情報通信技術）環境を整備するとともにICT（情報通信技術）機器を効果的に活用した授業を行う必要があります。 6. 児童生徒や学生が多様な社会環境や家庭環境の中でも就学できるよう支援する必要があります。
施策の方向性	<p>(1) 学校経営及び教育内容の改善・充実</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 信頼される学校をつくるため、家庭や地域社会との連携、協議を行うとともに、学校評価や人事評価制度の改善や充実により、学校運営の改善と教職員の資質向上を図ります。 2. 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を図るため、校内研修を工夫し改善を図り、教育研究所における研究及び研修を充実させ、教職員の指導力向上を図ります。また、学校指導助手や支援員を適切に配置し、個に応じた支援体制を強化します。 3. 国際的な視点を持った人材を育成するため、英語教育における小中連携や小小連携の充実を推進します。 4. 社会に貢献できる人材を育成するため、進路学習、職場体験学習、ボランティア活動等のキャリア教育の充実を推進します。

	(2) 学級経営・ 生徒指導の 充実	<p>1. 豊かな心を育むため、充実した道徳教育・人権教育を推進します。また、教育相談員や適応指導教室指導員を適切に配置し、いじめや不登校の未然防止と早期発見・早期解消を図ります。</p> <p>2. 教職員や児童生徒、家庭及び地域に対し、特別な支援を必要とする児童生徒への理解を促し、共に生きる心を養うための組織的な支援体制を整備するとともに共同学習の取組を充実させます。</p>		
	(3) 学校給食 の充実	<p>1. 児童生徒へのアンケート及び給食時訪問や生産者とのふれあい給食等を行い、食育を推進します。また、給食だよりなどを活用し、食に関する情報を提供します。</p> <p>2. 安全安心な学校給食を推進するため、衛生管理を徹底し、安全な地元食材等を積極的に使用します。</p> <p>3. アレルギー調査の実施により、給食や校外活動時の食事において、児童生徒が安全に安心して食事をとることができる環境を提供します。</p>		
	(4) 学校施設 の整備	<p>1. 施設や付帯設備を良好な状態で使用できるよう適宜点検を行うとともに、必要に応じて更新や修繕などを行い、適切な維持管理に努めます。</p> <p>2. トイレの洋式化や非構造部材の耐震化などを計画的に実施し、良好な環境づくりと学校施設における安全安心の確保に努めます。</p>		
	(5) ICT（情報 通信技術） の活用促 進	<p>1. 授業において、効果的に ICT（情報通信技術）が活用されるよう環境整備に努めます。</p> <p>2. ICT（情報通信技術）を効果的に活用できる教員を育成するため、研修の充実を図ります。</p> <p>3. 児童生徒が学校に登校できないときなどのために、ICT（情報通信技術）を活用した学習の機会の確保に努めます。</p>		
	(6) 就学の支 援	<p>1. 要保護・準要保護就学援助費及び特別支援教育就学奨励費を引き続き支給し、子どもたちの学びの機会を支援します。</p> <p>2. 奨学金や入学準備金貸付制度の拡充を図りながら、経済的な理由に関係なく就学できるよう引き続き支援します。</p>		
	K P I （ 指 標）	1. 学校評価調査における、児童生徒が「勉強がわかる」と回答した割合	現状値	令和元年（2019年）
目標値			令和7年（2025年）	95%
2. 学校評価調査における、「学校が楽しいと子どもが言っている」と回答した保護者の割合		現状値	令和元年（2019年）	91%
		目標値	令和7年（2025年）	96%
関連計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 邑楽町公共施設等総合管理計画 ・ 邑楽町建物系公共施設個別施設計画 		SDGs	

30 社会教育の振興と生涯学習社会の推進

目的	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての町民が、生涯を通して、いつでも、どこでも学ぶことができる環境を整える。
現状	<ol style="list-style-type: none"> 1. 中央公民館、長柄公民館、高島公民館の利用者数は、多彩な事業の開催などにより年々増加傾向にあります。また、町立図書館においては、令和元年度（2019年度）の利用者数は年間約14万人で、20年連続で県内トップの貸出率を誇っています。 2. 社会教育施設については5施設あり、専門職員が配置されていない施設が1施設残されています。 3. 各公民館や社会教育施設は、これまでも各世代に対応した各種講座や教室を開催してきました。 4. 文化活動などを行う団体は多く活発に活動していますが、地域課題に取り組むサークルは比較的少ない状況です。
課題	<ol style="list-style-type: none"> 1. 働き盛り世代の就労環境や趣味の多様化・個別化などにより、公民館利用者が固定化しています。また、文化協会や公民館利用団体連絡協議会など、社会教育関係団体役員の高齢化が進み、担い手が不足しています。さらに、町内の様々な技能を持った人を発掘し、ボランティアとして活用することが不足しています。 2. 社会教育行政を担う社会教育主事や司書、学芸員など専門職の確保ができていません。また、自主的・主体的な生涯学習活動を展開するための指導者の計画的な育成がされていません。 3. 町民の生活様式の変化や、より一層多様化・高度化する町民の学習要求に応えるため、より効果的な事業運営のあり方を検討する必要があります。 4. 生活様式の変化や少子高齢化による生活上の問題点や地域コミュニティの希薄化などの地域課題を把握し、それらの課題解決に向けた学習機会を提供していく必要があります。
施策の方向性	<p>(1) 生涯学習推進支援体制の充実</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 学習情報を積極的に収集し、町民各層の課題に応じた多様なテーマの学習機会を提供します。また、障がい者等困難を抱えた人への学習支援の推進を図ります。 2. 様々な技能を持った人を登録する講師指導者バンクを設立し、社会教育関係団体の自主的な活動を支援します。また、生涯学習に関するボランティアの育成と活用を図ります。 3. 文化協会等の関係団体、東部教育事務所等の関係機関との連携を図ります。また、カルチャーセンター等民間の生涯学習機関の把握と連携の推進を図ります。 4. 社会教育活動の拠点となる中央公民館を中核として各種の事業を進めます。また、各行政区の集会施設を地域の生涯学習施設として活用することを促進します。社会教育施設については、維持管理や事業の効率的な運営を図ります。

	(2) 社会教育 指導体制 の充実	<p>1. 社会教育職員及び社会教育委員等の関係機関委員の研修機会の充実を図ります。</p> <p>2. 社会教育施設への適切な職員配置と、社会教育専門職員（社会教育主事、司書、文化財保護専門職員）の養成及び確保に努めます。また、社会教育職員相互の連携を強化します。</p> <p>3. 社会教育指導者の育成と活用を図ります。また、文化協会など社会教育関係団体の育成や助言、指導等を行います。</p>		
	(3) 魅力ある 生涯学習 の展開	<p>1. 多様な年齢層や立場の人が学びの輪に加わるような学級・講座等や、町民の生きがいや趣味を充実する学級、講座等を工夫して開催します。あわせて、学習成果の発表機会の提供と充実を図ります。</p>		
	(4) 社会教育 事業の充 実	<p>1. 家庭や地域の教育力向上を目指した事業、各世代の課題に即した事業、町民の暮らしを豊かにする事業、ふるさとへの愛着を育む事業、地域活動の活性化に向けた事業を推進します。</p> <p>2. 職業や資格取得と結びついた実用性の高い学習機会を提供します。</p> <p>3. 男女共同参画社会の実現や高齢者や障がい者等の社会参加を促す事業を開催します。</p> <p>4. 個々の学習要求に対応する図書館活動を推進します。また、町立図書館と学校図書室の有機的な連携を図ります。さらに、レファレンスサービスの充実と移動図書館車「はくちょう号」の効果的運営を図ります。</p>		
K P I (指 標)	1. 社会教育施設利用人数（社会 体育施設を除く）	現状値	令和元年（2019年）	148,439人
		目標値	令和7年（2025年）	150,000人
	2. 講師指導者バンク登録者数	現状値	令和元年（2019年）	新規
		目標値	令和7年（2025年）	50人
関 連 計 画	・ 邑楽町社会教育計画		S D G s	

31 青少年の健全育成

目的	<ul style="list-style-type: none"> ・地域社会全体で、成長の各段階において青少年を見守り、育てていく環境を整える。 	
現状	<ol style="list-style-type: none"> 1. ボーイスカウトやガールスカウト、子ども会育成会などの青少年団体が、団体の規模に応じて、様々な活動を展開しています。 2. 青少年の社会参加に関して、高校生を対象としたジュニアリーダー育成事業が行われています。少年教育事業では、休日や夏休みを利用して、体験教室や高齢者との交流会等を開催しています。 3. SNS などインターネット上の有害情報の氾濫により、青少年の健全育成を阻害する要因が著しく増加しています。 	
課題	<ol style="list-style-type: none"> 1. 青少年団体及びその構成員の減少に直面しています。それに伴い、青少年リーダー及び指導者の不足も深刻です。また、青少年対象の教室講座への参加者の固定化が見られます。 2. 子どもの成長に欠かせない体験活動や交流活動への参加機会が十分でなく、また幅広い子どもの参加が実現できていません。 3. SNS などインターネット上のいじめや犯罪など有害な情報があふれており、子どもたちが巻き込まれる事案が繰り返されています。また、青少年や保護者が悩みや問題について相談できる窓口が複数開設されているものの、十分に活用されていません。 	
施策の方向性	(1) 青少年活動の推進	<ol style="list-style-type: none"> 1. より多くの青少年が集い、交流できるよう、魅力ある事業を推進します。 2. 町全体をフィールドとするボーイスカウトやガールスカウト、子ども会育成会などの青少年団体の活動や、地域における様々な青少年活動を支援します。 3. 青少年活動におけるボランティアやジュニアリーダーなどの人材を確保するとともに、講習会や研修会などの開催により資質の向上を図ります。 4. 青少年の出会いや交流、創造の場として SNS を始め、ICT（情報通信技術）の活用を図ります。

	(2) 青少年の 社会参加 の促進	<p>1. 学校教育や社会教育の様々な場面で、体験活動や交流活動の充実を図り、青少年が積極的に社会参加できる機会の提供に努めます。</p> <p>2. 群馬県、群馬県教育委員会等の関係機関や団体と連携し、青少年の成長につながる多くの機会を提供していきます。</p>		
	(3) 青少年健全育成の 環境づくり	<p>1. 悩みや問題を抱える青少年が、安心して相談できる窓口づくりに努めるとともに、様々な相談機関等の情報提供を行います。</p> <p>2. 各種の事業を通して、青少年自身の地域社会の一員としての意識の高揚を図るとともに、地域で青少年を守り育てるといった町民意識を醸成します。</p> <p>3. 青少年を取り巻く有害環境の浄化活動や広報紙、ホームページ及び講演会等を活用した、地域ぐるみの青少年健全育成の啓発運動を推進します。</p> <p>4. SNS などインターネット上の有害情報やトラブルから青少年が身を守れるよう、正しい情報を見極め取捨選択しながら上手に活用できるような教育や啓発を強化します。</p>		
K P I (指 標)	1. 少年講座の参加者数 (年間)	現状値	令和元年 (2019 年)	372 人
		目標値	令和 7 年 (2025 年)	400 人
	2. 青年講座の参加者数 (年間)	現状値	令和元年 (2019 年)	95 人
		目標値	令和 7 年 (2025 年)	100 人
関連計画	・ 邑楽町社会教育計画		SDGs	

32 スポーツの振興

目的	<p>・町民の誰もが生涯にわたって心身の健康を維持できるように、スポーツに取り組むことのできる環境を整える。</p>	
現状	<p>1. 国では、平成 29 年（2017 年）に第 2 期スポーツ基本計画を策定し、スポーツを通じて、年齢や性別、障害の有無等を問わず、全ての人々が幸福で豊かな生活を営むことができる共生社会の実現を目指しています。また、町においても、子どもから高齢者、障がい者が参加できる各種スポーツ教室の開催に取り組むとともに、地域におけるスポーツ活動の中心的役割を担うスポーツ団体の育成に取り組んでいます。</p> <p>2. 現在の町民体育館は昭和 53 年（1978 年）に建設され、ユニバーサルデザインに配慮した改修は行われていません。</p> <p>3. 少子化が進行する中で、スポーツ少年団の団員の減少がみられるほか、社会人クラブにおいても高齢化が進んでおり、若年層の加入が少なくなっている状況があります。</p> <p>4. 東京 2020 オリンピック・パラリンピックによってスポーツに対する関心や意識が高まっています。</p>	
課題	<p>1. 町民の誰もが、自発的にスポーツに取り組むことで健康で生き生きとした生活を生涯送ることができるように、体力や年齢、ライフスタイルに合わせたスポーツ環境を整備していく必要があります。</p> <p>2. 既存の競技種目だけではなく、誰もが気軽に楽しめるニュースポーツが増え、多様化している傾向にあるため、町民の要望に対応した体育施設の整備や施策の推進が求められています。また、町民体育館等の体育施設は、老朽化が進んでいることから、町公共施設等総合管理計画に基づき、適切な維持管理を行う必要があります。</p> <p>3. スポーツの競技人口の拡大や選手の育成強化を図るため、指導者の専門的知識や技術向上を図る必要があります。</p> <p>4. 東京 2020 オリンピック・パラリンピックによって高まった関心や意識を継続させ、スポーツに取り組む町民を増やすとともに、スポーツ競技力の向上につながる施策を展開していく必要があります。</p>	
施策の方向性	<p>(1) 生涯スポーツの普及・推進</p>	<p>1. 各種スポーツ教室の実施や出前講座などを通じ、年齢や性別、障害の有無などを問わず、あらゆる町民に対して、スポーツに親しむ機会の充実を図ります。</p> <p>2. 町民が日常的にスポーツに親しむ機会を充実させるため、気軽に参加できる教室や大会、イベントの開催、各種スポーツ団体への支援等を行います。</p> <p>3. 総合型地域スポーツクラブ結成に向けた調査や研究を推進します。</p>

	(2) スポーツ施設の整備・充実	<p>1. 誰もが快適で安全にスポーツレクリエーション活動に親しめるよう、ユニバーサルデザインに配慮した体育施設の整備や改修、適切な維持管理に努めます。</p> <p>2. 身近なスポーツレクリエーション活動の場として、学校体育施設等の活用を図ります。</p> <p>3. 体育施設の概要や予約状況などの情報を提供し、効率的な運用に努めます。</p> <p>4. 長期的な視点に立って、町のスポーツ推進の拠点となるような総合的スポーツ施設の整備について検討を進めます。</p>		
	(3) 選手育成及び指導者の育成・派遣	<p>1. 各種スポーツの競技人口の拡大や競技力の向上を図るため、少年期からの生涯を通じて様々なスポーツに親しめる環境づくりに努めるとともに、選手強化を推進するため、選手育成の充実を検討します。</p> <p>2. 町民がスポーツレクリエーション活動に親しめるよう、スポーツ推進委員、各種スポーツ団体等と連携して指導者の派遣に努めます。</p> <p>3. 現在、スポーツをしていない町民への働きかけやスポーツ活動が継続的に取り組める環境づくりのため、スポーツ推進委員、各種スポーツ団体等と連携して指導者の育成に努めます。</p> <p>4. 各種スポーツ団体、小中学校と連携及び協力し、スポーツの場に専門的な知識や技能を有する外部講師の派遣が拡充できるように努めます。また、そのための指導者の育成を図ります。</p>		
	(4) 東京 2020 オリンピック・パラリンピックの成果の継承	<p>1. 東京 2020 オリンピック・パラリンピックのレガシーを生かしてスポーツへの関心を高め、パラスポーツへの理解を広めます。そのために、ボッチャなどパラスポーツの普及推進や、町にゆかりのある選手のパブリックビューイングの開催、トップアスリートの招へいを推進します。</p>		
KPI (指標)	1. 社会体育施設（町民体育館・武道館・各公園及び広場の野球場等・テニスコート）の利用者	現状値	令和元年（2019年）	199,379人
		目標値	令和7年（2025年）	220,000人
	2. 各種スポーツ教室における参加者数	現状値	令和元年（2019年）	1,010人
		目標値	令和7年（2025年）	1,100人
関連計画	・ 邑楽町社会教育計画		SDGs	

33 文化財の保護と活用

目的	<ul style="list-style-type: none"> 先人たちの遺した数多くの貴重な文化財を後世に伝えるとともに、生まれ育った郷土の歴史及び文化財を知ることによって郷土愛を育む町とする。
現状	<ol style="list-style-type: none"> 国指定天然記念物である永明寺のキンモクセイを始めとし、町指定の弥生式土器や松本23号墳出土銀象嵌大刀などの重要文化財、長柄神社の里神楽や天王元宿祇園まつりのような重要無形民俗文化財等、有形無形の貴重な文化財が数多く伝えられています。町が所有する文化財については、図書館収蔵庫、多目的センター、旧中野公民館など複数の場所に分散して保存しています。 町指定文化財展を中央公民館で開催しています。また、令和2年度から指定文化財をインターネット上で紹介する動画の配信を開始しました。 文化財保護調査委員会では、貴重な文化財を調査及び研究し、次代の人々に引き継ぐための保護、保存及び活用を目的とした活動を行っています。また、令和2年度（2020年度）から文化財の保護と活用を担当する専門部署を設置しました。
課題	<ol style="list-style-type: none"> 出土した埋蔵文化財など本町が保有する貴重な文化財について、適切に保管及び管理する場所がありません。また、既存の指定文化財に限らず、平地林、近代化遺産、生活文化、行政文書等幅広く文化財を保護及び保存して後世に伝えることが重要です。 誰もが文化財や郷土の歴史に親しみ、学ぶことのできる場が確保されていません。そのため、学校教育や社会教育の場で町が所有する文化財が有効に活用されていません。また、文化財保護の重要性について町民の理解を得るための取組が十分とは言えません。 現状の文化財保護調査委員の専門分野以外の調査委員の補充が必要です。また、埋蔵文化財の発掘調査を始めとした文化財の専門的知識と技術を持った職員が不足しています。

施策の方向性	(1) 文化財の保護及び保存	<p>1. 文化財の調査、研究、指定、整備等の保護事業及び埋蔵文化財の発掘調査事業を推進し、既存の文化財と合わせて、適切な保存及び管理を行います。</p> <p>2. 里神楽や祇園囃子などの地域に伝承されている伝統的な習俗や芸能の保全とその伝承活動を、町民と協働で推進します。</p> <p>3. 町所有の行政文書や地域に伝えられている古文書などの歴史文化資料を積極的に調査し、収集及び保存を行います。</p>		
	(2) 文化財の活用と啓発	<p>1. 文化財を貴重な地域資源と認識し、交流人口及び関係人口の拡大や町民の郷土愛の醸成など、まちづくり全般にわたり積極的に活用します。</p> <p>2. 文化財保護に関する啓発活動を推進し、文化財を知ってもらうことで町民の自主的な学習意欲を高め、町民と連携し保護活動を進めます。</p> <p>3. 指定文化財や民間が所有する歴史文化資料を、学校教育や社会教育において活用します。</p> <p>4. 調査成果や魅力などを伝えるために、SNS等のインターネットを活用した動画配信など多様な手段を用い、文化財の情報発信を図ります。</p>		
	(3) 文化財保護推進体制の整備	<p>1. 文化財の専門知識と技術を持った職員の配置及び育成を推進し、文化財の調査体制の整備に努めます。</p> <p>2. 発掘調査員や整理作業員、文化財ガイドなど文化財保護を支える町民ボランティアなどの育成に努めます。</p>		
KPI (指標)	1. 指定文化財展来場者数	現状値	令和元年(2019年)	479人
		目標値	令和7年(2025年)	550人
	2. 文化財講座参加者数	現状値	令和元年(2019年)	新規
		目標値	令和7年(2025年)	30人
関連計画	・ 邑楽町社会教育計画		SDGs	 

34 芸術文化の振興

目的	<p>・芸術文化活動を通じて、町民同士や他市町村の住民との間で共感と交流を広げ、心豊かで文化の薫り高いまちづくりを進めていく。</p>
現状	<ol style="list-style-type: none"> 1. 社会教育施設などを拠点として、町民による盛んな芸術、文化活動が展開されています。 2. 令和元年度（2019年度）の中央公民館、長柄公民館、高島公民館の3館を利用する登録団体は190団体です。 3. 文化協会主催の町民文化祭や、中央公民館、長柄公民館、高島公民館の各利用団体連絡協議会主催の公民館まつり等、一年を通してそれぞれの時期に応じた文化行事が行われています。また、平成30年度（2018年度）に完成した中央公民館の森ホールでは、主催事業や貸館などで令和元年度（2019年度）は54回、芸術文化に触れる機会を提供しました。 4. 郷土芸能保存団体による保存、継承活動も継続的に行われています。
課題	<ol style="list-style-type: none"> 1. 中央公民館のスタジオなど便利でリーズナブルな施設の利用に関する周知が不足しています。利用団体については、成果発表の場所の確保、メンバーの募集、運営方法、PR等について悩みを抱えている団体も少なくありません。また、郷土芸能団体については、後継者が育たない、発表機会が少ない、用具の購入や修繕などの負担が大きいといった悩みを抱えた団体が多くなっています。 2. 公民館で芸術文化活動を行っている団体の構成員が固定化しています。そのためリーダーの高齢化が進み、世代交代も進んでいません。また、青年、ファミリー、勤労者など公民館を利用することが少ない人たちに対する個別の働きかけが不足しています。邑の森ホールやスタジオなど特徴を持った施設の周知や、ニーズにあったイベント、講座等の提供ができていないことも課題です。 3. 現状では町で開催されるコンサートや発表会、展示会など町民が触れることのできる芸術文化活動の分野に偏りがあります。また、人事異動等により職員が専門的知識を習得するのが困難なため、継続的・計画的な芸術文化の振興が図れていません。同様に、幅広いジャンルのプロのアーティストとの関係を築くのが難しい状況です。 4. 地域の芸術家や指導者と町との接点に乏しく、町在住や町出身の芸術家が把握しきれていません。また、民間の芸術文化施設が不足していることから、都市部と比べて幼少期から本物の芸術文化に触れる機会が少ない状況です。さらに家庭環境により芸術文化に触れる機会に格差が生じています。
施策の方向性	<p>(1) 芸術・文化活動の推進</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 個人、サークル及び文化団体等の自主的な文化活動に対し、練習場所の提供や活動に関する助言等の支援を充実します。 2. 各種の補助制度の活用や発表の場の拡大などにより、既存のお祭りや郷土芸能、文化的なイベントの活性化を支援します。 3. 町民が優れた芸術文化に触れることができるイベントを開催するとともに、芸術文化関連情報を提供します。 4. 文化功労者の顕彰を継続して行い、更なる芸術、文化の振興に努めます。

	(2) 文化活動の拠点となる施設の活用	<p>1. 中央公民館を公民館活動の成果の発表の場はもちろんのこと、公民館以外で活動している人たちの発表、地域への還元の場として活用していきます。また芸術文化に携わっている様々な人たちの出会い、交流、融合、創造の機会を提供し、本町独自の芸術文化を発信していきます。</p> <p>2. 文化協会や公民館利用団体連絡協議会などの社会教育施設利用団体、文化団体等を対象とした研修会の開催などを通して活動の未来を担うリーダーを育成します。</p> <p>3. 魅力ある事業の広報や施設利用方法の周知などを通じて公民館未利用者へ働きかけ、公民館活動への町民参加と公民館利用者数の拡大を図ります。</p>		
	(3) 新たな文化創造への取組	<p>1. 新たな分野の芸術文化活動において鑑賞や体験の機会を作ります。</p> <p>2. 国内各地や海外のアーティストを招へいし、アウトリーチ（出張公演）やホームステイを通じた町民との交流を拡充します。</p> <p>3. 町の総合的・長期的な芸術文化振興を図るため、邑の森ホールに芸術監督を設置します。</p>		
	(4) 芸術家の育成・支援	<p>1. 幼稚園、保育園、認定こども園及び小中学校へのアウトリーチなど、幼少期から文化芸術に触れる機会やプロの技術指導を受ける機会を提供します。</p> <p>2. 既存の個人や文化団体の技術向上のため、プロの芸術家との共演などに積極的に取り組みます。</p> <p>3. 町にゆかりのある芸術家の発掘、発表の場の提供や広報活動などの支援を行い、育成に努めます。</p>		
KPI (指標)	1. 中央公民館「邑の森ホール」利用者数（年間）	現状値	令和元年（2019年）	36,101人
		目標値	令和7年（2025年）	38,000人
	2. 芸術文化鑑賞・体験活動参加者数（年間）	現状値	令和元年（2019年）	9,751人
		目標値	令和7年（2025年）	10,000人
関連計画	・ 邑楽町社会教育計画		SDGs	 4 質の高い教育を みんなに

35 多文化共生・国際化の推進

目的	<p>・国際社会の中で互いの文化を理解し合える広い視野をもった人材を育成できる環境を整える。また、外国人住民が安心して暮らせる環境を整える。</p>		
現 状	<ol style="list-style-type: none"> 1. 近年、人、モノ、サービス等が国境を越え、日常生活においても容易に国際社会とつながるようになっていきます。 2. 令和2年（2020年）3月末現在、31か国739人の外国人住民が居住しており、国籍や民族など異なる人々が互いに尊重し、共に暮らせる多文化共生によるまちづくりを進めています。 3. ごみ出しなどのルールや年金制度、健康保険制度などの知識に乏しく、語学力が十分でない外国人住民が増加傾向にあります。 4. 英語教育の充実を図るため、小中学校においてALT（外国語指導助手）の全校配置や、小学校における教科担当制を実施しています。 5. 外国人住民については、自治会への加入など地域社会への関わりはほとんど見られない状況です。 		
課 題	<ol style="list-style-type: none"> 1. 急激なグローバル化の進展により、国際社会への協力とともに、多文化共生社会への対応が求められています。 2. 災害時等において生活習慣の違いや日本語が理解できない事などによって外国人が生命の危険にさらされない取組を進める必要があります。 3. 外国人住民が住みやすいまちづくりを進めるために、保健、医療などの生活環境において外国人住民に不便を感じさせない取組を行う必要があります。 4. 外国人住民が窓口において、生活環境などの必要な情報を収集できるよう、各課との連携が必要となっています。 5. 学校教育においては、幼少期から外国の言語や文化に親しむことを通じて、コミュニケーション能力の向上や多文化共生の理解を深めていく必要があります。また、外国籍の児童生徒のために、日本語教室の環境を整える必要があります。一方、地域においては、多文化共生に関する意識の醸成のため、地域住民に対して、講演会や外国人住民が参加しての啓発活動など多文化に触れる機会を増やす事が重要です。また、言葉や文化の違いで地域社会に溶け込めない外国人住民に対し、地域社会への参画を促すことが重要となっています。 		
施 策 の 方 向 性	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">(1) 国際化への取組</td> <td>1. 東京2020オリンピック・パラリンピックを契機として、トンガ王国のホストタウン及び共生社会ホストタウン登録を目指し、心のバリアフリー研修など多方面にわたる交流事業を実施し、多文化共生社会の実現を目指します。</td> </tr> </table>	(1) 国際化への取組	1. 東京2020オリンピック・パラリンピックを契機として、トンガ王国のホストタウン及び共生社会ホストタウン登録を目指し、心のバリアフリー研修など多方面にわたる交流事業を実施し、多文化共生社会の実現を目指します。
(1) 国際化への取組	1. 東京2020オリンピック・パラリンピックを契機として、トンガ王国のホストタウン及び共生社会ホストタウン登録を目指し、心のバリアフリー研修など多方面にわたる交流事業を実施し、多文化共生社会の実現を目指します。		

	(2) 防災及び災害時への対策	1. 避難場所を始めとする災害時への対応を周知するため、地域の活動と連携して、外国人住民の防災訓練への参加を促進します。また、多言語に対応した防災マップ等の作成や、放送事業者等と連携した情報提供に努めます。		
	(3) 保健・医療に関する支援	1. 英語版母子健康手帳の交付や、外国語パンフレットによる予防接種や乳幼児健診の案内など、多言語化による情報提供に努めます。		
	(4) 外国人住民に対する支援	1. 外国人住民が生活していく上で必要な情報を多方面から集め、様々な媒体を用いて提供していきます。 2. 窓口での対応において、必要な情報や地域でのルールを職員が母国語で直接やりとりできるよう、自動翻訳機を活用していきます。		
	(5) 交流機会の充実と多文化共生意識の向上	1. ALT (外国語指導助手) の全校配置を継続し、小中学校におけるコミュニケーションを重視した英語教育を推進します。 2. 国際交流の機会充実のため、児童生徒が学習した英語を使って国籍の異なるALT (外国語指導助手) とコミュニケーションを図るイベントを開催します。 3. 外国人児童生徒を対象とした日本語指導に携わる支援員の適切な配置を推進します。 4. 外国人住民と地域住民との交流の機会を広げます。そのため、地域共生事業として、外国人住民の自治会への加入促進に努めるとともに、地域内での自主的な交流活動が円滑に行われるような環境づくりを進めます。		
	KPI (指標)	1. 外国人世帯への保健指導家庭訪問数	現状値	令和元年 (2019年)
目標値			令和7年 (2025年)	44世帯
2. 外国人世帯の自治会加入率		現状値	令和元年 (2019年)	3%
		目標値	令和7年 (2025年)	9%
関連計画	—	SDGs		

36 人権の尊重・男女共同参画社会の推進

目的	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての町民が一人一人の人権を尊重した考えと行動をとることができる社会を実現する。 		
現状	<ol style="list-style-type: none"> 1. 私たちの周りには、依然として子どもなどの弱者に対する虐待やいじめ、女性への差別や暴力、高齢者や障がい者に対する偏見や差別等があります。また、インターネット等の普及により、多くの情報が容易に入手できるようになりましたが、新たに SNS などを利用した人権侵害が発生しています。 2. 少子高齢化社会を迎え、家族構成や就労形態の多様化などにより、女性の社会進出が必要不可欠なものとなっています。男女が互いにその人権を尊重し、個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めています。 		
課題	<ol style="list-style-type: none"> 1. 時代や社会情勢の変化により、SNS などのインターネットを利用した新たな人権侵害が発生しており、適切な対応が求められています。一方で、女性の社会進出に向けた動きが活発化しており、男女が共に活躍できる社会の実現が求められています。 2. 様々な人権問題の解決に向けて、学校、地域及び企業が協働し、世代を超えた交流などを進めることにより、町民一人一人の人権意識を高める教育や啓発事業に取り組むことが必要です。 3. 男女が共に家庭的責任を担い、仕事や子育て、介護などを社会全体で支えることや、企業や組織において、個人の多様な働き方を支援する環境整備が求められています。 4. DV 被害者に対する支援として、虐待や貧困など被害者が置かれている環境を考慮し、被害状況に応じて適切な支援ができるよう、警察や保健福祉事務所など、関係機関との連携を強化する必要があります。あわせて、LGBTQ（性的マイノリティ）への偏見や差別など、幅広い人権課題に対する取組を推進する必要があります。 		
施策の方向性	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="231 1608 384 2016">(1) 計画的な事業推進</td> <td data-bbox="389 1608 1455 2016"> <ol style="list-style-type: none"> 1. 群馬県人権教育充実指針並びに邑楽町人権教育・啓発の推進に関する基本計画に基づき、人権教育及び啓発に関する施策の充実を図ります。 2. 男女が、意欲に応じてあらゆる分野で活躍できる社会の実現に向けて男女共同参画推進計画の策定に取り組みます。 </td> </tr> </table>	(1) 計画的な事業推進	<ol style="list-style-type: none"> 1. 群馬県人権教育充実指針並びに邑楽町人権教育・啓発の推進に関する基本計画に基づき、人権教育及び啓発に関する施策の充実を図ります。 2. 男女が、意欲に応じてあらゆる分野で活躍できる社会の実現に向けて男女共同参画推進計画の策定に取り組みます。
(1) 計画的な事業推進	<ol style="list-style-type: none"> 1. 群馬県人権教育充実指針並びに邑楽町人権教育・啓発の推進に関する基本計画に基づき、人権教育及び啓発に関する施策の充実を図ります。 2. 男女が、意欲に応じてあらゆる分野で活躍できる社会の実現に向けて男女共同参画推進計画の策定に取り組みます。 		

	(2) 人権教育の推進	1. 様々な人権問題の解決に資するため、視聴覚教材等を活用し、学校や家庭、地域及び企業と連携を図り人権教育を推進します。また、人権教育指導者研修会などの開催や、各種学級講座において人権問題に対する正しい理解を広めるとともに、図書館での人権図書コーナーの設置など差別の解消を目指す取組を行います。		
	(3) 人権啓発の推進	1. 町民一人一人が人権問題を正しく理解し、人権を尊重し合う共生社会を目指すため、啓発活動を推進するとともに学習機会の提供に努めます。 2. 人権擁護の重要性を広く啓発するため、広報紙やホームページ、おうらお知らせメール、町公式 Twitter (ツイッター) における広報活動を推進します。 3. 人権擁護に関わる啓発ポスターや作文の募集と優秀作品の表彰を実施し人権啓発を推進します。 4. 人権啓発講演会を通して男女共同参画についての意識を醸成し、子育てをしながらも働き続けられる環境づくりを推進します。		
	(4) 要支援者への支援の充実	1. 基本的人権を擁護するため、複雑化・多様化している人権に関する相談支援体制を充実します。 2. 人権啓発を図るため、東毛地域人権啓発活動ネットワーク協議会を通して、関係市町及び関係機関などと連携します。 3. 人権啓発を図るため、東毛地区人権教育推進連絡協議会を通して、関係市町及び関係機関などと連携します。		
KPI (指標)	1. 人権啓発講演会の参加者数	現状値	令和元年 (2019年)	450人
		目標値	令和7年 (2025年)	480人
	2. 町が委嘱する委員等における女性の占有率	現状値	令和元年 (2019年)	30.5%
		目標値	令和7年 (2025年)	40.0%
関連計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 邑楽町人権教育・啓発の推進に関する基本計画 ・ 邑楽町社会教育計画 	SDGs		

37 地域コミュニティ活動の推進

目的	<p>・町民が地域と触れ合って、交流活動が活発化し、お互いが助け合う住みよい地域社会を実現する。</p>
現状	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地域コミュニティ活動は、活力のある地域社会を形成する上で欠かすことのできないものです。特に、東日本大震災の経験を踏まえ、災害時における相互の協力と支え合いによる共助が必要不可欠であり、改めて地域コミュニティの役割の重要性が認識されています。 2. 現在は34の行政区が設置され、各行政区の集会施設を拠点に、防災、防犯、環境美化、祭礼、各地域の課題に関することなど、活発な地域コミュニティ活動が行われています。 3. 町民総参加の町民体育祭やおうら祭りなどの催しは、行政区や各種団体が積極的に参加し、行政区を越えた町内の交流や情報交換の場として提供されています。
課題	<ol style="list-style-type: none"> 1. 核家族化や高齢化、価値観の多様化が進む中で、地域における共同意識や連帯感が薄れつつあり、自治会への加入や参加に消極的な世帯が増加する傾向にあります。地域の環境や活力を維持していくためには、これまで以上の地域コミュニティ活動の推進が必要です。 2. 地域の絆や結束力を高めることは災害時などにおける地域活動の原動力であり、防災や防犯など地域活動の内容の多様化に伴い、活動を支援する環境整備が必要とされています。 3. 行政区においては、高齢者の見守りや子育て支援など、自治会への期待は高まっている一方、区長を始めとする役員の高齢化の進行や担い手不足が課題となっています。

施策の方向性	(1) 運営・活動への支援	1. 行政区の運営が円滑に運ぶよう、必要に応じた助言、指導を図ります。 2. 地域活動の先導的役割を担うリーダーの養成に向けて、先進地事例の研修や行政区相互の交流機会の提供に努めます。 3. 行政区の地域活動に関する情報の共有や活動機会の紹介を図ります。 4. 認可地縁団体（法人格取得）に対する支援により、自治会組織の円滑な運営や活動の充実を図ります。		
	(2) 活動資金への支援	1. 行政区の活動拠点となる地域集会施設の整備を支援します。 2. 地域コミュニティ活動に必要な備品整備の支援を推進します。		
	(3) 地域コミュニティ意識の普及・啓発	1. 地域コミュニティ意識の醸成のため、広報紙やホームページ、おうらお知らせメールなどを利用して普及啓発を図ります。		
KPI (指標)	1. 地域集会施設建設事業補助金 行政区申請率	現状値	令和元年（2019年）	73.5%
		目標値	令和7年（2025年）	100%
	2. 地域の行事や活動に積極的に 参加している町民の割合	現状値	令和元年（2019年）	7%
		目標値	令和7年（2025年）	12%
関連計画	—		SDGs	 16 平和と公正をすべての人に  17 パートナシップで目標を達成しよう

38 情報共有と町民参面の推進

目的	<ul style="list-style-type: none"> 効果的な広報広聴活動により、町民及び行政が情報を共有し町政への参画機会の充実及び町民の声が反映される町とする。
現状	<ol style="list-style-type: none"> 町が行う事業について、広報紙、ホームページでの情報提供のほか、地区ごとの座談会、個別の施策や事業に対する説明会の開催などにより、町民への町の動きや考え方の周知と、町民の町政への意向の把握に努めています。また、情報提供においては、おうらお知らせメールや町公式 Twitter (ツイッター) により、月 1 回発行の広報紙やホームページに欠けているスピーディさを補完した情報提供を実施しています。 町民が町政に対する意見や要望を提案しやすいように、また、迅速な対応ができるように、ホームページの問合せフォームから、担当課へ意見や要望を直接投稿できるよう随時改善しています。 施策や計画の策定及び改定においては、町民の意見を反映できるようパブリックコメント制度の運用を平成 28 年度 (2016 年度) に開始しました。
課題	<ol style="list-style-type: none"> 様々な情報発信を行っていますが、全ての情報が町民に届くわけではありません。発信するだけでなく、より多くの情報を受け取ってもらえる仕組みづくりが必要です。 スマートフォンやタブレット型端末の普及に対応すべく、町公式 Twitter (ツイッター) を導入し情報発信を行っていますが、今後は町公式 Twitter (ツイッター) を含めその他の SNS も視野に入れ、速達性や拡散性といった特徴を生かした、更なる有効活用を検討する必要があります。 パブリックコメント制度については、町民の目に触れる機会が少ないためか、意見の数が少なく、施策や計画に町民の意見を必ずしも反映できていないとは言えません。また、多様化する町民意識やニーズをまちづくりに反映させるため、計画段階から町民等の積極的な参画を促すことが必要です。

施策の方向性	(1) 広報広聴活動の充実	<p>1. 広報紙やホームページ、おうらお知らせメール、町公式 Twitter (ツイッター) など、多様な広報手段を活用し、それぞれの特徴を生かした効果的な広報活動を展開します。</p> <p>2. 暮らしのカレンダー、生活ガイドブック等の定期発行と、町民に親しまれる内容の充実を図ります。</p> <p>3. SNS の速達性や拡散性といった特徴を生かした情報発信を行い、さらには新たなツールの導入に向けた検討を行います。</p> <p>4. 地区座談会やみんなの講座等、町民の意見を吸い上げられる機会を充実させます。</p>		
	(2) 町の魅力の発信とイメージ向上	<p>1. 広報紙やホームページ、SNS、ケーブルテレビなど、様々なメディアを活用し、特産物、観光、子育て支援、移住定住の促進に係る総合的な情報発信を推進します。</p> <p>2. ふるさと納税の返礼品による認知度の向上、本町への移住定住を検討してもらえるような、子育てや就業に関する情報をホームページなどを通じて積極的に発信します。</p> <p>3. 本町への移住定住を検討、又は訪れてみたくなる仕掛けづくりを各課が連携し多面的に施策の展開を図ります。</p>		
	(3) 町政への参画機会の充実	<p>1. パブリックコメント制度については、閲覧場所を増やすなど町民の目に触れる機会を増やすことで、更に町民が意見を延べやすい環境を整え、効果的な運用ができるよう適宜改善していきます。</p> <p>2. 各種計画等の策定においては、説明会の実施や審議会、委員会の設置など、幅広い世代や分野に関わる町民等の積極的な参画を促進します。</p>		
KPI (指標)	1. おうらお知らせメール登録者の満足度	現状値	令和元年 (2019 年)	新規
		目標値	令和 7 年 (2025 年)	100%
	2. パブリックコメント実施における意見数	現状値	令和元年 (2019 年)	0 件
		目標値	令和 7 年 (2025 年)	5 件
関連計画	—		SDGs	 

39 協働のまちづくりの推進

目的	<ul style="list-style-type: none"> 町民参加の制度及び機会を充実させるとともに、協働による町民の自主的なまちづくり活動を推進する町とする。 		
現状	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地方分権が進む中、持続可能なまちづくりを進めていくためには、町民、町民団体、行政区等と町が連携し協力していくことがこれまで以上に重要となっています。 2. これまで勤労者であった人たちが地域に回帰し、自らの知識や経験を生かして地域社会に貢献したいという意欲や活動が活発化してきており、まちづくりや地域活動の貴重な担い手として期待されています。 3. 町民団体が、邑楽町協働のまちづくり活動支援事業を活用しながら、高齢者サロン、学習支援教室の開催など様々な地域課題の解決を図っています。 		
課題	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地域の課題に向き合い、町民主体のまちづくりに取り組む人材育成が必要です。 2. 地域課題の共有化と課題解決に向け、町民、町民団体、行政区等が、よりまちづくりに参画しやすい制度設計が必要です。 3. 地域課題に対する町民意識が高まっているものの、町民団体等の課題解決に向けた活動資金の不足が問題となっています。 		
施策の方向性	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="231 1355 384 2016">(1) まちづくりの 人材育成</td> <td data-bbox="389 1355 1449 2016"> <ol style="list-style-type: none"> 1. 学習活動や体験事業を通して町民同士が交流を図りながら地域の課題に向き合い、自主的にまちづくりに取り組む人材を育成します。 2. まちづくりに関する情報の発信や学習機会の提供を行い、人材育成と協働意識の醸成を図ります。 3. まちづくりを支える NPO、ボランティア団体等の育成として、地域の課題解決につながる研修会の開催や、企画、運営の相談を関係部局と連携を図りながら活動支援を行います。 </td> </tr> </table>	(1) まちづくりの 人材育成	<ol style="list-style-type: none"> 1. 学習活動や体験事業を通して町民同士が交流を図りながら地域の課題に向き合い、自主的にまちづくりに取り組む人材を育成します。 2. まちづくりに関する情報の発信や学習機会の提供を行い、人材育成と協働意識の醸成を図ります。 3. まちづくりを支える NPO、ボランティア団体等の育成として、地域の課題解決につながる研修会の開催や、企画、運営の相談を関係部局と連携を図りながら活動支援を行います。
(1) まちづくりの 人材育成	<ol style="list-style-type: none"> 1. 学習活動や体験事業を通して町民同士が交流を図りながら地域の課題に向き合い、自主的にまちづくりに取り組む人材を育成します。 2. まちづくりに関する情報の発信や学習機会の提供を行い、人材育成と協働意識の醸成を図ります。 3. まちづくりを支える NPO、ボランティア団体等の育成として、地域の課題解決につながる研修会の開催や、企画、運営の相談を関係部局と連携を図りながら活動支援を行います。 		

	(2) 地域課題 の共有化	1. 町民、町民団体、行政区等と地域課題を共有し、課題解決に向けた協働事業を生み出しやすい環境を形成します。		
	(3) 協働のまちづくり 活動の推進	1. 様々な地域課題の解決に向けて、町民の自主性と提案に基づいたまちづくり活動を推進していきます。 2. 多様な主体による協働の取組を推進するため、NPO、ボランティア団体等に対し、活動に関する情報の発信や相談窓口の機能強化を図ります。 3. 地域の課題解決及び活性化につながる事業を実施する団体に対して、邑楽町協働のまちづくり活動支援事業補助金による活動費の支援を図ります。 4. 邑楽町協働のまちづくり活動支援事業に取り組む団体に対して、自立して継続的な活動ができるよう、経営的視点の助言や各種助成制度などの情報提供を行います。 5. 邑楽町協働のまちづくり活動支援事業補助金の目的、内容、実施状況及び結果を公表することで事業の透明性を図ります。		
K P I (指 標)	1. 地域づくりに資する講座・講演会事業参加者数	現状値	令和元年 (2019年)	201人
		目標値	令和7年 (2025年)	250人
	2. 協働のまちづくり活動支援事業数 (年間)	現状値	令和元年 (2019年)	10事業
		目標値	令和7年 (2025年)	15事業
関連計画	・ 邑楽町社会教育計画		SDGs	  

40 ICT（情報通信技術）の推進

目的	<p>・ICT（情報通信技術）を利活用し、迅速かつ効率的な事務執行を図るとともに、より質の高い行政サービスを提供する町を目指す。</p>
現状	<ol style="list-style-type: none"> 1. ホームページやおうらお知らせメール、SNSによる迅速な行政情報の提供、インターネットを利用したオンライン申請等を実施し、行政サービスの向上に努めています。また、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が運用開始され、町民も町職員も情報セキュリティに対する意識が共に高まっています。 2. 地方分権や多様な町民のニーズに対応するため新たな事務処理が発生していますが、効率的な事務処理を行うため各種情報システムを導入しています。 3. 近年、スマートフォンやタブレット型端末など、携帯型の情報通信機器の大幅な普及や光通信などの高速かつ大容量な情報通信技術の急速な発展により、日常生活における情報ニーズは高度化・多様化しています。
課題	<ol style="list-style-type: none"> 1. インターネット環境などを利用したオンライン申請について、対応済みの案件が令和2年（2020年）6月現在で8件と少なく、町民のニーズに対応できていません。また、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）における個人番号利用事務等が円滑に行えるよう、適宜関係するシステムの改修が必要です。あわせて、特定個人情報や個人情報、並びに情報資産の保護について、物理的かつ技術的に強化しなくてはなりません。 2. 事務処理をシステム化することにより、効率化できる事務はまだ多数あるものの、導入に向けた動きにつながっていません。 3. 情報の高度化・高速化が進展する一方で、コンピュータウイルスやネット犯罪が蔓延するなど、その脅威も急速に増しています。そのため、情報機器等の使い方やその利便性だけでなく、様々な脅威への対応も情報教育の一つとして取り組まなければなりません。 4. 職員及び町民が、日々進歩するICT（情報通信技術）を活用するための講習や研修の場が不足しています。
施策の方向性	<p>(1) 行政サービスの近代化・効率化</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. インターネット環境を活用し、ホームページやオンライン申請などにより、住民サービスの向上や手続の省力化を図ります。 2. 国が進めるマイナンバー制度を利用し、証明書等のコンビニ交付導入に向けた検討を始めます。 3. 防災の観点から、避難所となる公共施設への公衆無線LANの整備を進めます。

	(2) 行政事務 の近代化・ 効率化	<p>1. 行政事務の近代化・効率化を図るため、文書管理や決裁、地理情報などの業務の電子化を推進し、合理的な事務手続の導入を推進します。</p> <p>2. 住民情報や税情報を取り扱うシステムに続き、支払い事務や職員内の掲示板、メールなどを扱うシステムの共同利用化を推進します。</p> <p>3. 国や県、近隣市町などと歩調を合わせ、行政事務の近代化・効率化を更に進めます。</p>			
	(3) 情報セキュ リティ 体制の強化	<p>1. 町の情報資産については、日々発達していく情報通信技術や、増加していくコンピュータウイルスなどの脅威に対応するため、邑楽町情報セキュリティポリシーを随時見直し物理的かつ技術的対策をより強化するなど、適切に保護、管理を行います。</p>			
	(4) 情報教育 の推進	<p>1. 町民を対象としたパソコン講習会やパソコン相談会を公民館等で開催し、ICT（情報通信技術）の活用が町民生活の向上につながるよう努めます。</p> <p>2. 職員の ICT（情報通信技術）スキル向上のため、企画課が中心となり職員向け技術講習会や研修会を毎年実施します。</p>			
K P I (指 標)	1. 町ホームページを利用したオンライン申請数	現状値	令和元年（2019年）	83件	
		目標値	令和7年（2025年）	300件	
	2. 地図情報のシステム化（公開型GISの導入）による、窓口業務の地図情報の交付数	現状値	令和元年（2019年）	175件	
		目標値	令和7年（2025年）	90件	
関連計画	<p>・邑楽町社会教育計画</p>		SDGs	 4 質の高い教育を みんなに	 9 産業と技術革新の 基盤をつくろう

4 1 効率・効果的な行政運営の推進

目的	<p>・時代に適応した組織体制の構築及び職員の資質向上により組織力を高めるとともに、施設の適正な管理及び事業の選択と集中による効率的かつ効果的な行政運営を実現する。</p>	
現状	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地方分権の推進に伴い、地方自治体の責任及び役割はより大きくなっているとともに、国及び県から移譲される事務は増加しています。 2. 人口減少及び高齢化社会の到来により、子育て施策、医療サービス等の行政サービスに対する町民ニーズは多様化しています。 3. 国は、個別施設計画の策定や管理計画の推進を踏まえ、平成 30 年（2018 年）2 月に公共施設等総合管理計画の策定に当たっての指針を改訂し、総合管理計画の充実を求めています。 	
課題	<ol style="list-style-type: none"> 1. 中長期的な視点に立った計画的な行政運営を進めるため、総合計画、行政評価、予算がより一層連動した行財政運営が必要となっています。 2. 人口減少及び高齢化社会の到来により、多様化した町民ニーズに対応できる組織体制の整備が求められています。 3. 近年の厳しい財政状況の中、地方分権時代及び地域主権社会における社会変化を予測し、行政サービスの質を維持及び向上していくために、画一的な行政サービスから重点施策及び優先的検討施策を明確にしていくことで、より効率的・効果的な行政運営及び行財政改革を進める必要があります。 4. 現在の公共施設は、建設後 30 年以上経過しているものも多く、老朽化対策や更新時期の集中など、大きな課題となっています。今後も最適な状態で運営、管理、維持していくことが求められています。 	
施策の方向性	<p>(1) 計画的な事業の執行と行政評価の推進</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 総合計画、個別計画等に基づき、選択と集中による計画的な事業を推進するとともに、総合計画と予算の連動を図ります。 2. PDCA マネジメントサイクルに基づいた行政評価を行い、経営的視点を取り入れながら事業の改善を図っていきます。

	(2) 機能的な組織の構築と職員の資質向上	<p>1. 時代の変化に適応した組織機構の検証を進めるとともに、職員の資質向上のため研修や他団体との交流機会を充実させ、時代の変化や住民ニーズに柔軟に対応できる体制を構築します。</p> <p>2. 業務の生産性向上のため、ワーク・ライフ・バランスの改善や女性活躍の機会の充実に取り組みます。</p>		
	(3) 時代の要請に対応した行政サービスの展開	<p>1. 継続的な行財政改革を推進するとともに、行政のデジタル化の推進等時代に対応した行政サービスの見直しと効率化を促進します。</p> <p>2. 効率的・効果的な行政経営を進めるため、指定管理者制度、業務委託等により民間活力を必要に応じて活用します。</p>		
	(4) 公共施設の適正な管理	<p>1. 令和2年(2020年)3月に改訂した邑楽町公共施設等総合管理計画を基に、人口減少や町民ニーズの変化など長期的な視点をもって、更新、統廃合、長寿命化などを行うことにより、財政負担を軽減化・平準化するとともに、公共施設等の適正な管理を図ります。</p> <p>2. 施設ごとの個別施設計画(長寿命化計画)を基に、将来にわたる必要なインフラ機能の発揮に向けた取組により、メンテナンスサイクルを構築し、町民の安全、安心の確保やトータルコストの縮減、平準化を実現します。</p>		
KPI (指標)	1. 職員研修参加者数(延べ人数)	現状値	令和元年(2019年)	455人
		目標値	令和7年(2025年)	680人
	2. KPI(重要業績評価指標)平均達成率	現状値	平成30年(2018年)	82.4%
		目標値	令和7年(2025年)	100%
関連計画	・第五次邑楽町行政改革大綱		SDGs	 

42 財政運営の健全性の確保

目的	<p>・社会経済情勢の変化及び本町の実情に対応し、中長期的な展望に立った健全で計画的な財政運営を行う町とする。</p>	
現状	<p>1. 地方交付税や国庫補助金などの見直しが進められる一方、地方分権の推進に伴い、国や県から移譲される事務が増大しています。</p> <p>2. 高齢化の進行により社会保障関係費などの財政需要が増大し続ける中で、多様な町民ニーズにきめ細やかに対応していくことが厳しい状況になってきています。</p> <p>3. 生産年齢人口の減少や今後も継続する法人実効税率の見直しにより、町税などの大幅な増額は見込めないことから、今後も厳しい財政運営が予測されます。</p>	
課題	<p>1. 少子高齢化社会、環境問題、防災への対応や医療費助成制度など、地方の役割と責任が増加するとともに、政策的にも財政的にも自立した経営を行っていくことが必要となっています。</p> <p>2. 中長期的視野に基づいた、自主財源の確保に取り組むとともに、限られた財源を効率よく配分していくことが求められています。</p> <p>3. 公有財産については、適正に管理し、効果的利活用や適切な処分を図ることが求められています。</p> <p>4. 社会情勢の変動等により、経済施策のための税制改正が今後も予想されるため、改正内容を迅速かつ正確に把握し、適正な課税と効率的な収納業務に取り組むことが必要です。</p>	
施策の方向性	<p>(1) 計画的な財政運営</p>	<p>1. 中長期的視野に基づいた継続的な収支均衡と健全な財政運営を推進し、地方債の適正な活用による将来負担の計画的な管理を行うとともに、財政状況を定期的に公開し透明性の高い予算執行に努めます。</p> <p>2. 財政の健全性を堅持し、計画的な運営に努めるため、行政改革を積極的に推進し、常に義務的経費や経常的経費の節減、財政状況の分析、事務事業の慎重な選択を図ります。</p> <p>3. 町民ニーズを的確に把握し、限られた財源を有効活用するため、計画的かつ重点的配分に努めます。</p>

	(2) 財源（歳入）の確保	<p>1. 適正な税の賦課に努めるとともに、現年度課税の納税推進や口座振替、コンビニ納付、キャッシュレス決済等を活用して、収納率の向上を図り、滞納繰越額の縮小に努めます。</p> <p>2. 長期滞納者や高額滞納者などについては、納税への理解推進と意識改革を求め、特に高額滞納者に対しては、今後も不動産合同公売の活用や収納対策会議を県と合同で開催し、情報の収集や職員の資質向上を図り、適切な滞納処分を行います。</p> <p>3. 国や県の資金の導入、有利な地方債の活用等を図り、一般財源の充当を抑制します。</p>		
	(3) 公有財産の適正管理	<p>1. 公有財産については、適正な管理と利用に努め、未利用の普通財産については、処分又は活用を図ります。</p> <p>2. 公金についても、最も有利かつ確実な運用に努めるとともに、適正で効率的な出納の執行や物品などの管理を行います。</p>		
	(4) 経費の削減と使用料の適正化	<p>1. 県内市町村と電子入札システムを共同利用し、事務効率の向上や運用経費の抑制を図ります。また、公平で競争性の高い入札を推進します。</p> <p>2. 庁舎内の事務的経費の節減、職員のコスト意識の向上及び消耗品などの管理徹底を図ります。</p> <p>3. 各種使用料や手数料、補助金制度などを見直し、受益者負担を基本とした料金体系の整備を検討します。</p>		
KPI (指標)	1. 収納率	現状値	令和元年（2019年）	94.1%
		目標値	令和7年（2025年）	95.0%
	2. 実質公債費比率	現状値	令和元年（2019年）	6.7%
		目標値	令和7年（2025年）	6.5%
関連計画	—		SDGs	 

43 広域行政の推進

目的	<p>・広域化する町民ニーズに対して、町域を越えた行政サービスの向上及び課題解決に向けた広域的視点に立った体制を整える。</p>
現状	<ol style="list-style-type: none"> 1. 医療、消防、斎場、ごみ、リサイクル事業等で、効率的・効果的な共同処理を目的とした一部事務組合等での広域行政体制が確立されていますが、一部既存施設の老朽化が散見されます。 2. 交通網の整備及び情報通信手段の急速な発展及び普及により町民の生活圏が広域化しており、館林都市圏（館林市、板倉町、明和町、千代田町及び邑楽町）では、広域立地適正化の推進に関する基本方針を定めるなど生活圏及び経済圏を同一とする自治体による連携及び協力体制が始まっています。 3. 国においては、地方圏を念頭に市町村単独での行政サービスの提供から中心となる市と複数の周辺市町村が役割を分担する連携中枢都市圏などの圏域単位でのまちづくりを求めています。
課題	<ol style="list-style-type: none"> 1. 医療体制、ごみ処理等の周辺自治体との共通課題については、今後も一部事務組合、広域協議会等のスケールメリットを生かした活動を継続する必要があります。また、一部の老朽化した施設は、町単独で新設できるものではなく、新たな枠組みや広域連携が必要となっています。 2. 東京圏からの人口流入を促進するため、広域協議会及び近隣市町と連携し、関係人口、移住定住者等の増加に向けた情報発信及び受入体制の充実に向けた取組を推進する必要があります。また、広域道路網の整備や河川改修などを早期に実現し、地域全体の活力の向上を図っていくために、自治体区域を越えた市町が連携し効率的な行政運営を進める必要があります。 3. 人口減少及び少子高齢化に対応するため、市町合併や自治体間が連携してまちづくりを行う圏域行政等について、継続して研究していく必要があります。また、既に締結された民間企業との包括連携協定を活用し、様々な事業展開を図ることが求められています。

施策の方向性	(1) 事務組合の推進と強化	1. 既存の一部事務組合を構成する市町との連携を強化するとともに、共通の行政課題への対応及び更なる事務の効率化に向けて、人口減少及び少子高齢化を考慮しながら新たな枠組みでの広域行政の必要性を検討します。		
	(2) 広域協議会などによる継続的連携	1. 町民サービスの向上を図るため、両毛地域内の公共施設の相互利用を促進するなど、広域協議会の事業を推進します。 2. 地域間交流の活性化及び地域の発展を図るため、道路、公共交通、情報通信網等の広域的な基盤整備について、国、県、市町村等との連携を図りながら整備を促進します。 3. 行政サービスの向上のため、合併、市町間の広域連携等について国及び隣接市町の動向を注視し、情報収集及び研究に努めます。		
	(3) 広域化による新たな連携	1. 人口減少及び少子高齢化による様々な行政課題及び地域課題の解決に向け、他自治体、民間企業等が有する人的及び物的資源、知識、技術等を積極的に活用します。 2. 関係人口、移住定住者等の増加に向け、近隣市町と協力し移住相談会や体験ツアーなどの実施とともに広域観光周遊ルート等の形成を図ります。 3. 効率的・効果的な行政サービスの提供のため、行政不服審査会に係る事務の共同処理など、県及び他自治体との事務の共同処理制度の活用を促進します。		
KPI (指標)	1. 両毛地域内の施設を他市町民が利用した割合 (統計の関係上2年前の数値になります)	現状値	平成30年 (2018年)	3.33%
		目標値	令和7年 (2025年)	3.80%
	2. 他自治体や民間との協定締結による年間事業実施数	現状値	令和元年 (2019年)	2件
		目標値	令和7年 (2025年)	7件
関連計画	—		SDGs	  

～参考資料～

策定体制

(1) 邑楽町総合開発計画審議会

- ・地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づく附属機関として町長の諮問に応じ、邑楽町総合開発計画に関する重要事項について、必要な調査及び審議を行う。
- ・町議会の議員 10 人以内、知識経験のある者 10 人以内の委員 20 人以内で組織し、町長が委嘱する。

(2) 邑楽町総合計画計画策定外部評価委員会

- ・大学と連携し、計画策定におけるスキームや計画案のプレゼンテーションについて学生による外部評価を行う。
- ・県内大学に在籍する大学生及び大学院生 18 人以内で組織し、町長が委嘱する。

(3) 庁内策定組織

・策定委員会

総合計画策定のための調整組織で、町長との連絡、専門部会の調整など、計画策定の全ての統括を行うとともに、計画案の基本的方針を決定する。

・専門部会

担当部門における現状調査、分析と基本計画案の策定を行う。

(4) 町民参画

・町民広聴会

町内 3 地区において、町民等から本町の将来や後期基本計画について意見を伺う。

・一日子ども議会

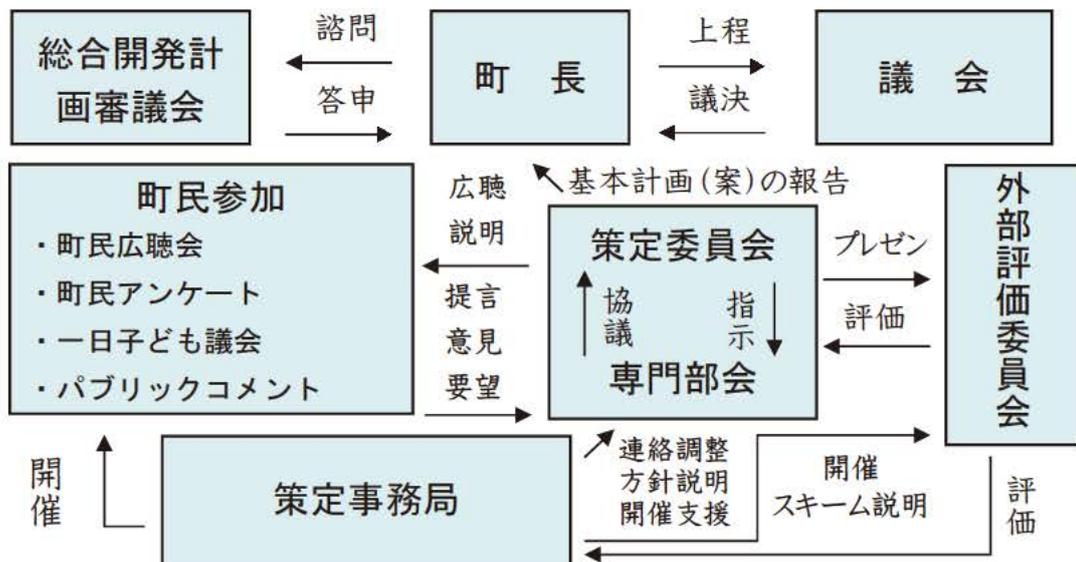
中学生を対象に、次代を担う子どもの視点から本町の将来や後期基本計画について意見を伺う。

・町民アンケート

町民意識の現状把握をするため、本町のイメージや町民満足度、今後のまちづくりの重要項目について調査を行う。

・パブリックコメント

「邑楽町第六次総合計画 後期基本計画 (案)」を公表し、町民等から意見を募集する。



策定経過

年 月	取組内容
令和元年8月(2019年)	一日子ども議会の開催
〃 8月(〃)	町民アンケートの実施
〃 9月(〃)	町民広聴会の開催
令和2年4月(2020年)	総合計画策定委員会・専門部会の組織化
〃 4月(〃)	第1回総合計画策定委員会・専門部会(合同会議)の開催
〃 5月(〃)	第2回専門部会の開催
〃 6月(〃)	第2回策定委員会の開催
〃 6月(〃)	第3回専門部会の開催
〃 6月(〃)	第1回総合開発計画審議会の開催・審議会の組織化
〃 6月(〃)	町長から総合開発計画審議会へ諮問
〃 7月(〃)	第1回計画策定外部評価委員会の開催・評価委員会の組織化
〃 7月(〃)	第3回策定委員会・第4回専門部会(合同会議)の開催
〃 7月(〃)	第4回策定委員会の開催
〃 7月(〃)	パブリックコメントの実施(1か月間)
〃 8月(〃)	第5回策定委員会・第5回専門部会(合同会議)の開催
〃 9月(〃)	第6回策定委員会・第6回専門部会(合同会議)の開催
〃 9月(〃)	第7回策定委員会・第7回専門部会(合同会議)の開催
〃 9月(〃)	第2回計画策定外部評価委員会の開催
〃 9月(〃)	第2回総合開発計画審議会の開催
〃 10月(〃)	第8回策定委員会・第8回専門部会(合同会議)の開催
〃 10月(〃)	第9回策定委員会・第9回専門部会(合同会議)の開催
〃 10月(〃)	第3回計画策定外部評価委員会の開催
〃 10月(〃)	第3回総合開発計画審議会の開催
〃 10月(〃)	総合開発計画審議会から町長へ答申
〃 12月(〃)	令和2年(2020年)第4回議会定例会に上程・議決 議決日(計画策定日)令和2年12月7日
〃 12月(〃)	第4回計画策定外部評価委員会の開催

邑楽町議会基本条例

目次

前文

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 議会の活動原則（第2条・第3条）
- 第3章 議員の活動原則（第4条）
- 第4章 町民に開かれた議会（第5条－第8条）
- 第5章 町民と議会との関係（第9条・第10条）
- 第6章 議会と行政の関係（第11条－第14条）
- 第7章 議会の機能強化（第15条－第18条）
- 第8章 議員の身分及び待遇（第19条・第20条）
- 第9章 最高規範性と見直し手続（第21条－第23条）

附則

地方分権の推進に伴い、自治体の自己責任と自己決定の範囲が拡大しており、二元代表制の一翼である地方議会の行政の監視機関、意思決定機関、立法機関としての役割と責任は、ますます大きくなっています。

また、町民全体の福祉の向上と町の発展には、町民と議会の信頼関係、協働のまちづくりが強く求められています。

そのために議会は、正確な情報を町民と共有し、多様化する町民ニーズを的確に把握して町政に反映させるため、その議会機能を強化しなければなりません。また、議員は、自己研さんに努め、議会改革を推進し、自らの役割と責任を明確にする必要があります。

このような認識の下、邑楽町議会は「町民に分かりやすい開かれた議会」を実現し、夢あふれる次世代への架け橋となるよう、全力を尽くすことをここに決意し、議会基本条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、議会に関する基本的事項を定め、町民参加を基本とする分かりやすい開かれた議会を実現し、町民全体の福祉の向上と豊かなまちづくりに寄与することを目的とします。

第2章 議会の活動原則

（議会の活動原則）

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動します。

- (1) 議会は、町民を代表する議決機関であることを自覚し、常に公平性及び透明性の確保に努め、町民に信頼される議会を目指します。
- (2) 議会は、正確な情報を町民と共有し、開かれた議会を実現するため、議会活動に関する情報公開を徹底します。
- (3) 議会は、町民からの意見を的確に町政に反映させるため、積極的な意見聴取及び議論を展開する議会運営を行います。
- (4) 議会は、行政の監視機能を強化するため、全員協議会、常任委員会、議会運営委員会及び特

別委員会において必要な資料の提供を求め、十分な審議を行います。

(5) この条例に定めるもののほか、必要に応じて、議会関係条例等の見直しを行います。

(災害対応)

第3条 議会は、災害時において、議会機能を維持し、町長その他執行機関の職員等（以下「町長等」という。）を支援するため次のとおり対応します。

(1) 議会は、必要に応じて、災害時に対応する組織を設置します。

(2) 議会は、議会及び議員の対応及び行動基準を別に定めます。

第3章 議員の活動原則

(議員の活動原則)

第4条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動します。

(1) 議員は、議会の構成員としての自覚を持ち、一部団体及び地域の代表の意見にとらわれず、町民全体の福祉の向上を目的として活動します。

(2) 議員は、多様化する町民ニーズに対応するため、自己研さんに努めます。

(3) 議員は、町民の代表者として、高い倫理性が求められていることを自覚するとともに、邑楽町議会議員政治倫理条例（平成19年邑楽町条例第11号）を遵守し、活動します。

第4章 町民に開かれた議会

(町民との連携と説明責任)

第5条 議会は、町民と連携し、協働によるまちづくりを推進するため、年1回以上の議会報告会を開催し、情報を共有し、分かりやすい表現で説明責任を果たします。

(議会広報機能の拡充)

第6条 議会は、迅速かつ的確な広報手段を充実させるため、情報技術の発達を踏まえた議会だより及びホームページ等の定期的な見直しを行い、広報機能の拡充を図ります。

(傍聴の推進)

第7条 議会は、本会議のみならず、全員協議会、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の傍聴人を増やすため、町民が傍聴しやすい環境の整備を推進します。

(請願)

第8条 議会は、紹介議員から請願趣旨の聴取を行います。

第5章 町民と議会の関係

(町民参加の推進)

第9条 議会は、意見提出手続（パブリックコメント手続をいう。）を有効に活用するとともに、町民からの意見や政策提言を聴取し、議会への町民参加を促進します。

(意見交換会の開催)

第10条 議会は、各種団体等から議会に対しての意見を聴取し、行政及び議会活動に反映させるため、各種団体等との意見交換会を年1回以上開催します。

第6章 議会と行政の関係

(議員と町長等の関係)

第11条 議会は、二元代表制の原則に従い、審議の場において、町長等と対等関係及び緊張感を保持します。

(政策提案の説明要求)

第12条 議会は、町長が提案する重要な政策について、その論点及び水準を高めるため、町長に対して次に掲げる事項を明らかにするよう求めます。

- (1) 政策の根拠法令
- (2) 政策の発生源と提案に至るまでの経緯
- (3) 他の自治体の類似する政策との比較検討結果
- (4) 町民参加の有無とその内容
- (5) 総合計画との整合性
- (6) 財源措置
- (7) 将来にわたるコスト計算書

(新規条例に関わる規則及び要綱等の説明要求)

第13条 議会は、町長が提案する新規の条例について、それに関わる規則及び要綱等がある場合は、その書面及び説明を町長に求めるものとします。

(議会が議決すべき事件)

第14条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件は、次に掲げるものとし、特に重要な計画等について、議会と町長がともに責任を担い、透明性の高い町政運営に資するものとします。

- (1) 邑楽町総合計画基本構想の策定、変更又は廃止
- (2) 邑楽町総合計画基本計画の策定、変更又は廃止
- (3) 邑楽町地域防災計画の策定、変更又は廃止
- (4) 邑楽町都市計画マスタープランの策定、変更又は廃止
- (5) 邑楽町行政改革大綱の策定、変更又は廃止
- (6) 邑楽町公共施設等総合管理計画の策定、変更又は廃止
- (7) 邑楽町子ども・子育て支援事業計画の策定、変更又は廃止
- (8) 邑楽町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定、変更又は廃止
- (9) 邑楽町障がい者福祉計画の策定、変更又は廃止
- (10) 前各号に掲げるもののほか、町政に係る重要な計画等（当該計画等の期間が3年以上のものに限る。）の策定、変更又は廃止

第7章 議会の機能強化

(全員協議会の定期的な開催)

第15条 議会は、常に最新の行政情報を収集し、町民に対して説明責任を果たすため、町長等の出席を求め、月1回以上、全員協議会を開催します。

(議員研修の充実強化)

第16条 議会は、議員の政策立案能力の向上と専門知識の習得を図るため、先進地及び広く各分野の専門家との研修を行います。

(議会事務局の体制整備)

第17条 議会は、議会の監視機能及び調査機能並びに政策立案機能を補助する組織として、議会事務局の調査機能及び法務機能の充実強化を図ります。

(議会図書室の充実)

第18条 議会は、議会及び議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実を図ります。

第8章 議員の身分及び待遇

(議員定数)

第19条 議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点だけではなく、町民の客観的意見、町政の現状及び課題の変化、それに伴う議会の役割並びに将来の予測及び展望を十分考慮するものとします。

2 議員定数の条例改正の議案は、町民の直接請求による場合及び町長が提出する場合を除き、明確な改正理由を付して、法第109条第6項又は第112条第1項の規定に基づき、委員会又は議員から提出するものとします。

3 前項に規定する議案は、町の人口、面積、財政力及び町の事業課題を考慮し、類似町村の議員定数と比較検討し、決定します。

(議員報酬)

第20条 議員報酬の改正に当たっては、行財政改革の視点だけではなく、町民の客観的意見、町政及び議会の現状及び課題の変化並びにそれに伴う議員の役割を十分考慮するものとします。

2 議員報酬の条例改正の議案は、町民の直接請求による場合及び町長が提出する場合を除き、明確な改正理由を付して、法第109条第6項又は第112条第1項の規定に基づき、委員会又は議員から提出するものとします。

3 前項に規定する議案は、町の人口、面積、財政力及び町の事業課題を考慮し、類似町村の議員報酬と比較検討し、決定します。

第9章 最高規範性と見直し手続

(最高規範性)

第21条 この条例は、議会における最高規範であり、議会は、この条例の趣旨に反する条例及び規則等を制定しないものとします。

(条例に関する研修)

第22条 議会は、議員にこの条例の本旨と理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、この条例の研修を行うものとします。

(見直し手続)

第23条 議会は、この条例の目的が達成されているか否かを議員全員で、年1回以上検証します。

2 議会は、前項による検証の結果に基づき、この条例及び議会関係条例等の改正が必要な場合は、適切な措置を講じます。

3 議会は、この条例を改正する場合には、本会議において改正の理由及び背景を詳しく説明するものとします。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(邑楽町総合計画基本構想の議決に関する条例の廃止)

2 邑楽町総合計画基本構想の議決に関する条例（平成27年邑楽町条例第20号）は、廃止する。

邑楽町総合開発計画審議会条例

(設置)

第1条 邑楽町総合開発計画に関し、町長の諮問に応じて、必要な事項の調査及び審議を行うため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、邑楽町総合開発計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第2条 審議会は委員20人以内で組織し、委員は、次の各号に掲げるもののうちから町長が委嘱する。

- (1) 町議会の議員 10人以内
- (2) 知識経験のある者 10人以内

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、企画課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和53年条例第21号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和53年4月1日から適用する。

附 則 (昭和57年条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和60年条例第13号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和60年8月1日から施行する。

諮問書・答申書

(諮問)

邑企発第 67 号

令和 2 年 6 月 25 日

邑楽町総合開発計画審議会

会長 神谷 長平 様

邑楽町長 金子 正一

(企 画 課)

邑楽町第六次総合計画後期基本計画について (諮問)

邑楽町総合開発計画審議会条例 (昭和 45 年条例第 23 号) 第 1 条の規定に基づき、邑楽町第六次総合計画後期基本計画について貴審議会の意見を求めます。

(答 申)

令和2年10月26日

邑楽町長 金子正一様

邑楽町総合開発計画審議会
会長 神谷長平

邑楽町第六次総合計画後期基本計画（案）について（答申）

令和2年6月25日邑企発第67号をもって諮問のあった、邑楽町第六次総合計画後期基本計画（案）について慎重に審議した結果、当計画の基本構想の実現に向け、積極的に推進すべき計画であると認め、次のとおり答申します。

— 答 申 —

本格的な人口減少や少子高齢化社会を迎える中、将来にわたって全ての町民が安心して暮らせるまちづくりを進めるためには、町民や事業者、行政など、多様な主体が協働して、当計画に基づく施策を実行していくことが大切であり、審議会の中で示された審議会委員の意見・要望を踏まえ、自助・共助・公助による一体的で持続可能なまちづくりを展開されたい。

また、既存の手法にとらわれることなく、町民ニーズを的確に把握した質の高い行政サービスの提供が不可欠であり、先進的技術や民間活力の活用などさらなる町民の利便性向上に努められたい。

さらに、新型コロナウイルス感染症や近年の猛烈な台風などへの危機管理体制の整備を一層図るとともに、地方創生や移住定住へ向け、より一層の先駆的で魅力的な施策を展開されたい。

なお、当計画の実施にあたっては、施策評価や附随する個別計画の進捗管理を確実に行うことにより、効果的・効率的な行政運営の推進と行政の透明化を図られたい。

審議会意見・要望

「後期基本計画」について

「邑楽町第六次総合計画」では、町の将来像を「やさしさと活気の調和した夢あふれるまち“おうら”」とし、その実現に向けた行政運営がなされていますが、「後期基本計画」の施策実施にあたっては、以下の点に配慮を求めます。

基本目標 1 誰もが健やかに安心して暮らせるまちづくり

誰もが生涯にわたり住み慣れた地域で、健康に暮らし、安心して子どもを産み育てられるよう、ライフステージに合わせた医療や健康・福祉に関する取組を進められたい。また、防災対策や防犯・交通安全など、安全で安心して暮らせる生活環境づくりに努められたい。

<審議会委員からの意見・要望>

- ・ 地域完結型医療体制の確立
- ・ 食育の推進による健康寿命の延伸
- ・ 地域福祉活動の推進
- ・ 自助・共助・公助の役割分担及び公助の推進
- ・ 認知症への対応や終末期医療の推進
- ・ 地域包括ケアシステムの推進
- ・ 高齢者福祉施設の適切な維持管理及び充実
- ・ 健康寿命を延ばすことによる社会保障制度の健全な運営
- ・ 多言語での母子手帳の提供
- ・ 子育てへの男性参加の促進
- ・ 災害時の要支援者応急体制の充実
- ・ 避難所運営マニュアルの活用
- ・ 災害時の外国人住民への対応
- ・ 雨水浸水対策の推進
- ・ 自主防災組織の推進
- ・ 危機管理組織体制の確立
- ・ 行政と地域との協働による地域防災、防犯、安全施策の推進

基本目標 2 快適な暮らしと魅力ある産業があるまちづくり

計画的な土地利用や都市基盤の整備によって、暮らしや産業活動、人々の交流を支える、都市と自然のバランスのとれた便利で快適なまちづくりを進められたい。また、地域特性を生かした産業の振興を図り、働く意欲のある全ての人が生き生きと働ける環境づくりに努められたい。

<審議会委員からの意見・要望>

- ・耕作放棄地対策の推進
- ・農業機械の一元管理機構の設置による農家の負担軽減
- ・産業団地の推進
- ・多々良沼周辺の集客施設の整備
- ・河川の整備
- ・コンパクトなまちづくりの推進
- ・新焼却炉の容量及び搬入手数料の適正化

基本目標 3 豊かな心を育む教育のまちづくり

保育園では、保育の質の向上を図り、また、幼稚園や小・中学校ではハード・ソフト両面で教育環境を充実し、未来を担う心豊かでたくましい子どもを育てることに努められたい。また、地域全体でのスポーツ・文化などの生涯学習の取組を進め、誰もが生涯にわたって学び合い、自らの力や心を磨ける教育環境づくりを進められたい。

<審議会委員からの意見・要望>

- ・幼稚園及び保育園職員の質の向上及び待遇改善
- ・幼稚園及び保育園の人事交流の活発化
- ・登下校時の安全確保
- ・部活動指導員導入による教職員の多忙化改善
- ・スポーツ環境の改善
- ・文化財の一元管理と活用

基本目標 4 時代の変化に対応し町民に信頼されるまちづくり

一人一人の個性を尊重するとともに、地域コミュニティ活動の活発化や町民と行政の協働によって、魅力ある地域社会づくりを進められたい。また、効率的な行財政運営や広域行政の推進によって、町民に信頼される機能的な組織体制を図られたい。

<審議会委員からの意見・要望>

- ・町民参画機会の促進
- ・効率的で先進的な行政運営の推進
- ・重要施策への必要人員の確保
- ・経済状況や財政状況の分析

策定組織名簿

(1) 邑楽町総合開発計画審議会委員名簿

No.	委員	氏名	区分	役職
1	1号委員	神谷長平	議会議員	議長
2	〃	松村潤	〃	副議長
3	〃	大野貞夫	〃	総務教育常任委員
4	〃	小沢泰治	〃	産業福祉常任委員長
5	〃	原義裕	〃	産業福祉常任副委員長
6	〃	佐藤富代	〃	産業福祉常任委員
7	〃	島田時男	〃	産業福祉常任委員
8	2号委員	山路通則	区長会	会長
9	〃	天谷豊	農業委員会	会長
10	〃	中繁基	商工会	会長
11	〃	田部井猛夫	社会福祉協議会	会長
12	〃	内田雅行	民生委員児童委員協議会	会長
13	〃	澁井有三	土木委員会	会長
14	〃	原澤由美子	保健推進員会	会長
15	〃	岡田真幸	教育委員会	教育長職務代理者
16	〃	根岸孝志	体育協会	会長
17	〃	皆川フミ子	婦人会	会長

(2) 邑楽町総合計画計画策定外部評価委員会委員名簿

No.	大学名	氏名	No.	大学名	氏名
1	高崎経済大学	鈴木宏幸	11	高崎商科大学	岩井心
2	〃	高草木健太	12	〃	黛汰夢
3	〃	松田萌乃	13	〃	岩田優花
4	〃	金子すず	14	〃	矢野君樹
5	〃	今井湧太	15	〃	井上雄斗
6	〃	宮島拓也	16	〃	久野瑠巳
7	〃	内山知樹	17	〃	山井優也
8	〃	川上博也	18	〃	小堀剛希
9	〃	小菅祐真			
10	〃	渋谷剛史			

(3) 邑楽町第六次総合計画後期基本計画策定委員会委員名簿

No.	役職名	氏名	職名	No.	役職名	氏名	職名
1	委員長	半田康幸	副町長	9	委員	橋本恵子	健康福祉課長
2	副委員長	藤江利久	教育長	10	〃	久保田裕	子ども支援課長
3	副委員長	関口春彦	総務課長	11	〃	吉田享史	農業振興課長
4	委員	石原光浩	議会事務局長	12	〃	小林隆	商工振興課長
5	〃	橋本光規	企画課長	13	〃	齊藤順一	都市建設課長
6	〃	横山淳一	税務課長	14	〃	築比地昭	会計課長
7	〃	松崎嘉雄	住民課長	15	〃	中繁正浩	学校教育課長
8	〃	山口哲也	安全安心課長	16	〃	田中敏明	生涯学習課長

(4) 邑楽町第六次総合計画後期基本計画専門部会委員名簿

部会	基本目標1部会	基本目標2部会	基本目標3部会	基本目標4部会	
構成課	企画課	企画課	子ども支援課	総務課	学校教育課
	住民課	安全安心課	学校教育課	議会事務局	生涯学習課
	安全安心課	農業振興課	生涯学習課	企画課	
	健康福祉課	商工振興課		税務課	
	子ども支援課	都市建設課		住民課	
	商工振興課	農業委員会		安全安心課	
	都市建設課			健康福祉課	
	生涯学習課			会計課	

No.	所 属	職 名	氏 名	No.	所 属	職 名	氏 名
1	総務課	課長補佐	山崎弘美	29	子ども支援課	係長	田村昌代
2	〃	係長	小沼勇人	30	〃	係長	中里亜弥
3	〃	係長	川島隆史	31	〃	係長	内田里美
4	〃	係長	石原薫	32	〃	係長	橋本和美
5	〃	係長	新島輝之	33	農業振興課	係長	川田直也
6	議会事務局	係長	内田知栄	34	〃	係長	勅使河原大宣
7	企画課	係長	小室敬祐	35	農業委員会	係長	國府田論
8	〃	係長	矢島規行	36	商工振興課	課長補佐	小林和美
9	税務課	課長補佐	金井孝浩	37	〃	係長	小林聖史
10	〃	係長	野中和也	38	都市建設課	課長補佐	蟹和薫
11	〃	係長	増尾徹	39	〃	係長	関谷淳
12	〃	係長	中島和美	40	〃	係長	中村圭臣
13	住民課	課長補佐	松崎澄子	41	〃	係長	岩谷聡志
14	〃	課長補佐	岡部京子	42	会計課	係長	小沼伸枝
15	〃	課長補佐	関谷京子	43	学校教育課	課長補佐	高橋克徳
16	〃	係長	相場嘉光	44	〃	課長補佐	石原和美
17	安全安心課	係長	小川哲也	45	〃	課長補佐	大芦純
18	〃	係長	橋本裕明	46	〃	課長補佐	立澤一彦
19	〃	係長	太田直樹	47	〃	係長	星野哲也
20	健康福祉課	課長補佐	矢島勇	48	生涯学習課	課長補佐	齊藤利光
21	〃	課長補佐	小林郁恵	49	〃	係長	金子佐知枝
22	〃	係長	横田修之	50	〃	係長	吉沢貴
23	〃	係長	片山三恵子	51	〃	係長	藤田和良
24	〃	係長	新井美和	52	〃	係長	内田純伸
25	子ども支援課	係長	細谷理恵	53	〃	係長	小島拓
26	〃	係長	築比地秀嗣	54	〃	係長	若井邦香
27	〃	係長	中村弘美	55	〃	係長	栗田修一
28	〃	係長	坂口千奈美				

(5) 策定事務局

No.	所 属	職 名	氏 名
1	企 画 課	課 長	橋 本 光 規
2	企画課企画政策推進係	係 長	矢 島 規 行
3	〃	主 任	松 島 智 明

注釈一覧

50音	注釈語	注釈内容
あ	アウトリーチ	芸術家が、普段芸術文化に触れる機会の少ない人のところへ出向き、働きかけを行うもの。芸術普及活動。
い	一時預かり保育	幼稚園の教育課程に係る教育時間以外の時間に、園児を当該幼稚園で預かり、保育すること。
	一時保育	保護者が子どもの面倒を見ることができない時に、1日や時間単位で一時的に子どもを預けられるサービス。「一時預かり」ともいい、待機児童や保育園に入れない子どもが対象となる。
	医療圏	都道府県が病床の整備を図るに当たって設定する地域単位。
	インクルーシブ教育	障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に教育を受けること。
え	SNS (エスエヌエス)	ソーシャルネットワーキングサービス (Social-Networking-service) の略。登録された利用者同士が交流できるインターネット上の会員制サービス。
	NPO (エヌピーオー)	「Non-Profit-Organization」又は「Not-for-Profit-Organization」の略。様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体。
	NPO法人(特定非営利活動法人)	特定非営利活動促進法に規定する20分野のうちのいずれかの特定非営利活動を行い、所轄庁に認証され法人格を取得した団体。
	LGBTQ (エルジービーティーキュー)	レズビアン (Lesbian)、ゲイ (Gay)、バイセクシュアル (Bisexual)、トランスジェンダー (Transgender)、クエスチョニング (Questioning) とクィア (Queer) の頭文字をとったもので、性的少数者 (セクシャルマイノリティ) を表す言葉の一つ。
	延長保育	保育所や幼稚園などが通常の開所・開演時間を延長して保育すること (保育所で、通常の保育時間 (保育所により異なる) を超えて子どもを預かること)。
か	学童保育所	共働きや一人親の小学生の放課後 (土曜日、春・夏・冬休み等の学校休業中は一日) の生活を継続的に保障することを通して、親の仕事と子育ての両立支援を保障することを目的とした施設。
	寡婦(寡夫)	夫(妻)と死別又は離婚して、再婚していない女(男)。
き	基幹相談支援センター	地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務 (身体障害・知的障害・精神障害)、成年後見制度利用支援事業等の権利擁護及び地域移行、地域定着等の業務を行う。
	救急医療	人間を突然に襲う外傷や感染症などの疾病、すなわち「急性病態」を扱う医療。
	共助	福祉：近隣や町民同士が豊かな地域づくりに協力、協働すること。 防災：地域の災害時要配慮者の避難に協力したり、地域住民で消火活動をしたりするなど、周りの人たちと助け合うこと。
	共生社会	障がい者等が、積極的に参加、貢献していくことができる社会。
	協同性	友達と関わる中で、互いの思いや、考えなどを共有し共通の目的の実現に向けて、考えたり、工夫したり、協力したり、充実感をもってやり遂げるようになること。

く	群馬いきいきGカンパニー制度	育児や介護と仕事の両立、女性の活躍推進、従業員のワーク・ライフ・バランスの実現に取り組む事業所を「群馬いきいきGカンパニー」として認証する制度。
	ぐんま若者サポートステーション	働くことに悩みを抱えている15歳～49歳の人に対し、専門的な相談、コミュニケーション訓練などによるステップアップ、就労体験などにより、就労に向けた支援を行う身近に相談できる機関。
け	経営発達支援計画	小規模事業者支援法に基づく、小規模事業者の持続的な発展を支援するため、商工会と町とで共同で作成し、国が認定する計画。
	健康マイレージ事業	自治体において、住民に健康づくりを促進する新しい仕組みであり、住民は、自治体が決定した健康づくりメニューを一定期間行うことを条件に特典を受けられる制度。
こ	公助	福祉：法律や制度に基づき、行政機関などが提供する自助及び共助ではまかないきれない生活保障サービス。 防災：行政機関や消防、警察による救助活動や支援物資の提供などの公的支援。
	合計特殊出生率	15歳～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。
	子育て世代包括支援センター	母子保健法及び子ども・子育て支援法の規定に基づき、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健について、専門的な見地から子育てに関する相談支援事業を実施し、子育て世代への切れ目ない支援を行う機関。
さ	産後ケア事業	医療機関等を利用したり、助産師等に自宅訪問してもらうことで産後間もない体や心のケア、授乳指導や育児相談等を受けることができる支援体制を確保する事業。
し	自助	福祉：町民一人一人が豊かな生活を送るために自ら努力すること。 防災：家庭等で日頃から災害に備えたり、災害時には事前に避難したりするなど、自分で自分の身を守ること。
	児童委員	地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う地域福祉の担い手。
	児童相談所	児童の福祉増進について相談に応じ、必要によっては児童及びその家庭につき必要な調査・判定・指導を行う機関（18歳未満の児童の福祉や健全育成等に関する相談に応じ、児童や保護者に最も適した援助や指導を行う行政機関）。
	児童扶養手当	ひとり親世帯に暮らす児童について扶養者に支給する手当（児童扶養手当法に基づいた制度であり、離婚によるひとり親世帯等、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給し、児童福祉の増進を図ること）。
	出生率	人口1,000人に対する一年間の生産児数の割合。
	ジュニアリーダー	子ども会を中心にキャンプやレクリエーションなどの地域活動を行う中学生あるいは高校生。
	食育	様々な経験を通じて、「食」に関する知識と、バランスの良い「食」を選択する力を身に付け、健全な食生活を実践できる力を育むこと。

	食料品アクセス問題	高齢者等を中心に食料品の購入や飲食に不便や苦勞を感じる、いわゆる買い物難民、買い物弱者、買い物困難者という人たちが増加している社会的な課題。
	新興感染症	最近新しく認知され、局地的にあるいは国際的に公衆衛生上の問題となる感染症。
そ	創業支援等事業計画	産業競争力強化法に基づき、地域の創業を促進させるため、市町村が民間の創業支援事業者（地域金融機関、商工会等）と連携して、創業支援を実施するための国が認定する計画。
た	多子軽減	第2子以降の子に係る経済的負担を軽減する制度（制度により第1子の年齢制限や軽減率が異なる）。
ち	地域包括ケアシステム	重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい、医療、介護及び生活支援・介護予防が一体的に提供されるシステム。
	中小企業退職金共済制度	退職金制度をもつことが困難な中小・零細企業を対象にした国の退職金制度。
	長期休業	学年始め、夏季、冬季、学年末等の休業日（いわゆる夏休み、冬休み、春休みのこと）。
て	DV (ディーブイ)	ドメスティック・バイオレンス (domestic-violence) の略。明確な定義はないが、「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多い。
と	トップアスリート	その競技で最高水準の実力を認められている運動選手。
に	ニュースポーツ	20世紀後半以降に新しく考案、紹介されたスポーツで、勝敗にこだわらず、レクリエーションの一環として気軽に楽しむことに主眼を置いた身体運動。
	妊産婦	妊娠中又は出産後一年以内の女子。
	認定こども園	教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育園の両方の良さを持っている施設。
は	パブリックビューイング	スタジアムや公園、広場などの特設会場などに設置された大型スクリーンで、別の会場で行われているスポーツの試合などを観戦すること、又はそれを目的としたイベント。
	パラスポーツ	障がい者が行うスポーツ全般。
ひ	PDCA マネジメント (ピーディーシーエー)	マネジメントの品質を高めようとする手法の一種で、計画 (Plan)、実行 (Do)、評価 (Check)、改善 (Action) の頭文字をとったもの。総合計画においても基本計画・実施計画などの立案から、実行、評価、改善に至るまでのプロセス。
	ひとり親家庭等	母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する配偶者のない女子、及び配偶者のない男子又は父母のいない児童を養育している者。
	非認知能力	IQ (知能指数) などの、テストで測ったり、数値化したりすることが出来る知的な能力 (認知的能力) とは異なり、意欲や、好奇心、粘り強さ、意思などの能力。
ふ	ファミリー・サポート・センター	地域において育児の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、育児について助け合う会員組織。
	不育症	妊娠はするけれども、2回以上の流産、死産を繰り返して結果的に子どもを持たない場合の状態。

	福祉医療	子ども、重度心身障害者、母子家庭の母と子及び父子家庭の父と子が社会保険等で医療を受けた場合に自己負担をしなければならない費用を支給する制度。
	不妊症	妊娠を望む健康な男女が、避妊をしないで性交をしているにもかかわらず、一定期間（一般的に1年）妊娠しない場合の状態。
ほ	放課後児童健全育成事業	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全育成を図るもの。
	保健福祉事務所	保健・医療・福祉の総合的な相談窓口。
ま	マイタイムライン	台風の接近によって河川の水位が上昇する時に、自分自身がとる標準的な防災行動を時系列的に整理し、とりまとめる行動計画表。
	まかせて会員	ファミリー・サポート・センターにおいて、育児援助を行う人のこと。
み	未就学児	小学校入学前の子ども（小学校などの初等教育機関に就学する年齢（学齢）に満たない児童のこと）。
	民生委員	厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める者であり、「児童委員」を兼ねる。
め	メタボリック症候群	内臓肥満に高血圧・高血糖・脂質代謝異常が組み合わさることにより、心臓病や脳卒中などになりやすい病態。
ゆ	ユニバーサルデザイン	障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう、都市や生活環境をデザインする考え方。
よ	幼児教育（教育・保育）	小学校就学前の幼児を対象とする教育。日本では幼稚園・保育所での教育を指す。広義には、家庭や地域での教育を含む。
	4R 運動	ごみを減らす取組として、リフューズ（Refuse）断る、リデュース（Reduce）減らす、リユース（Reuse）繰り返し使う、リサイクル（Recycle）資源として再利用、の4つの頭文字「R」をとった運動。ごみになるものを家庭に持ち込まない、将来ごみになりそうなものは、買う量・使用量を減らす、不要なものが出ても、繰り返し使う、正しく分別し、資源として再利用するといった取組。
り	両親学級	妊婦と父親になる人を対象とした、妊娠中の健康管理や過ごし方・沐浴などの育児を体験できる講座。これから母親又は父親となる者同士の出会いや交流の場も兼ねる。
れ	レファレンスサービス	何らかの情報要求を持っている図書館利用者に対し、その必要とする情報あるいは情報源を効率よく入手できるように援助する図書館職員によるサービス。

基本構想

～基本構想～

※邑楽町第六次総合計画基本構想は、平成 28 年（2016 年）第 3 回議会定例会にて議決済み。

将来像

「邑楽町第六次総合計画」におけるまちづくりの将来像を次のように定めます。

これは、本町の平成28年度（2016年度）から令和7年度（2025年度）までのまちづくりの目標となるものです。

やさしさと活気の調和した夢あふれるまち“おうら”

本町では、これまで「やさしさと活気の調和したまち“おうら”」を将来像に掲げて、全ての町民が住みよい町と実感できるよう、まちづくりを推進してきました。

本町は、美しい自然環境に包まれて、子育て世代や高齢者を始め、誰もが助け合い、安心して日常生活を送ることのできる、人にやさしい町を目指してきました。

また、本町の立地を生かし、都市基盤を充実しつつ、魅力ある産業や文化活動を通して人と人との交流し、にぎわいと活気あるまちづくりに努めてきました。

「邑楽町第六次総合計画」においては、これまでの考え方を受け継ぎながら、町民と協働のまちづくりを進め、本町の魅力をさらに高め、本町に暮らす誰もが未来に向かって夢と希望が持てる「やさしさと活気の調和した夢あふれるまち“おうら”」を将来像とします。

基本理念

「人口減少に対応した地域資源の活用と少子化対策の充実で元気ある町づくり」を進めます。

● 人口減少抑制を本町の最大課題として位置付け、あらゆる分野で人口減少対策を視野にいます。

● 新たな移住定住施策及び子育て支援策を行うことで、人口減少の抜本的な解決を図ります。

● 福祉、健康、医療などの施策の充実を図るだけでなく、災害に備えた危機管理体制の強化、防犯体制の充実を行うことで安全・安心な町を目指します。

● 地域・企業・行政が一体となり、今ある地域の資源・財産・町の魅力を最大限に生かしたまちづくりを進めます。

将来都市構造図

本町の将来像や基本目標を実現するために、将来に向けて目指すべき町の姿を、土地利用、拠点、軸の配置によって示します。また、土地利用、拠点、軸が十分に機能を発揮できるよう、それぞれについて詳細な考え方を示し、次のような構造を基本とし、まちづくりを進めていきます。

土地利用

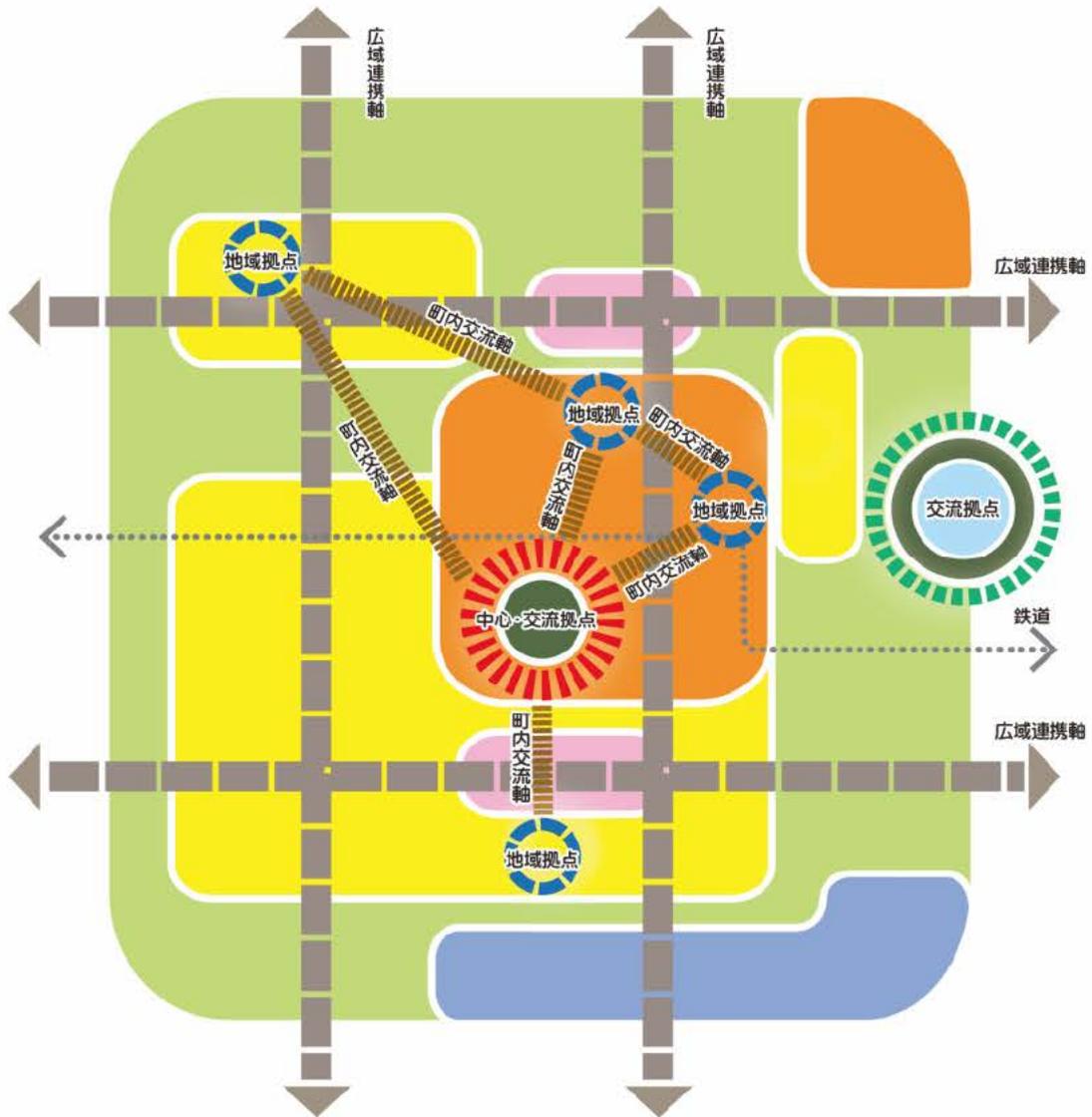
本町の土地利用については、良好な生活環境の保全と向上及び町の活性化と発展のために、それぞれの土地利用の機能が十分に発揮できるよう計画的な活用を図ります。

拠点

拠点本町の将来像を実現するために、地域特性を踏まえた特徴的な地域づくりを進めるべき地区を拠点として位置付けます。

軸

町内に配置する拠点が互いに連携を図るための町内交流軸と周辺市町と交流、連携を図るための広域連携軸を配置します。



1) 土地利用の方向性

(1) 公園・緑地

多々良沼公園などの公園・緑地、また、町内に散在する平地林については、適切な維持管理を促進し、豊かな自然環境の維持保全を図ります。

(2) 農地

生産基盤である優良農地については、営農環境の向上を図りつつ、農地はもとより貴重な自然・緑地空間として維持保全を図ります。

(3) 集落地

市街化調整区域内に点在する既存の集落地については、秩序ある土地利用を誘導しつつ、必要な生活基盤の整備などを進め、のどかで住みやすい環境の確保を図ります。

(4) 市街地

住居系、商業系用途地域として指定されている市街地については、必要な基盤整備を進め、住宅や商業店舗が集積する本町にふさわしいにぎわいと魅力ある市街地の形成を図ります。

(5) 沿道商業地

東西方向の広域連携軸の道路沿道の一部区間を「沿道商業地」として位置づけ、商業施設や沿道サービス施設用地として活用できるよう、引き続き調査・研究を進めます。

(6) 工業用地

本町南部の鞍掛工業団地を始めとする工業系用途地域においては、公害防止などの周辺環境に配慮した工業用地の維持に努めます。また、需要に応じた工業用地の拡大を促進し、企業誘致や町内に点在する工場の移転集積などを図り、安全で活力ある工業用地の形成を目指します。

2) 拠点の方向性

(1) 中心・交流拠点



役場庁舎やおうら中央公園の周辺部を本町の中心・交流拠点として位置付けます。本町の核となる都市機能の集積を図り、行政・文化・レクリエーションなどの機能を備えた、多くの町民が往来するにぎわいあふれる拠点とします。

(2) 地域拠点



中野地域、高島地域、長柄地域、中野東地域において、公共施設やコミュニティ施設、文教施設が集積する地区に地域拠点を配置します。地域住民の交流・ふれあいの場として、機能拡充を進めます。

(3) 交流拠点



町外から多くの来訪者がある多々良沼公園一帯を交流拠点として位置付け、自然環境の保全を図るとともに、魅力の向上に努めます。

3) 軸の方向性

(1) 広域連携軸



周辺市町あるいは他県との交流を促進するため、南北方向と東西方向に広域連携軸を配置し、交流人口の増加と産業や観光の活性化のための有効利用を図ります。また、東武小泉線においても、駅利用の利便性の向上を図り、広域連携軸としての機能向上に努めます。

(2) 町内交流軸



町内に配置する拠点が互いに連携し、一体感を醸成するとともに、魅力と活気あふれる町域を形成するために、拠点と拠点を町内交流軸で結び、地域の特性を生かした地域づくりを図ります。

基本目標

「町の将来像」を実現するために、まちづくりの基本目標を次のように4つの視点で定めます。

基本目標1 誰もが健やかに安心して暮らせるまちづくり

誰もが生涯にわたり住み慣れた地域で、健康に暮らし、安心して子どもを産み育てられるよう、ライフステージに合わせた医療や健康・福祉に関する取組を進めます。また、防災対策や防犯・交通安全など、安全で安心して暮らせる生活環境をつくりまします。

基本目標2 快適な暮らしと魅力ある産業があるまちづくり

計画的な土地利用や都市基盤の整備によって、暮らしや産業活動、人々の交流を支える、都市と自然のバランスのとれた便利で快適な町をつくりまします。また、地域特性を生かした産業の振興を図り、働く意欲のある全ての人が生き生きと働ける環境をつくりまします。

基本目標3 豊かな心を育む教育のまちづくり

保育園、幼稚園、学校でのハード、ソフト両面で教育環境を充実し、未来を担う心豊かでたくましい子どもを育てまします。また、地域全体での生涯学習、スポーツ、文化などの取組を進め、誰もが生涯にわたって学び合い、自らの力や心を磨ける教育環境をつくりまします。

基本目標4 時代の変化に対応し町民に信頼されるまちづくり

一人一人の個性を尊重するとともに、地域コミュニティ活動の活発化や町民と行政の協働によって、魅力ある地域社会づくりを進めます。また、効率的な行財政運営や広域行政の推進によって、町民に信頼される機能的な組織体制をつくりまします。

主要指標

区分		平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)	令和7年 (2025年)
総人口		26,500人	25,500人	25,000人
年齢別人口	年少人口(0~14歳)	3,210人	2,780人	2,590人
	割合	12.1%	10.9%	10.4%
	生産年齢人口(15~64歳)	15,870人	14,590人	13,970人
	割合	59.9%	57.2%	55.9%
	高齢者人口(65歳以上)	7,420人	8,130人	8,440人
	割合	28.0%	31.9%	33.8%

※各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で100%にならない場合があります。

基本方針

本町の将来像を実現するために、4つの基本目標ごとに施策を具体的に進めていくうえでの方針として次の12項目を掲げます。

基本目標1 誰もが健やかに安心して暮らせるまちづくり

基本方針1 地域で支え合う健康と福祉のまち

質の高い医療の提供、健康づくりの推進、地域福祉や社会保障の充実などによって、一人一人が元気に生活でき、地域でお互いに支え合える町を目指します。

基本方針2 安心して子どもを産み育てられるまち

核家族化やひとり親家庭の増加など家族形態の多様化に合わせ、若い世代の出産や育児の不安や悩みを解消し、安心して産み育てられる町を目指します。

基本方針3 災害に強く犯罪や事故の少ない安全なまち

消防・救急体制や災害応急体制を整備するとともに、防犯対策や交通安全対策などを充実することによって、災害に強く、犯罪や交通事故が起りにくい環境を整え、多様な主体の連携によって暮らしの安全が確保された町を目指します。

基本目標2 快適な暮らしと魅力ある産業があるまちづくり

基本方針4 活力ある産業を育み働きやすいまち

地域資源を生かし、本町の主要な産業である農業や工業の振興を図るとともに、商業活性化のための取組に対する支援や観光活動の活発化に努め、意欲ある全ての人が生き生きと働ける町を目指します。

基本方針5 快適で利便性の高い都市基盤のまち

将来都市構造に基づいて適切な土地利用を誘導するとともに、都市基盤施設や宅地などの整備、公共交通の充実を進め、快適で便利な暮らしや産業を支える都市基盤の整った町を目指します。

基本方針6 自然と人が調和し環境にやさしいまち

豊かな水と緑に恵まれた自然環境を守るとともに、ごみの減量化や下水処理などの身近な生活環境に関する問題に取り組み、自然と人が共生する持続可能で美しい町を目指します。

基本目標 3 豊かな心を育む教育のまちづくり

基本方針 7 子どもたちの豊かな心と生きる力を育むまち

幼児教育や学校教育の一層の充実を図るとともに、学校と家庭と地域が一体となった地域ぐるみで子どもたちを見守る仕組みをつくり、心豊かでたくましい子どもを育む町を目指します。

基本方針 8 町民の学ぶ意欲と創造力を育むまち

様々な学習やスポーツに、積極的に取り組みやすい環境を整備し、一人一人が生涯にわたって必要とする力を養い、その成果を社会に生かしていくことができる生涯学習社会の実現した町を目指します。

基本方針 9 地域の歴史・文化を守り育むまち

天然記念物や埋蔵文化財、近代化遺産、伝統文化など、先人の残した貴重な文化を後世に伝えるとともに、町民の芸術文化活動への参加を促進し、多くの人が歴史や文化に親しむことのできる町を目指します。

基本目標 4 時代の変化に対応し町民に信頼されるまちづくり

基本方針 10 共生社会を実現するまち

地域や学校などのあらゆる場を通して人権について正しい理解を促し、女性や子ども、高齢者、障がい者、外国籍住民など、全ての町民が等しく人権を尊重される町を目指します。

基本方針 11 町民と歩む協働のまち

町民と行政が一体となって、地域の活性化や課題解決、身近な生活環境の改善などに取り組み、多様な魅力ある協働が活発に展開される町を目指します。

基本方針 12 信頼に応える行財政運営のまち

本町を取り巻く環境の変化や様々な課題に対応しつつ、効率的な組織体制、安定した財政力を確保することにより、これからの時代にふさわしい持続可能で自立した行財政運営の行われる町を目指します。

体系図

将来像	基本理念	基本目標	基本方針	施策
やさしさと活気の調和した夢あふれるまち “おうら”	人口減少に対応した地域資源の活用と少子化対策の充実で元気あるまちづくり	基本目標 1 誰もが健やかに 安心して暮らせる まちづくり	基本方針 1 地域で支え合う健康と 福祉のまち	(1) 総合的な医療サービスの提供 (2) 健康づくりの推進 (3) 地域福祉活動の推進 (4) 高齢者福祉の推進 (5) 障がい者福祉の充実 (6) 社会保障制度の健全な運営
			基本方針 2 安心して子どもを 産み育てられるまち	(7) 子育て支援の充実 (8) ひとり親福祉の充実
			基本方針 3 災害に強く犯罪や 事故の少ない安全なまち	(9) 消防力と救急体制の充実 (10) 防犯対策の推進 (11) 危機管理体制の整備 (12) 交通安全対策の推進 (13) 消費者の安全対策の推進 (14) 相談事業の拡充
		基本目標 2 快適な暮らしと 魅力ある産業が あるまちづくり	基本方針 4 活力ある産業を 育み働きやすいまち	(15) 農業の振興 (16) 工業の振興 (17) 商業の振興 (18) 良好な就労環境の整備 (19) 観光活動の活発化
			基本方針 5 快適で利便性の高い 都市基盤のまち	(20) 計画的な土地利用の推進 (21) 交通環境の整備 (22) 緑と水辺の保全と整備 (23) 良好な住環境と市街地形成 (24) 安定した上水道の供給
			基本方針 6 自然と人が調和し 環境にやさしいまち	(25) 温暖化防止対策の推進 (26) 快適な生活環境の創造 (27) 循環型社会の形成
		基本目標 3 豊かな心を育む 教育のまちづくり	基本方針 7 子どもたちの豊かな心と 生きる力を育むまち	(28) 幼児教育・保育の充実 (29) 質の高い学校教育の推進
			基本方針 8 町民の学ぶ意欲と 創造力を育むまち	(30) 社会教育の振興と生涯学習社会の推進 (31) 青少年の健全育成 (32) スポーツの振興
			基本方針 9 地域の歴史・文化を 守り育むまち	(33) 文化財の保護と活用 (34) 芸術文化の振興
		基本目標 4 時代の変化に 対応し町民に 信頼される まちづくり	基本方針 10 共生社会を 実現するまち	(35) 多文化共生・国際化の推進 (36) 人権の尊重・男女共同参画社会の推進
			基本方針 11 町民と歩む協働のまち	(37) 地域コミュニティ活動の推進 (38) 情報共有と町民参画の推進 (39) 協働のまちづくりの推進
			基本方針 12 信頼に応える 行財政運営のまち	(40) ICT（情報通信技術）の推進 (41) 効率・効果的な行政運営の推進 (42) 財政運営の健全性の確保 (43) 広域行政の推進

施策の概要

基本方針1 地域で支え合う健康と福祉のまち

1 総合的な医療サービスの提供

総合的な医療サービスが提供できるよう、健康の保持・増進から疾病の予防・治療・リハビリテーションまで包括的な地域医療体制の確立に努めます。また、医療圏内外との連携を図り、体系的な救急医療体制の整備充実を図ります。

2 健康づくりの推進

町民一人一人が健康の大切さを自覚し、自らが進んで健康づくりに取り組んでいけるよう、健康意識の普及に努めるとともに、母子保健の充実や健康チェック体制の強化、日常生活に根ざした健康づくり活動の充実など、生涯にわたる健康づくりの推進及び支援に努めます。

3 地域福祉活動の推進

家庭や地域の中で自立した生活を送れるよう、「邑楽町地域福祉計画」に基づき、福祉サービスの提供と「助け合い」「支え合い」の仕組みづくりを進め、地域の連帯や社会福祉に対する理解と意識の高揚を図ります。また、地域福祉に関わるNPOやボランティア活動の支援に努めます。

4 高齢者福祉の推進

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、高齢者の保健・医療、在宅福祉サービスの充実、生きがい対策の推進、拠点施設の整備など、総合的な施策の推進に努めます。また、地域包括支援センターを中心に地域支援事業の充実を図ります。

5 障がい者福祉の充実

障がい者が地域社会のなかで安心して自立した生活を送れるよう、「邑楽町障がい者福祉計画」に基づき、医療や福祉サービスの充実、啓発活動の推進、生活環境の整備など、地域住民や関係機関と連携しながら、きめ細かく総合的な施策を推進します。

6 社会保障制度の健全な運営

安心の支え合いである社会保障制度を維持するため、生活困窮者の相談援助活動の強化や自立更正の支援、「邑楽町介護保険事業計画」に基づくサービス供給基盤の充実や健全財政に努めます。また、国民健康保険の広域化や保健事業活動の推進、国民年金制度の普及・啓発、県との連携による後期高齢者医療制度の円滑な運営を図ります。

基本方針2 安心して子どもを産み育てられるまち

7 子育て支援の充実

安心して子どもを産み育てられるよう、「邑楽町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、妊婦健康診査や乳児のいる家庭への訪問、出産祝金の支給、子育て支援センターによる相談事業、小学生を対象とした学童クラブの充実など、妊婦から就学時まで切れ目のない施策で、子育て環境の充実を図ります。

8 ひとり親福祉の充実

ひとり親家庭の生活の自立や安定を支援するため、関係機関と緊密に連携しながら、生活や就労などの問題に対して相談・助言・情報提供に努めるとともに、低所得世帯への福祉貸付制度の周知や、児童扶養手当等の各種制度の充実を図ります。

基本方針3 災害に強く犯罪や事故の少ない安全なまち

9 消防力と救急体制の充実

町民の生命・財産を守るため、消防職員の確保や施設・設備の整備、火災予防活動の推進によって消防力の充実・強化を図ります。また、救命率を向上させるための高度な救急・救助体制の整備や応急手当処置の普及などの推進に努めます。

10 防犯対策の推進

犯罪や非行を防止するため、「安全安心まちづくり推進条例」に基づき、町民の自主的な防犯活動を促進させるとともに、警察や防犯関係団体などとの一体的な防犯体制の整備、教育施策などとの連携により、犯罪の起こりにくい環境の整備を図ります。

11 危機管理体制の整備

災害時に対応できるよう、「邑楽町地域防災計画」に基づき、建物や構造物の耐震・耐火性を高めるとともに、町民の防災意識の高揚を図ります。また、発災時の情報収集、周辺市町などとの相互応援物資の調達などに係る体制の整備に努めます。

12 交通安全対策の推進

交通事故を無くし死亡者ゼロを目指します。特に、高齢者や子どもに対する交通安全教育や交通安全運動を積極的に推進します。また、道路反射鏡などの交通安全施設の整備や公安委員会と連携し適切な交通規制の導入などを図り、安全で快適な交通環境の充実に努めます。

13 消費者の安全対策の推進

町民の消費生活の安定と質的向上に向けて、消費生活センターを充実・強化するとともに、消費生活相談員による出前講座や広報紙・ホームページなどでの情報提供を通して積極的な啓発活動に取り組みます。また、企業に対して、品質規格の表示、契約関係の明確化など、適正な指導と監視に努めます。

14 相談事業の拡充

生活のなかで生じる不安解消のよりどころとなる相談事業をさらに推進するため、専門的支援を行うための法律相談事業と生活相談事業を拡充するとともに、関係機関と連携しながら幅広い相談内容に対応できる体制の拡充を図ります。

基本方針4 活力ある産業を育み働きやすいまち

15 農業の振興

農業の健全な発展に向けて、優良農用地の有効利用や担い手の育成・確保を図るとともに、地産地消や6次産業化の推進などに努めます。また、集落道路などの生活環境基盤の整備や農村コミュニティ活動の支援によって、快適で豊かな農村環境の創出を図ります。

16 工業の振興

本町の主要産業である工業の振興に向けて、新たな工業団地造成の促進を図り、優良企業の誘致や工業団地外の工場の移転による効率化に努めます。また、技術や担い手の資質の向上を商工会と連携して支援を図り、生産基盤の強化を推進します。

17 商業の振興

本町の商業活性化のため、商工会との連携を強化し、融資制度の充実、情報交換会やイベント開催の支援、後継者や担い手の育成などを図ります。

18 良好な就労環境の整備

働く意欲のある全ての人の雇用の安定化を目指し、様々な労働ニーズと社会変化に対応した就業機会の拡大・確保に努めます。また、勤労者福祉施設の充実やワークライフバランスの実現に向けた支援などにより、勤労者を取り巻く環境の向上を図ります。

19 観光活動の活発化

観光を本町の産業として育成するため、シンボルタワーを中心としたおうら中央公園や多々良沼公園を本町の観光の拠点として活用を図ります。また、イベントの開催や内容の充実及びPR活動のほか、特産品開発の調査・研究など、ソフト面での施策を推進します。

基本方針5 快適で利便性の高い都市基盤のまち

20 計画的な土地利用の推進

コンパクトで暮らしやすい市街地・集落地の形成と、自然や産業活動と調和のとれたまちづくりを進めるために、適正な土地利用の規制・誘導や効率的な基盤整備の促進などを図ります。

21 交通環境の整備

交通利便性を高めるため、広域的な幹線道路や身近な生活道路の整備を進め、機能的な道路ネットワークの充実を図ります。また、鉄道交通のアクセス改善を関係機関へ要請するとともに、公共バスの運行継続や町内バスのネットワークの構築に努めます。

22 緑と水辺の保全と整備

多々良沼公園などの緑と水辺を本町の魅力として伸ばすとともに、災害に対応した安全な空間を確保するため、公園や河川の整備、平地林を始めとした自然環境の保全、自然と市街地が調和した景観整備を図ります。

23 良好な住環境と市街地形成

定住や移住促進につながるよう、土地区画整理事業の促進や町営住宅の整備などによって良好な住環境の形成を図るとともに、「都市計画マスタープラン」や「立地適正化計画」に基づき、快適な市街地の形成を図ります。

24 安定した上水道の供給

安定した水の供給を実現するため、水道事業の広域化によって、施設、情報、水資源等の経営資源の共有化と効率的な活用を図り、運営基盤の恒久的な維持向上と技術の継承を含めた事業運営により、水道利用者へ均一で質の高いサービスの提供を推進します。

基本方針6 自然と人が調和し環境にやさしいまち

25 温暖化防止対策の推進

良好な地球環境や限りある資源を次世代に引き継ぐため、環境学習などによる意識啓発に努め、家庭、職場、地域における積極的な活動を推進します。また、省エネルギー対策に加え、エネルギーの利用効率の向上、再生可能エネルギーの導入を図ります。

26 快適な生活環境の創造

公害を未然に防止し、快適な生活環境を創出するため、環境に対する町民や企業の意識や理解を高めるとともに、企業との公害防止協定の締結、不法投棄に対する監視の強化、環境に関する情報共有の迅速化に努めます。

27 循環型社会の形成

環境への負荷を軽減するため、ごみの分別・減量化・資源の有効利用を推進するとともに、地域特性などを考慮した公共下水道の整備や合併処理浄化槽の設置、衛生・効率的なし尿処理、廃棄物処理施設の整備を推進します。

基本方針7 子どもたちの豊かな心と生きる力を育むまち

28 幼児教育・保育の充実

幼児教育や保育の質の向上のため、幼保一体化の推進や職員の適切な配置を図るとともに、環境衛生の向上や事故の防止などに努め、子どもが安心して楽しく社会生活に必要な経験を得られる環境の充実に図ります。また、その後の学校教育に円滑に移行できるよう体制の整備を図ります。

29 質の高い学校教育の推進

児童生徒の確かな学力の向上と豊かな心の成長に向けて、教育内容と指導方法を改善・充実するとともに、教職員の資質の向上と学校教育の活性化を図ります。また、教育施設の防犯や環境対策など総合的な教育環境の改善に努めます。

基本方針8 町民の学ぶ意欲と創造力を育むまち

30 社会教育の振興と生涯学習社会の推進

全ての人々が生涯を通して学び、生き生きとした生活を送ることができるよう、社会教育活動を展開します。また、その基盤となる社会教育・生涯学習施設の整備や活用、職員体制の充実、様々な学習機会の提供、関係団体の連携強化に努めます。

31 青少年の健全育成

乳児期から青年期までの健全な成長と社会的な自立を総合的に支援するため、関係団体の連携と組織化の促進を図り、地域社会全体で青少年を守り育てる体制づくりを進めます。

32 スポーツの振興

町民総参加の体育スポーツ活動を推進するため、各種体育スポーツ施設の有効活用や指導者養成・指導体制の確立に努めます。スポーツ団体やクラブなどの組織の充実と活動の活性化、教室・大会の開催、健康を志向したスポーツや運動習慣の普及・拡大などを図ります。

基本方針 9 地域の歴史・文化を守り育むまち

33 文化財の保護と活用

貴重な文化財を後世に伝え、郷土愛を醸成するため、専門知識を持つ職員や町民ボランティアを育成し、文化財の調査や適切な管理を行うとともに、文化財を学校教育や社会教育、観光活動などまちづくりに活用します。

34 芸術文化の振興

芸術文化を通じて、一人一人の生きがいと地域の交流を広げるため、文化活動の拠点となる中央公民館を活用しながら、自主的な文化活動の支援、芸術文化に関する情報の提供、新たなイベントの開催などに取り組みます。

基本方針 10 共生社会を実現するまち

35 多文化共生・国際化の推進

町民の国際交流を推進するために、国際理解を深める情報の提供や学習環境の充実を図り、国際的な広い視野をもった人材を育成するとともに、外国籍住民にとって暮らしやすい環境づくりに努めます。

36 人権の尊重・男女共同参画社会の推進

誰もが人権を尊重した考えと行動をとることができるよう、国・県・学校及び団体などの関係機関と連携しつつ、町民や企業への人権・男女共同参画に関する意識の普及に努めるとともに、人権侵害等の相談・支援の充実を図ります。

基本方針 11 町民と歩む協働のまち

37 地域コミュニティ活動の推進

地域活動が活発に行われるよう、老朽化した施設の整備や地域のリーダーの育成などの施策を推進します。また、行政区での様々な活動に関する情報や活動機会の提供を図ります。

38 情報共有と町民参画の推進

地域ニーズを反映した町民満足度の高いまちづくりを進めるため、町民参画による計画づくりに努めるとともに、各種刊行物や情報通信技術の活用によって効果的な広報・広聴活動を推進します。また、本町への移住・定住を促進するため、本町の魅力を広く発信します。

39 協働のまちづくりの推進

町民・地域・行政が協力して活力あるまちづくりを進めるため、情報の共有や学習機会の提供などによって一人一人のまちづくりへの関心を高めます。また、まちづくり活動に関する相談機能や補助制度の充実などにより、主体的な活動の推進を図ります。

基本方針 12 信頼に応える行財政運営のまち

40 ICT（情報通信技術）の推進

行政サービスの向上や業務の効率化を進めるため、情報セキュリティ体制を強化し、日常的な手続や社会保障及び防災など各種場面で情報通信技術の活用を図ります。また、誰もが情報通信技術を活用できるよう、学校教育や社会教育を通じて情報教育を推進します。

41 効率・効果的な行政運営の推進

町民サービスの質を低下させることなく無駄のない効率的な行政運営を図るため、選択と集中による計画的な事業を推進します。また、機能的な組織の構築と公共施設の適正な管理を図ります。

42 財政運営の健全性の確保

多様化する行政需要に対応するため、社会・経済情勢の動向に留意し、自主財源の確保と依存財源の活用に努めます。また、徹底した経費節減を図り、長期的な展望に立った健全で計画的な財政運営に取り組みます。

43 広域行政の推進

広域化する行政需要に対応し、町域を越えた行政課題に積極的に取り組むため、県・周辺市町と連携し広域的視点に立った行政運営を推進します。

最重点施策・重点施策

最重点施策

子どもを産み育てやすい環境の整備

少子化が進む中、今後のまちづくりを担う子どもたちを育み、若い世代が住みたいと思う町にします。

<施策 7> 子育て支援の充実

◆安心して出産できる支援の充実 ◆子育て環境の充実 ◆子ども医療制度の充実

<主要事業>

■ファミリー・サポート・センター事業 ■認定こども園事業 ■乳児家庭全戸訪問事業
■乳幼児健診・相談事業 ■子ども医療費無料化事業

産業振興の推進

雇用や賑わいを創出するため、本町の主要産業である農業や商工業を振興するとともに、新規の産業団地の造成を図ります。

<施策 15> 農業の振興

◆持続可能な農業経営の確立

<主要事業>

■農業振興対策事業
■農地中間管理事業
■農用地利用集積促進事業
■人・農地問題解決加速化支援事業
■多面的機能支払事業

<施策 16> 工業の振興

◆企業誘致の推進

<主要事業>

■企業誘致推進事業

<施策 17> 商業の振興

◆商業の振興

<主要事業>

■商工団体育成支援事業
■中小企業の経営安定化に向けた融資事業
■商工支援事業
■創業支援事業

重点施策

健康・高齢者福祉の充実

高齢化が進行する中、高齢者がいつまでも地域で生き生きと暮らせる町にします。

<施策 1> 総合的な医療サービスの提供

◆高齢者医療の充実
(地域包括ケアシステムの構築)

<施策 2> 健康づくりの推進

◆健康増進活動の充実

災害に備えた危機管理体制の強化

地域における防災力を向上し、「自助・共助・公助」による「防災・減災」のまちづくりを進めます。

<施策 9> 消防力と救急体制の充実

◆消防力の充実・強化

<施策 11> 危機管理体制の整備

◆地域の防災力の向上 ◆災害応急体制の整備

教育・文化の向上

「豊かな心」と「確かな学力」を育むとともに、町民の文化活動を更に充実させます。

<施策 29> 質の高い学校教育の推進

◆教育内容の改善・充実

<施策 30> 社会教育の振興と生涯学習社会の推進

◆生涯学習推進支援体制の充実
(中央公民館の活用)

邑楽町第六次総合計画 後期基本計画

発行年月 令和3年(2021年)3月
(策定年月日 令和2年(2020年)12月7日)

〒370-0692

群馬県邑楽郡邑楽町大字中野 2570 番地 1

TEL 0276-88-5511

FAX 0276-89-0136

メール plan@swan.town.ora.gunma.jp

編集 邑楽町役場企画課

